

学生便覧

令和 7 年度



豊岡短期大学

は じ め に

この学生便覧は、本学の学修や学生生活の方針とするためのものです。内容を熟読・理解するようにしてください。

各種手続き・問い合わせ等をする場合は、下記までお願いします。

＜問い合わせ先＞

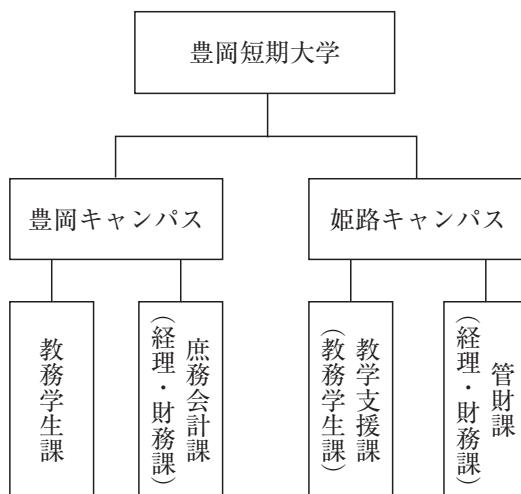
豊岡キャンパス 所在地 〒668-8580 兵庫県豊岡市戸牧160番地

連絡先 0796-22-6367 (教務学生課直通)

姫路キャンパス 所在地 〒671-0101 兵庫県姫路市大塩町2042番2

連絡先 079-287-9321 (教学支援課直通)

＜手続き先＞



※令和7年4月より、一部組織の名称変更が生じています。

() カッコ内は、令和7年3月までの名称のため、本冊子の文中に記載の名称は読み替えてください。

＜窓口時間＞

豊岡キャンパス 教務学生課 平日 9:00~17:00 土曜日 9:00~13:00
庶務会計課 平日 9:00~16:00 土曜日 9:00~12:00

姫路キャンパス 教学支援課 平日 9:00~17:00 土曜日 9:00~13:00
管 財 課 平日 9:00~16:00 土曜日 9:00~12:00

目 次

新入生を迎えて	学長 室谷 雅美	1
建学の理念		2
豊岡短期大学の沿革		5

I こども学科における学修

1. 学年・学期および休業日	7
2. 単位	7
3. 卒業に必要な単位	9
4. 開講科目	13
5. 授業科目の区分	16
6. 履修登録	16
7. 講義	17
8. 実習	18
9. 出席	22
10. 休講	22
11. 公欠制度	25
12. 掲示	26
13. 提出期限の厳守	27
14. 試験および成績	28

II 免許・資格

1. 教員免許制度	29
2. 教育職員免許状取得に必要な科目ならびに単位数	29
3. 保育士資格	32
4. 社会福祉主任用資格	35
5. 教員免許状授与申請および保育士登録	36

III 学籍

1. 学籍番号	37
2. 学生証	37
3. 学籍の異動	38
4. 学費その他の諸経費	40

IV 学生活動

1. 学生活動指導	41
2. 学生心得	41
3. 諸手続と窓口関係	48
4. 健康管理	50
5. 奨学金制度	53
6. アルバイト	57
7. その他の注意事項	57

V 就職・編入学

1. 進路希望調査	63
2. 4年制大学への編入学	65

VI 図書館

1. 図書館の利用	67
-----------	----

VII 学則・規程

1. 学則 (抄)	75
2. 学生規程	86
3. 単位授与規程	92
4. GPA に関する規程	96
5. 科目等履修生規程	98
6. 学生の懲戒等に関する規程	103

VIII 内規・要項

1. 学費等諸経費納入要項 (抄)	107
2. 履修登録要項	111
3. 公欠取扱基準	113
4. 実習履修基準に関する内規	115
5. 保育士資格を付与するための科目等履修生制度に関する内規	117
6. 豊岡短期大学学生会規約	118
7. 遠征合宿に関する内規	121

IX その 他

1. 組織	123
2. 豊岡キャンパス校舎配置図	124
3. 豊岡キャンパス教室配置図	125
4. 姫路キャンパス校舎配置図	127
5. 姫路キャンパス教室配置図	128

新入生を迎えて

学長室 谷 雅美

新入生の皆さん、ご入学おめでとうございます。

豊岡短期大学は、平成29年に創立50周年を迎え、現在まで57年の歴史を持つ短期大学で、通学部・通信教育部で学生たちが保育者になるために必要な知識や技術を修得すべく、学修に取り組んでいます。

本学の「建学の精神」は、近畿大学の創設者 世耕弘一先生の説かれた「教育の目的は人に愛される人 信頼される人 尊敬される人 を育成することにある」としています。そして、人間は、自然のなかで他の生命とともに生かされているという認識をもち、他人や自然を思いやる豊かな人間性と創造力に培われたいわゆる「共生の心」を備えた人材の育成が教育理念です。この理念を実践するために、次のような教育目標を掲げています。

1. 人間は人間だけで生きているのではなく、自然のなかで他の生命とともに、生かされているという認識を持つとともに、その思想を実践する力を培う
2. 専門職業人として基本的な倫理観を養うとともに、他人を思いやる心を培う
3. 専門職に必要な基礎的知識・技術を修得するとともに、創造性を培う
4. 社会・歴史に対する深い洞察力を身に付けるとともに、豊かな人間性を培う
5. 國際社会に適応しうる感性を育むとともに、異文化を理解しうる力を培う

皆さんは、2年間本学で学修し、その成果として、卒業と同時に保育士資格と幼稚園教諭2種免許状を取得することができます。

現代は、「認定こども園」が増加しており、保育士資格と幼稚園教諭普通免許状の両方を有した保育教諭のニーズが非常に高くなっています。認定こども園、保育所や児童福祉施設等に就職活動をする際には、これらの免許・資格が強力な武器となることは間違いありません。

まずは、大学で学ぶ基礎・基本の知識や技術、さらには幅広い視野と多様な教養を身に付け、これらの免許・資格の取得を目標の一つとして、精一杯努力されることを期待します。

最後に、この学生便覧は、皆さん歴史と伝統を重んじる「トヨタン」で学ぶにあたり、「学習や生活の指針」とするために編集しています。何度も目を通して内容を理解し、役立ててください。

令和7年4月

建 学 の 理 念

◆ 建学の精神

本学は、近畿大学の創設者 世耕弘一先生の説かれた「人に愛される人 信頼される人 尊敬される人を育成することにある」を「建学の精神」としています。

◆ 教育理念

「建学の精神」のもと、人間は自然のなかで他の生命とともに生かされているという認識をもち、他人や自然を思いやる豊かな人間性と創造力に培われたいわゆる「共生の心」を備えた人材の育成を教育理念としています。

◆ 教育目標

教育理念「共生の心」を備えた人材の育成を達成するために、五つの教育目標を掲げています。

1. 人間は人間だけで生きているのではなく、自然のなかで他の生命とともに、生かされているという認識を持つとともに、その思想を実践する力を培う
2. 専門職業人として基本的な倫理観を養うとともに、他人を思いやる心を培う
3. 専門職に必要な基礎的知識・技術を修得するとともに、創造性を培う
4. 社会・歴史に対する深い洞察力を身に付けるとともに、豊かな人間性を培う
5. 国際社会に適応しうる感性を育むとともに、異文化を理解しうる力を培う

◆ 学習成果

教育目標を達成し、保育者に必要な知識・技能として修得すべき学習成果は、次のように定めています。

保育者として必要な知識・技能を身に付ける。

1. 専門的学習成果

- ① 保育者として子どもの教育・保育環境をつくることができる。
- ② 一人ひとりの特性や発達の課題に即した支援ができる。
- ③ 子どもの主体的な活動や子どもにふさわしい生活・遊びを展開できる。
- ④ 保護者や地域との連携を図れる能力を育成する。

2. 教養的学習成果

- ① 社会人・職業人として求められるマナーや姿勢、コミュニケーション能力を獲得できる。
- ② 社会人・職業人として責任を果たすために必要な倫理観や価値観、自己表現、他者理解及び自己管理の能力を育成する。

◆ 三つの方針

五つの教育目標に基づき、三つの方針として、ディプロマポリシー（卒業認定・学位授与に関する方針）、カリキュラムポリシー（教育課程の編成・実施方針）、アドミッションポリシー（入学者受入方針）を定めています。

▼ディプロマポリシー（卒業認定・学位授与に関する方針）について

学位：短期大学士（幼児教育学）

本学は「建学の精神」と「教育目標」に基づいて、保育者としての知識と技能を修得し、それらに裏打ちされた深い造詣と社会貢献への使命感を備える人材を社会に送り出すことに努めています。卒業認定にあたっては厳正に成績評価を行い、学則に規定する所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、学位授与します。

▼カリキュラムポリシー（教育課程の編成・実施方針）について

本学は「建学の精神」と「教育目標」を実現するために「総合科目」と「専門教育科目」により保育者としての知識と技能を修得し、それらに裏打ちされた深い造詣と社会貢献への使命感を備えた人材を育成するカリキュラムを提供します。

1. 入学者の基礎学力の確認及び支援を図ります。また、「総合科目」の充実したカリキュラム展開により教養を備えた学生を育成します。
2. キャリア教育を展開し、マナーやコミュニケーション能力、基本的な倫理観、表現力を養います。
3. 「専門教育科目」においては、保育者としての知識と技能をより高め、社会の多様なニーズに対応できる学識と良識とを備えるためのカリキュラム編成をします。
4. 「専門教育科目」においては、地域社会との連携を図りながら多彩なカリキュラムを展開し、保育者としての理解を深め認識するとともに人間性を養うことに努めます。
5. ボランティア活動の活性化を図り、学生が体験による学びを積極的に展開できるよう努めます。

▼アドミッションポリシー（入学者受入方針）について

本学は「建学の精神」と「教育目標」とに共感する入学者を国内外から広く受け入れます。

1. 将来の目標を持っている人
2. 本学が求める基礎的な知識・技能を備えている人
3. 自己の探求ができるとともに、謙虚に学ぶ姿勢を有する人
4. 専門職を通して、社会に貢献したいと考える人

◆ アセスメントポリシー（学習成果及び教育効果の検証に関する方針）

1. 目的

短期大学としての教育の質を保証する目的から、三つの方針を基盤とする評価指標を定め、教育成果の可視化を行うことにより学生の学習成果を評価します。この評価は、入学時から卒業時までを継続的に、短期大学レベル、学科レベル、科目レベルの3つのレベルで、下記に示す指標に基づいて実施し、教育内容、教育方法の改善等に利用します。

2. 評価に用いる指標

評価に用いる指標は下記のとおりとします。

評価主体	入学時 (アドミッションポリシー)	在学中 (カリキュラムポリシー)	卒業時・卒業後 (ディプロマポリシー)
機関レベル (短期大学)	・各種入学試験	・退学状況(除籍含む)(中退学率) ・休学状況	・卒業率・学位授与数 ・就職率・専門職率・進学状況
	・学生調査	・短期大学生調査【短大基準協会】 ・学生満足度調査・学習行動調査	・勤務状況調査(卒業生・事業所) ・卒業時アンケート
教育課程レベル (学科)	・各種入学試験	・GPA ・単位修得状況・カリキュラムマップ・ツリーに基づく学習成果別評価	・GPA ・資格・免許取得状況 ・単位修得状況
科目レベル (個々の授業)	・入学時学力確認テスト	・成績評価・欠席状況 ・授業評価アンケート	

3. 結果の取り扱い

各評価の結果は、原則として担当部署が報告書を作成して教授会において報告するとともに、自己点検・評価委員会にも報告するものとします。加えて、適切な形式で結果を学内外に公開するよう努めるものとします。これらの過程において、個人情報の取り扱いは、十分注意することとします。

豊岡短期大学の沿革

昭和42年 1月	近畿大学豊岡女子短期大学家政科設置認可
	初代学長に世耕政隆先生就任
4月	近畿大学豊岡女子短期大学開学式
昭和44年 3月	通信教育部家政科設置認可
7月	学生食堂竣工
10月	第2代学長に岩城由一先生就任
昭和46年 1月	幼児教育科設置認可
昭和47年 1月	通信教育部幼児教育科設置認可
昭和48年 1月	児童教育学科設置認可
3月	幼児教育科廃止
昭和55年 2月	児童教育研究所附属幼稚園設置認可
昭和57年10月	第3代学長に飯塚義富先生就任
昭和59年 9月	近畿大学豊岡学園歌制定
昭和60年 7月	和花季会館竣工
11月	第4代学長に重松恒信先生就任
昭和61年10月	家政科を家政学科に名称変更
平成元年 4月	近畿大学豊岡女子短期大学を近畿大学豊岡短期大学に名称変更
	児童教育研究所附属幼稚園を児童研究所附属幼稚園に名称変更
平成 2年 4月	第5代学長に池上隆雄先生就任
11月	第6代学長に布施五郎先生就任
平成 3年 4月	家政学科を生活情報学科に名称変更
	児童教育学科を幼児教育学科に名称変更
平成 4年 4月	児童研究所附属幼稚園を短期大学附属幼稚園に名称変更
10月	第7代学長に正子朔先生就任
11月	創立25周年記念式典・学生食堂ログハウス竣工
平成 6年10月	第8代学長に岡崎雄交先生就任
平成 7年 4月	グラウンド完成
平成11年10月	第9代学長に上田正一先生就任
平成13年 4月	生活情報学科を生活情報・福祉学科に名称変更
	通信教育部生活情報学科を通信教育部生活情報・福祉学科に名称変更
平成15年11月	学校法人近畿大学弘徳学園設置認可

平成16年 4月	設置者を学校法人近畿大学弘徳学園に変更
平成17年 4月	幼児教育学科をこども学科に名称変更
	通信教育部幼児教育学科を通信教育部こども学科に名称変更
平成19年 4月	生活情報・福祉学科学生募集停止
	通信教育部生活情報・福祉学科学生募集停止
平成20年 3月	生活情報・福祉学科廃止
平成21年 4月	通学部入学定員変更
平成24年 3月	通信教育部生活情報・福祉学科廃止
4月	第10代学長に長谷川定宣先生就任
平成26年 4月	近畿大学豊岡短期大学附属幼稚園をこうのとり認定こども園に移行
平成28年 4月	近畿大学豊岡短期大学を豊岡短期大学に名称変更
平成29年11月	創立50周年記念式典
平成30年 4月	第11代学長に野畠健太郎先生就任
平成31年 4月	豊岡短期大学姫路キャンパス開学
令和4年 4月	第12代学長に岩田健一郎先生就任
令和7年 4月	第13代学長に室谷雅美先生就任

1. 学年・学期および休業日

(1) 学年・学期 (学則第9条)

学年は、前期・後期に分け、前期は、毎年4月1日から9月30日まで、後期は、10月1日から翌年3月31日までとします。

(2) 休業日 (学則第10条)

休業日は、次のとおりとします。

- 日曜日
- 国民の祝日に関する法律に定める休日
- 創立記念日（11月5日）
- 夏季休業、冬季休業、春季休業（学年暦に定める）

2. 単位

(1) 単位の考え方 (学則第18条)

授業科目は、その授業方法により、講義、演習、実験・実習および実技に区分し、授業はそのいずれかにより行われます。

各授業科目の学修量を計る基準を「単位」といい、各授業科目の単位数は、1単位の履修時間を教室内および教室外合わせて45時間とし、下記の基準により計算されます。

◆講義科目および演習科目… 15時間から30時間までの授業を以って1単位とする。

◆実習科目および実技科目… 30時間から45時間までの授業を以って1単位とする。

また、各科目の授業時間をP8のとおり定めています。

(2) 単位の認定 (単位授与規程第2条)

単位修得の認定や学業評価は、本学学則、単位授与規程、および授業概要（シラバス）に則り、筆記試験、論文（レポート）、実技、実習や試験、受講態度等により総合的に評価し、60点以上を合格とします。

<総合科目>

科目名称	単位	形態	時間	科目名称	単位	形態	時間	科目名称	単位	形態	時間
弘徳豊岡教育Ⅰ	1	演習	30	環境と人間	2	講義	30	キャリアアップⅠ	1	演習	15
弘徳豊岡教育Ⅱ	1	演習	30	こども環境学	2	講義	30	キャリアアップⅡ	1	演習	15
生命倫理	2	講義	30	情報リテラシーと処理技術	2	演習	30	キャリアアップⅢ	1	演習	15
女性と文化	2	講義	30	健康科学	1	講義	15	英語コミュニケーション	2	演習	30
憲法	2	講義	30	スポーツ（実技）	1	実技	30				

<教科専門科目>

科目名称	単位	形態	時間	科目名称	単位	形態	時間	科目名称	単位	形態	時間
こども家庭福祉	2	講義	30	表現とこどもの運動	1	演習	15	こどもの食と栄養	2	演習	30
社会福祉論	2	講義	30	こどもと体育	1	演習	15	障害児保育	2	演習	30
こども家庭支援論	2	講義	30	幼児造形	1	演習	15	地域ボランティア	1	実習	30
こどもの発達と家庭支援	2	講義	30	言葉とこどもの文化	1	講義	15	こどもと器楽うたⅠ	1	演習	30
健康論	1	講義	15	こどもの保健	2	講義	30	こどもと器楽うたⅡ	1	演習	30
環境論	1	講義	15	こどもの健康と安全	1	演習	15	特別研究Ⅰ	1	演習	30
人間関係論	1	講義	15	子育て支援	1	演習	15	特別研究Ⅱ	2	演習	40
音楽表現論	1	講義	15	保育原理	2	講義	30	特別研究Ⅲ	1	演習	30
造形表現論	1	講義	15	社会的養護Ⅰ	2	講義	30	特別研究Ⅳ	2	演習	40
こどもと造形	1	演習	15	精神保健	2	講義	30				

<教職専門科目>

科目名称	単位	形態	時間	科目名称	単位	形態	時間	科目名称	単位	形態	時間
教職論	2	講義	30	こどもの指導法「言葉」	1	演習	15	幼児実習基礎	1	講義	15
教育原理	2	講義	30	こどもの指導法「リズム表現」	1	演習	15	教育実習事前・事後指導	1	演習	30
教育心理学	2	演習	30	こどもの指導法「造形表現」	1	演習	15	保育実習Ⅰ（保育所）	2	実習	80
特別支援教育	1	講義	15	こどもの指導法「言語表現」	1	演習	15	保育実習Ⅰ（施設）	2	実習	80
発達心理学	2	講義	30	こどもの指導法「音楽表現」	2	演習	60	保育実習指導Ⅰ（保育所）	1	演習	30
こどもと文化	2	演習	30	教育方法論	2	講義	30	保育実習指導Ⅰ（施設）	1	演習	30
教育課程論	2	講義	30	こどもの理解と相談支援	2	演習	30	保育実習Ⅱ	2	実習	80
保育内容総論	1	演習	30	乳幼児保育Ⅰ	2	講義	30	保育実習指導Ⅱ	1	演習	15
こどもの指導法「健康」	1	演習	15	乳幼児保育Ⅱ	1	演習	15	保育実習Ⅱ	2	実習	80
こどもの指導法「人間関係」	1	演習	15	社会的養護Ⅱ	1	演習	15	保育実習指導Ⅲ	1	演習	15
こどもの指導法「環境」	1	演習	15	教育実習	4	実習	120	保育・教職実践演習（幼稚園）	2	演習	30

3. 卒業に必要な単位

総合科目は8単位以上、専門教育科目は必修科目を含めた54単位以上、合計62単位以上を修得しなければ卒業できません。

◆総合科目

区分	必要単位数	開講年次
総合科目	8単位以上	1～2年次

◆専門教育科目

学科	区分	必要単位数			開講年次
こども学科	必修	12科目	15単位	54単位以上	1～2年次
	選択		39単位		

豊岡短期大学こども学科 カリキュラムマップ

(令和7年度入学生)

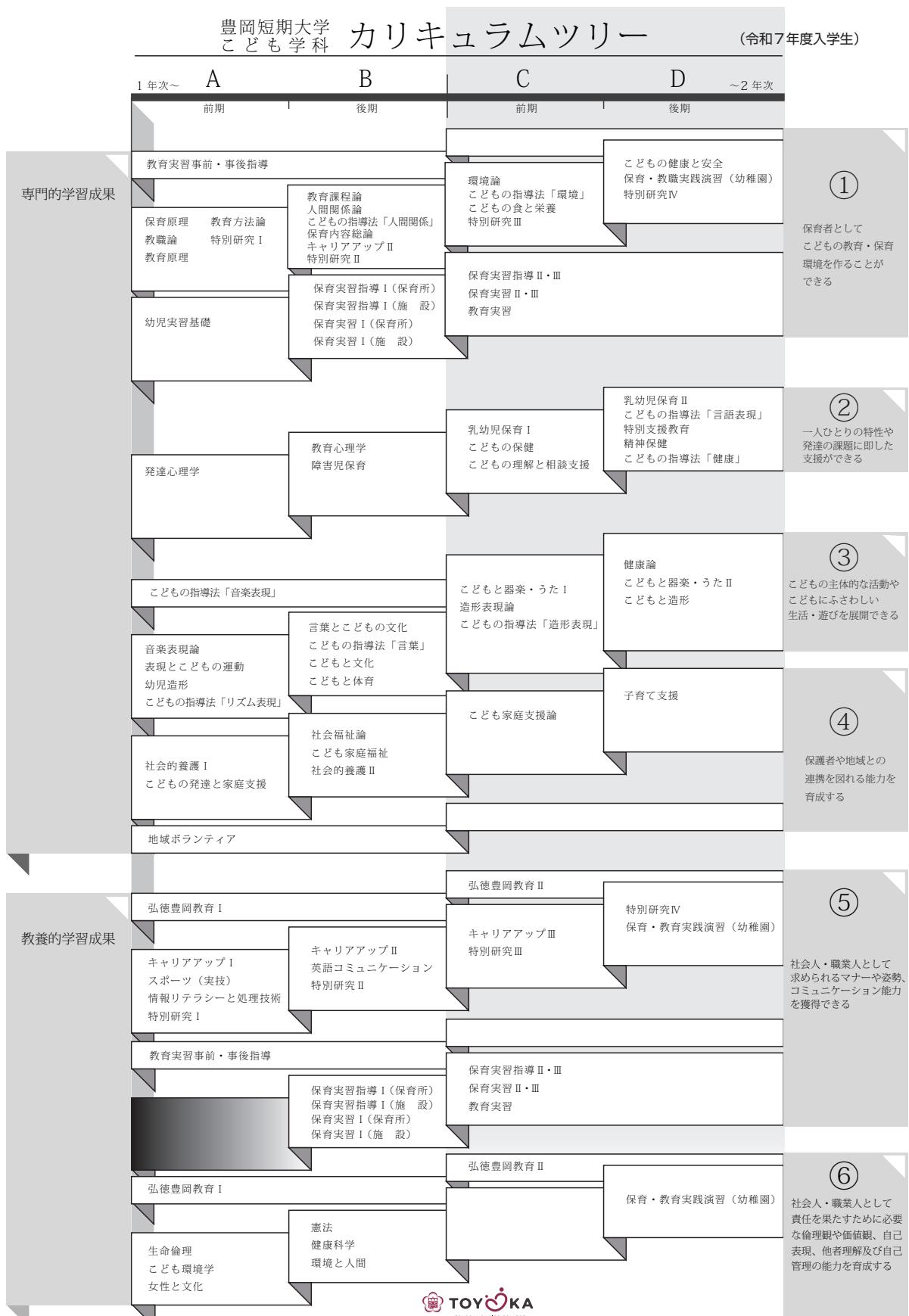
教育目標	専門的学習成果				教養的学習成果	
1. 人間は人間だけで生きているのではなく、自然のなかで他の生命とともに、生かされているという認識をもつとともに、その思想を実践する力を培う 2. 専門職業人として基本的な倫理観を養うとともに、他人を思いやる心を培う 3. 専門職に必要な基礎的知識・技術を修得するとともに、創造性を培う 4. 社会・歴史に対する深い洞察力を身に付けるとともに、豊かな人間性を培う 5. 国際社会に適応しうる感性を育むとともに、異文化を理解しうる力を培う	①保育者として ②一人ひとりの 特性や発達の課 題に即した支援 ができる	③子どもの主体 的な活動やこど もにふさわしい 生活・遊びを開 拓できる	④保護者や地域 との連携を図れ る能力を育成す る		⑤社会人・職業 人として求めら れるマナー・姿 勢、コミュニケーション能力 を獲得できる	⑥社会人・職業 人として責任を 果たすために必 要な倫理観や価 値観、自己表 現、他者理解及 び自己管理の能 力を育成する
【総合科目】						
弘徳豊岡教育 I					◎	◎
生命倫理					○	○
女性と文化					○	○
こども環境学					○	○
憲法					○	○
環境と人間	○				○	○
情報リテラシーと処理技術					◎	○
健康科学					○	◎
スポーツ（実技）			○		◎	○
キャリアアップ I					◎	○
キャリアアップ II	◎	○	○		◎	○
英語コミュニケーション				○	◎	○
【教科専門科目】						
こども家庭福祉	○	○		◎		
社会福祉論	○	○		◎		
こどもの発達と家庭支援	○	○		◎		
人間関係論	◎	○	○			
音楽表現論	○	○	◎			
表現とこどもの運動	○	○	◎			
こどもと体育	○	○	◎			
幼児造形	○		◎			
言葉とこどもの文化	○	○	◎			
保育原理	◎			○		
社会的養護 I	○			◎		
障害児保育	○	◎		○		
地域ボランティア				◎		
特別研究 I	◎	○	○	○	◎	○
特別研究 II	◎	○	○	○	◎	○
【教職専門科目】						
教職論	◎			○	○	○
教育原理	◎					
教育心理学	○	◎	○			
発達心理学	○	◎				
こどもと文化	○		◎			
教育課程論	◎			○		
保育内容総論	◎	○	○	○		
こどもの指導法「人間関係」	◎	○	○	○		
こどもの指導法「言葉」	○	○	◎			
こどもの指導法「リズム表現」	○		◎			
こどもの指導法「音楽表現」	○	○	◎			
教育方法論	◎					
社会的養護 II	○	○		◎		
幼児実習基礎	◎	○	○	○		
教育実習事前・事後指導	◎	○	○	○	◎	○
保育実習 I (保育所)	◎	○	○	○	◎	○
保育実習 I (施設)	◎	○	○	○	◎	○
保育実習指導 I (保育所)	◎	○	○	○	◎	○
保育実習指導 I (施設)	◎	○	○	○	◎	○

豊岡短期大学こども学科 カリキュラムマップ

(令和7年度入学生)

教育目標	専門的学習成果				教養的学習成果	
1. 人間は人間だけで生きているのではなく、自然のなかで他の生命とともに、生きされているという認識をもつとともに、その思想を実践する力を培う 2. 専門職業人として基本的な倫理観を養うとともに、他人を思いやる心を培う 3. 専門職に必要な基礎的知識・技術を修得するとともに、創造性を培う 4. 社会・歴史に対する深い洞察力を身に付けるとともに、豊かな人間性を培う 5. 國際社会に適応しうる感性を育むとともに、異文化を理解しうる力を培う	①保育者としてこどもの教育・保育環境をつくることができる ②一人ひとりの特性や発達の課題に即した支援ができる ③こどもの主体的な活動やこどもにふさわしい生活・遊びを開拓できる ④保護者や地域との連携を図れる能力を育成する ⑤社会人・職業人として求められるマナー・姿勢、コミュニケーション能力を獲得できる ⑥社会人・職業人として責任を果たすために必要な倫理観や価値観、自己表現、他者理解及び自己管理の能力を育成する					
【総合科目】						
弘徳豊岡教育Ⅱ					◎	◎
キャリアアップⅢ					◎	○
【教科専門科目】						
こども家庭支援論	○			◎		
健康論	○	○	◎			
環境論	◎		○	○		
造形表現論	○	○	◎			
地域ボランティア				◎		
こどもと器楽・うたⅠ	○		◎			
こどもと器楽・うたⅡ	○		◎			
こどもと造形	○		◎			
こどもの保健	○	◎		○		
精神保健	○	◎		○		
こどもの食と栄養	◎	○		○		
こどもの健康と安全	◎		○			
子育て支援	○			◎		
特別研究Ⅲ	◎	○	○	○	◎	○
特別研究Ⅳ	◎	○	○	○	◎	○
【教職専門科目】						
こどもの指導法「健康」	○	◎	○			
こどもの指導法「環境」	◎		○			
こどもの指導法「言語表現」	○	◎	○			
こどもの指導法「造形表現」	○	○	◎			
特別支援教育	○	◎		○		
こどもの理解と相談支援	○	◎	○	○		
乳幼児保育Ⅰ	○	◎	○	○		
乳幼児保育Ⅱ	○	◎	○	○		
教育実習	◎	○	○	○	◎	○
教育実習事前・事後指導	◎	○	○	○	◎	○
保育実習指導Ⅰ（保育所）	◎	○	○	○	◎	○
保育実習指導Ⅰ（施設）	◎	○	○	○	◎	○
保育実習Ⅱ	◎	○	○	○	◎	○
保育実習指導Ⅱ	◎	○	○	○	◎	○
保育実習Ⅲ	◎	○	○	○	◎	○
保育実習指導Ⅲ	◎	○	○	○	◎	○
保育・教職実践演習（幼稚園）	◎	○	○	○	◎	○

2年次配当科目



4. 開講科目(令和7年度入学生)

◆総合科目

(令和7年度入学生)

区分	授業科目名	単位数		卒業	履修要件				開講年次				
		必修	選択		幼二種	保育士	幼・保	社会福祉士	1年生	2年生	前期	後期	
									前期	後期			
総合科目	弘徳豊岡教育I	1		○					○				
	弘徳豊岡教育II	1		○								○	
	生命倫理		2						○				
	女性と文化		2						○				
	環境と人間		2							○			
	こども環境学		2						○				
	憲法		2		○		○			○			
	情報リテラシーと処理技術		2		○		○		○				
	健康科学		1		○	○	○			○			
	スポーツ(実技)		1		○	○	○		○				
	英語コミュニケーション		2		○		○			○			
	キャリアアップI		1						○				
備考	キャリアアップII		1							○			
	キャリアアップIII		1									○	
小計		2	19										
1. 総合科目は、2ヵ年で8単位以上履修すること。 2. 教育職員免許状取得希望者は、教育職員免許法施行規則第66条の6により、次の科目は必修科目のため必ず履修すること。 ①「憲法」 ②「情報リテラシーと処理技術」 ③「健康科学」 ④「スポーツ(実技)」 ⑤「英語コミュニケーション」 3. 「保育士資格」の取得希望者は、次の科目は必修科目のため必ず履修すること。 ①「健康科学」 ②「スポーツ(実技)」													

◆専門教育科目

(令和7年度入学生)

区分	授業科目名	単位数		卒業	履修要件				開講年次				
		必修	選択		幼二種	保育士	幼・保	社会福祉士	1年生	2年生	前期	後期	前期
教科専門科目	こども家庭福祉		2			○	○	※		○			
	社会福祉論	2		○		○	○	※		○			
	こども家庭支援論		2			○	○				○		
	子どもの発達と家庭支援		2			○	○		○				
	健 康 論		1		□	△	□△						○
	環 境 論		1		□	△	□△				○		
	人間関係論		1		□	△	□△			○			
	音楽表現論	1		○	◇	△	◇△		○				
	造形表現論	1		○	◇	△	◇△			○			
	こどもと造形	1		○		○	○						○
	表現と子どもの運動		1		◇	○	◇		○				
	こどもと体育		1			△	△			○			
	幼児造形		1			△	△		○				
	言葉と子どもの文化		1		□	△	□△			○			
	子どもの保健		2			○	○				○		
	子どもの健康と安全		1			○	○						○
	子育て支援		1			○	○						○
	保育原理		2			○	○	※	○				
	社会的養護I		2			○	○		○				
	精神保健		2			△	△	※					○
	子どもの食と栄養		2			○	○				○		
教職専門科目	障害児保育		2			○	○			○			
	地域ボランティア		1						シラバス参照				
	こどもと器楽・うたI		1								○		
	こどもと器楽・うたII		1										○
	特別研究I		1						○				
	特別研究II		2						○				
	特別研究III		1								○		
	特別研究IV		2										○
教職専門科目	教職論		2			○	○	○		○			
	教育原理	2		○	○	○	○	※	○				
	教育心理学	2		○	○	△	○			○			
	特別支援教育		1		○	△	○						○
	発達心理学		2			○	○		○				
	こどもと文化		2			△	△			○			
	教育課程論		2			○	○	○		○			
	保育内容総論		1			○	○	○		○			

(令和7年度入学生)

区分	授業科目名	単位数		卒業	履修要件				開講年次					
		必修	選択		幼二種	保育士	幼・保	社会福祉主事任用資格	1年生	2年生	前期	後期	前期	後期
教職専門科目	子どもの指導法「健康」	1		○	○	○	○	○						○
	子どもの指導法「人間関係」	1		○	○	○	○	○			○			
	子どもの指導法「環境」	1		○	○	○	○	○				○		
	子どもの指導法「言葉」	1		○	○	○	○	○			○			
	子どもの指導法「リズム表現」	1		○	○	○	○	○	○					
	子どもの指導法「造形表現」	1		○	■	○	○	○				○		
	子どもの指導法「言語表現」	1		■	○	○	○	○					○	
	子どもの指導法「音楽表現」	2		■	○	○	○	○	○	○	○			
	教育方法論	2		○		○	○	○	○	○				
	子どもの理解と相談支援	2		○	○	○	○	○			○			
	乳幼児保育Ⅰ	2			○	○	○	○			○			
	乳幼児保育Ⅱ	1			○	○	○	○					○	
	社会的養護Ⅱ	1			○	○	○	○		○				
	児童実習基礎	1							○					
	教育実習	4		○		○	○	○					実習	
備考	教育実習事前事後指導	1		○		○	○	○	シラバス参照					
	保育実習Ⅰ（保育所）	2			○	○	○	○			実習			
	保育実習Ⅰ（施設）	2			○	○	○	○						
	保育実習指導Ⅰ（保育所）	1			○	○	○	○	シラバス参照					
	保育実習指導Ⅰ（施設）	1			○	○	○	○	シラバス参照					
	保育実習Ⅱ	2									実習			
	保育実習指導Ⅱ	1										シラバス参照		
	保育実習Ⅲ	2									実習			
	保育実習指導Ⅲ	1										シラバス参照		
	保育教職実践演習（幼稚園）	2		○	○	○	○	○					○	
小計		15	77											
総合科目との合計		17	96											
備考	1. 「保育士」資格取得希望者は、△印の科目より9単位（保育実習Ⅱ・保育実習指導Ⅱまたは保育実習Ⅲ・保育実習指導Ⅲのいずれか3単位を含む）以上修得すること。													
	2. 「幼二種」免許取得希望者は、□・◇・■印の科目よりそれぞれ2単位以上修得すること。													
	3. 「保育士」資格、「幼二種」免許の両方を取得希望する者は、△印の科目より6単位（保育実習Ⅱ・保育実習指導Ⅱまたは保育実習Ⅲ・保育実習指導Ⅲのいずれか3単位を含む）以上、かつ□・◇・■印の科目よりそれぞれ2単位以上修得すること。													
	4. 「社会福祉主事任用資格」取得希望者は、※印の科目より3科目以上修得すること。													
	5. 学生数の関係上、科目によっては2クラス編成にて開講する場合がある。（詳細は時間割を参照のこと。）													
	6. 教育実習、教育実習事前事後指導、保育実習、保育実習指導、地域ボランティアの履修方法は、「授業概要（シラバス）」を参照のこと。													

5. 授業科目の区分

(1) 総合科目の履修方法

総合科目は、1年次および2年次を通じて、4科目以上8単位以上を履修しなければなりません。

〔注意事項〕

- ① 本学を卒業後、4年制大学への編入学を希望する学生は、P65「2. 4年制大学への編入学希望」の項を参考にして履修計画を立ててください。
- ② **教育職員免許状取得希望者**は、「憲法」、「情報リテラシーと処理技術」、「健康科学」、「スポーツ(実技)」、「英語コミュニケーション」を必ず履修しなければなりません。
- ③ **保育士資格取得希望者**は、「健康科学」、「スポーツ(実技)」を必ず履修しなければなりません。

(2) 専門教育科目の履修方法

専門科目は、1年次および2年次を通じて、必修科目(12科目)15単位を履修しなければなりません。また、選択科目(50科目)39単位以上を履修しなければなりません。

6. 履修登録

履修登録は、今年度履修する授業科目を決定する重要な手続きであり、履修登録届の提出により行います。この提出を怠った場合、受講および定期試験の受験資格を認めませんので、P111の「履修登録要項」を熟読のうえ、間違いのないように手続きしてください。

履修登録届の作成にあたっては、**取得したい免許・資格等**を十分考慮して、慎重に登録する科目の決定を行ってください。

(1) 履修登録届を作成するにあたっての注意事項

- ① 1年生は2年生の科目を登録することはできません。
 - ② 同一时限に2科目を重複して履修登録することはできません。
 - ③ 履修登録した科目は、特別の事情のない限り、取り消し・変更・追加が認められません。周到な履修計画を立てたうえで、「履修登録届」を提出してください。
- ※ 必修科目も履修登録が必要です。登録していない場合は受講できません。

(2) 記入上の注意

- ① 時間割は、ガイダンス資料とともに配付されます。学生便覧の開講科目表の授業科目と時間割を確認のうえ、開講曜日・时限を間違えないように正確に記入してください。
- ② 必要事項の記入漏れがないように注意してください。不備のものは受け付けません。

(3) 提出上の注意

「履修登録届」は、履修登録ガイダンスならびに履修指導時に詳細な説明と指導を受けた後で慎重に作成し、期限内に提出してください。期限外は受け付けません。

(4) 再履修について

定期試験等で不合格となった科目ならびに出席時間数不足（欠席超過）で定期試験の受験資格を喪失した科目を、翌年度に再び履修することを再履修といいます。

2年間の課程で、2年次の授業時間に支障をきたさず1年次の授業科目を再履修することはほとんど不可能なため、卒業、資格・免許の取得を諦めなければならなくなります。そのため、勉学に励み、再履修する結果を招かないように留意してください。

(5) 履修科目的変更

提出した「履修登録届」で登録した科目の追加・辞退等の変更がある場合は、前期・後期に分けて変更手続期間内に必ず「履修変更願」により手続きをしてください。

なお、後期分は、後期オリエンテーションにおいて改めて履修指導を行いますので、必ず出席し、遗漏のないように留意してください。

この変更手続期間後の追加・辞退等は一切認めませんので、十分留意してください。

7. 講義

(1) 授業時間は、1日5時間で下記の通りです。

第1時間	第2時間	第3時間	第4時間	第5時間
9:00~10:30	10:40~12:10	13:10~14:40	14:50~16:20	16:30~18:00

授業は、時間割表に基づいて開講しますが、事情により、教室、曜日、時限を変更することがあります。ポータルサイトおよび学生掲示板は毎日見るように注意してください。

(2) 授業は、原則として1時間（90分間）ずつ行います。

(3) 担当者のやむを得ない事情および気象警報の発表により、授業が休講になった場合は、補講を行います。

★集中講義・振替授業・特別講義

夏季・冬季・春季休業期間等に集中講義を行うことがあります。集中講義は、原則として単位履修の目的で開講するものであり、履修登録している学生は、指示された日程で受講してください。集中講義の日程は、事前にガイダンス、ポータルサイトおよび学生掲示板を通じて連絡しますので、十分注意してください。

また、平日の授業日が祝日の場合は、土曜日や別の曜日の空き時間などに振り替えて開講しますので、年間行事予定表、ポータルサイトおよび学生掲示板の指示に従って必ず受講してください。

8. 実習

本学で幼稚園教諭免許・保育士資格を取得する場合、幼稚園、保育所、認定こども園や児童福祉施設での実習が必要です。各実習の概要を下記に掲載しますので、熟読のうえ、十分に把握しておいてください。

(詳細は、各免許・資格における実習事前・事後指導（実習指導）および補習により学習を深めます。)

こども学科における免許・資格に必要な実習の種類

幼稚園教諭二種免許状	教育実習（幼稚園・認定こども園）
保育士資格	保育所実習（保育所・認定こども園）・施設実習

※教育実習における認定こども園は「幼保連携型認定こども園」・「幼稚園型認定こども園」

(1) 実習目標

本学の教育理念に照らし合わせ、『人から愛される保育者、人から信頼される保育者、人から尊敬される保育者』になることを目指します。

(2) 実習の内容

教育実習：教育実習は、単に保育指導の実際を学ぶだけでなく、保育者としてのあり方、準備する教材、研究保育の指導計画、幼児教育の活動全般について現場で体験的に学びます。

保育実習：児童福祉施設において、職員とともに現場実践に携わり、施設の機能や役割、職員のあり方や保育実践・保育技能を体験的に学びます。

(3) 実習の構成

幼稚園教諭二種免許状ならびに保育士資格を取得するには、下記の単位を履修しなければなりません。

幼稚園教諭 二種免許状	教育実習事前・事後指導		必修	1 単位	1 年次後期～2 年次
	教育 実習	幼 稚 園 実 習 (認定こども園)	必修	4 単位	2 年次

保 育 士 資 格	保育実習 I (保育所) (施設)	保育実習指導 I (保育所)	必 修	1 単位	1 年次: 前期・後期 2 年次: 前期
		保育実習指導 I (施設)		1 単位	
	保育実習 II *** 保育実習 III ***	保育所実習	必 修	4 単位	1 年次: 後期(2 月~3 月)
		施設実習(宿泊) *			1 年次: 後期(2 月~3 月)
	保育実習 II ***	保育実習指導 II	** 選 択	1 单位	2 年次: 前期・後期
		保育所実習		2 单位	2 年次: 前期(8 月)
	保育実習 III ***	保育実習指導 III		1 单位	2 年次: 前期・後期
		施設実習(宿泊) *		2 单位	2 年次: 前期(8 月)

* 原則的に実習施設に宿泊しますが、施設の事情等で通勤する場合もあります。

** 保育実習 II および保育実習 III は、どちらか一方を選択してください。

*** 保育実習 II および保育実習 III の修得は、保育実習 I の履修・修得を前提とします。

(4) 実習履修基準

① 教育実習履修基準

1 年次開講科目で、下記の 8 科目のうち 5 科目以上の単位を修得していなければ教育実習（幼稚園実習）を行うことができない。

- ・教職論
- ・教育原理
- ・教育心理学
- ・教育課程論
- ・保育内容総論
- ・子どもの指導法「人間関係」
- ・子どもの指導法「言葉」
- ・子どもの指導法「リズム表現」

② 保育実習履修基準

1 年次開講科目で、下記の 8 科目のうち 5 科目以上の単位を修得していなければ保育実習 I を行うことができない。

- ・教職論
- ・保育原理
- ・教育心理学
- ・教育課程論
- ・保育内容総論
- ・子どもの指導法「人間関係」
- ・子どもの指導法「言葉」
- ・子どもの指導法「リズム表現」

③ 現場配属実習の配属の可否

通常科目の履修と異なるため、上記の①、②の他に普段の学校生活での取り組み姿勢、素行、マナーや身だしなみなどの全般的な社会性や、健康維持管理などを合わせて、総合的に判断し、必要に応じた改善に向けた指導を行う。懲戒に該当する場合は、実習委員会によって、審議のうえ判断します。

(5) 実習履修登録および経費納入

実習の履修について、各年度開始時の履修登録時に幼稚園教育実習および保育実習の登録を行います。実習に必要な全ての手続きは期日厳守で行ってください。

(6) 実習施設と配属

豊岡キャンパスの保育所実習・幼稚園実習は、併設園であるこうのとり認定こども園で行います。授業と照らし合わせて併設園と相談したうえで、実習委員会によって決定します。

姫路キャンパスは、併設園外で教育実習ならびに保育実習（保育所）を行います。実習施設は各自で依頼のうえ確保してください。大学指定の書式による依頼文書を用いて、手続きを行ってください。

施設実習は、両キャンパス共に原則的には大学が確保している施設の中から、実習委員会によってさまざまな要件を考慮して決定します。配属に関する考慮要件は、①実習施設の意向、②通勤条件、③配属に関する要件を総合的に検討して決定します。

(7) 実習評価と単位認定

実習の単位認定は、実習先からの評価と本学の実習事前・事後指導（実習指導）の授業での取り組み、実習中の様子や巡回担当教員からの評価などを総合的に判断して行います。

(8) 実習前準備

実習に際して、必要な文書等の作成および手続きは、実習生自身で行います。

① 実習生身上調書

実習生の氏名・連絡先・経歴・自己紹介・実習に向けての抱負など丁寧に記入し、実習先に提出します。なお、この調書には上半身の証明写真を貼付してください。

② 健康診断証明書

実習に際して、基本的な健康状態が整っているという証明書です。新年度4月に学内で実施される健康診断を受診のうえ、必要な時期に、経理・財務課で手続き後、教務学生課に申請してください。

③ 麻疹・風疹の抗体を有することを証明する書類

麻疹風疹接種済証の写しまたは母子手帳で「麻疹・風疹の抗体」を有することの証明部分の写しを、7月末までに実習担当者か教務学生課まで提出してください。なお、場合により新型コロナウイルス感染症に関する証明書（PCR検査・抗原検査の陰性証明書等）の提出が必要となります。検査にかかる費用は個人負担です。

④ 細菌検査

検査日から実習開始日までが1ヶ月以内となるように配慮して検査（学校指定日）を受けてください。自費で受ける場合は、次の検査項目は、赤痢菌・サルモネラ菌・大腸菌（O-157）・腸チフス・パラチフスの最低5項目を受けてください。検査結果証明書は、実習初日に実習先に提出してください。

⑤ 誓約書

学校が定めた様式により誓約書を作成します。ただし、実習先によっては実習先の定めた様式の提出が必要な場合があります。その場合は担当教員に相談してください。

⑥ 実習オリエンテーション

実習オリエンテーションとは、実習先が行う実習前の「実習に関する学習方法や注意事項などの説明会」です。実習の開始に先立って、実習先に依頼して必ず実施していただきましょう。原則的には、配属先に実習開始の約1ヵ月前に電話連絡し、オリエンテーションの日程調整を行います。

⑨ 実習中の公文書の取り扱い

実習に関して実習生が取り扱う重要な文書は、以下のとおりです。紛失や破損などの不備がないよう確実に管理してください。

① 成績評価票（大学から実習園に送付します）

実習期間中の実習の成果の評価票です。実習終了後、実習園・施設から本学に返送されます。

② 出勤票（大学から実習園に送付します）

実習を法律で定められた時間実施した証明書となる文書です。毎日、出勤した際に押印してください。実習終了後、実習園・施設から本学に返送されます。

③ 実習簿

実習の単位認定を行ううえで必須の文書です。実習の途中や事後に紛失した場合は、原則として単位の認定が認められません。実習終了後、記入すべき欄は記入し、押印欄での印漏れがないか確認した後、実習園・施設に提出してください。また、各自受け取った実習簿は速やかに本学の実習担当者へ提出してください。

⑩ 追実習について

実習期間中に、健康上の事由（病気・怪我・事故）およびその他の事情（本便覧の単位授与規定ならびに公欠取扱基準を参照）によって、実習を中断せざるを得ない場合は、追実習の手続きをとることにより、再度あるいは継続して実習を実施することができます。

実習を中断せざるを得ない場合は、すみやかに実習園・施設ならびに本学実習担当者に連絡してください。

⑪ 再実習について

P18~19の表の時期に行うものとします。（別に定める内規により実施する）

⑫ 実習中の事故・その他

実習中に何らかの事故が発生した場合には、すみやかに本学実習担当者に連絡してください。

ださい。自己判断をせず、関係者への連絡を行い、指示を受けて対処してください。

また、学生用の保険に加入しています。事故の状態、状況によって補償の対象になるので、教務学生課にも事故の報告を行ってください。ただし、すべての事故が補償の対象になるわけではありません。

9. 出 席

履修登録している授業科目の授業は、原則としてすべて出席してください。出席時間数が授業実施時間数の3分の2に満たない場合は、その授業科目の定期試験の受験資格はなく、万一試験を受験しても無効となります。

欠席・遅刻・早退の扱い

	1コマ（90分）授業	0.5コマ（45分）授業
欠席の扱い	1コマの欠席	0.5コマの欠席
遅刻・早退の扱い ※1	0.5コマの欠席	0.25コマの欠席

※1 一度の遅刻・早退は20分以内とします。

また、公共交通機関の遅れによる遅刻の場合は、当該公共交通機関から「遅延証明書」の発行を受けて授業担当者に提出してください。

10. 休 講

各授業科目の担当者にやむを得ない事情が生じた場合には、休講となります。

- (1) 休講通知は、ポータルサイトおよび学生掲示板により連絡します。
- (2) 休講はその都度掲示しますが、休講の掲示（連絡）がなく授業担当者が30分以上経過しても教室に来ない場合は、自然休講とします。その時は、教務学生課へ問い合わせてください。
- (3) 上記以外の気象警報・公共交通機関運休等に伴う休講措置は、各キャンパスで取り扱いが異なります。P23・24を参照してください。

気象等の警報・公共交通機関運休等に伴う措置について

気象警報又は交通機関の運休等が発表された場合は、次の通り措置し、休講した科目については後日補講するものとする。

I [豊岡キャンパス]

(1) 特別警報による休講

「但馬北部」の全域もしくは「豊岡市」に1つ以上の特別警報が発表されているときは、当日の授業を休講とする。

(2) 気象警報による休講

「但馬北部」の全域もしくは「豊岡市」に、大雨警報、洪水警報、大雪警報、暴風警報、暴風雪警報、竜巻警報、津波警報のうち2つ以上の警報が発表されているときは、当日の授業を休講とする。ただし、気象警報の発令状況は、気象庁のHPの「気象警報・注意報」によるものとし、波浪警報と高潮警報は、休講の対象としない。

授業時間中に気象警報の発令があった場合は、学長の判断により、当日の授業を休講とすることができます。

(3) 特別警報及び気象警報による休講基準

- ① 午前6時の時点で警報発令されている場合：終日休講
- ② 午前6時以降に警報発令された場合：発令時点から休講

(4) 特別措置による休講

- ① 前項「休講基準」に関わらず、台風や大雪など、気象状況が時間の経過とともに悪化し、数時間後には警報・特別警報の発令が充分予測される場合は、休講の措置を行うことができる。
- ② 前項「休講基準」に関わらず、特別な状況に応じて、学長は授業を短縮又は休講にすることができる。

(5) 公共交通機関の一部運休等による措置

- ① 公共交通機関の一部運休等（JR山陰本線、播但線、京都丹後鉄道およびバス）により通学できない場合は、欠席又は遅刻とし、原則として平常通り授業を行う。
- ② 前号による遅刻の場合は授業担当者へ遅延証明書を提出しなければならない。
- ③ 1号の欠席又は遅刻により、単位授与規程に定める欠席超過となった場合、補講を行うことがある。

II [姫路キャンパス]

(1) 特別警報による休講

「姫路市」、「加古川市」又は「明石市」のいずれかに1つ以上の特別警報が発表されているときは、当日の授業を休講とする。

(2) 気象警報による休講

- ① 「姫路市」、「加古川市」又は「明石市」のいずれかに《大雪警報、暴風警報、暴風雪警報》のうち1つ以上の警報が発表されているときは、当日の授業を休講とする。
- ② 「姫路市」に「洪水警報」が発表されているときは、当日の授業を休講とする。
- ③ 気象警報の発令状況は、気象庁のHPの「気象警報・注意報」によるものとする。
- ④ 授業時間中に気象警報の発令があった場合は、学長の判断により、当日の授業を休講することができる。

(3) 公共交通機関の運行停止による休講

- ① 阪神電車又は山陽電車が運行停止となった場合
- ② JR西日本「神戸線」及び阪急電車が同時に運行停止となった場合

(4) 休講基準

- ① 午前7時から午前11時までの間に警報発令又は交通機関の運行停止：午前休講
- ② 午前11時の時点で警報発令又は交通機関の運行停止：午後休講

(5) 特別措置による休講

- ① 前項「休講基準」に関わらず、台風や大雪など、気象状況が時間の経過とともに悪化し、数時間後には警報・特別警報の発令が充分予測される場合は、休講の措置を行うことができる。
- ② 前項「休講基準」に関わらず、特別な状況に応じて、学長は授業を短縮又は休講にすることができる。

附 則

1 この措置は、平成19年4月1日から実施する。

(省略)

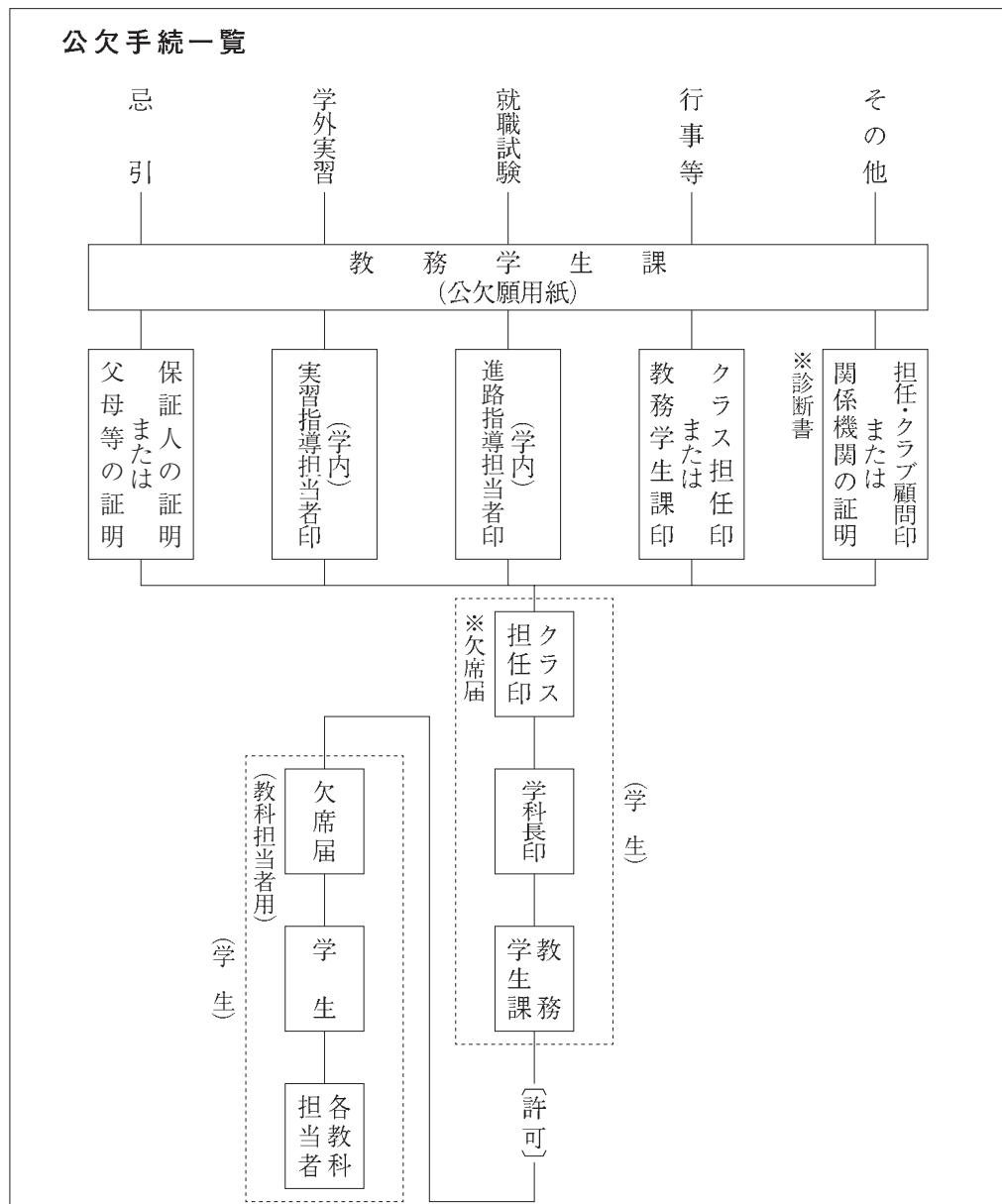
6 この措置の改正は、令和5年4月1日から施行する。

11. 公 欠 制 度

本学では、次の通り「公取扱基準」を定めています。

該当者は、この基準にしたがって手続きをしてください。

※ 詳細については、「公取扱基準」(P113) を参照ください。



12. 掲示

大学からの重要な伝達事項は、すべてポータルサイトおよび学生掲示板によって行い、掲示した内容は全学生に伝達したものとみなします。

緊急連絡も掲示（ポータルサイト含む）により連絡しますので、学内の学生掲示板は登校・下校時に、ポータルサイトは在宅時、休み時間等必ず注意してよく見なければなりません。掲示を見ないことによる不利益は、すべて学生本人の責任となりますので、十分留意する必要があります。

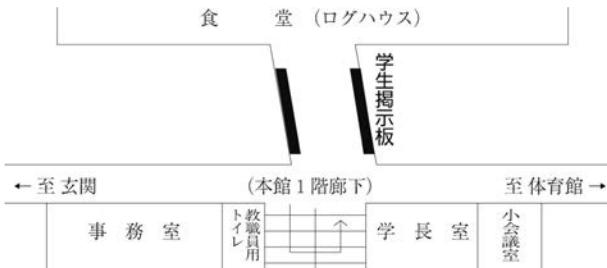
※ 学校の行事・授業・その他の電話での問い合わせは一切受け付けません。

ポータルサイトおよび学生掲示板を見る習慣を

学生への連絡（授業の変更、試験日程、案内等）は、すべてポータルサイトおよび学生掲示板で行います。見落とした場合は、本人の責任となりますので、登校・下校の際は必ず見るよう心掛けてください。

＜豊岡キャンパス＞

場所…本館1階からログハウスへの渡り廊下



＜姫路キャンパス＞

場所…2号棟1階ガーデニングプレイス



13. 提出期限の厳守

「履修登録届」、「追・再試験受験願」、「定期試験欠席届」、「欠席届」、「レポート」その他の諸届・願等の提出期限は、必ず厳守しなければなりません。

期限を過ぎると、受理できない場合や無効となることがありますので、必ず期限内に提出してください。

■レポート提出要領

各教科担当者より提出を求められたレポートは、次の事項を厳守のうえ、所定の期日までに授業科目担当者へ提出してください。

- 1) 提出期限を過ぎたものは受理しません。
- 2) 教務学生課へレポートを提出する際、所要事項を記入して「レポート提出票」を表紙にして必ずとじてください。(例. ホッチキスまたは糊を使用)
- 3) 教務学生課にレポート提出した場合は、必ずレポート受理票を受け取ってください。

レポート提出票		
提出日: 令和 年 月 日 ()		
【レポート貼付用】		
授業科目名	担当者名	先生
学科・学年	学科	年
氏名等	学籍番号	番氏名
設題名		

〔備考〕① 左綴じの場合は、左側の2カ所をホッチキスで止めること。
② 天綴じの場合は、上部の2カ所をホッチキスで止めること。

教務学生課印 (切り放し無効)		
レポート受理票		
授業科目名	担当者名	先生
学科・学年	学科	年
氏名等	学籍番号	番氏名
設題名		

〔備考〕① レポート提出の際、本票をとじて提出すること。
② この受理票は、担当者からレポートが返却されるまで大切に保管すること。

教務学生課
受領印

レポート受理票を受け取る

14. 試験および成績

(1) 受験上の注意事項

- ① 試験の時間割は、通常の（前期・後期）授業の時間割とは別に編成し、学生掲示板に掲示します。試験のある科目は、50分間で試験をします。
- ② 試験を受験しなかった者は、その科目を受講放棄したものとみなします。
- ③ 試験における座席は、原則として通路側の席に着席し、隣の席は空席とします。
- ④ 試験中は、学生証を必ず通路側の机上に提示しなければなりません。万一、学生証を忘れた場合は、経理・財務課で手続き後、教務学生課で仮学生証の交付を受けてください。
ただし、仮学生証は、発行当日のみ有効です。
また、仮学生証は原則として一試験期間中に1回しか交付しません。
もし、学生証を紛失した場合は、教務学生課で学生証再発行の手続きをしてください。（証明書に関する内容は、P49参照）
- ⑤ 試験中は、すべて監督者の指示にしたがわなければなりません。
- ⑥ 試験に関する注意事項は「学生規程（P86）」と「単位授与規程（P92）」を十分熟読してください。

(2) 成績

- ① 各科目の評価は、試験成績のほか、授業の受講態度等を加味して行われます。（授業により異なりますので、授業概要を参照のこと。）
- ② 評価は100点満点で60点以上を合格とします。
- ③ 単位認定は、出席率が条件を満たし、かつ試験に合格してはじめてその科目の単位履修が認定されます。
- ④ 本学で発行する成績に関する証明書は、単位を修得した授業科目について次の通り表記されます。

評定		合 格				不合格
評価	評点（点）	100～90	89～80	79～70	69～60	59～0
	評語	秀	優	良	可	不可

- ⑤ 一度取得した科目の成績は取り消したり、再度履修することはできません。

1. 教 員 免 許 制 度

公立、私立の幼稚園、小学校、中学校ならびに高等学校の教員になるためには、教育職員免許状が必要です。この免許状を取得するためには、教育職員免許法および同法施行規則の定めるところにより必要な単位を修得しなければなりません。本学で取得できる免許状の種類は、次の通りです。

本学で取得できる教育職員免許状の種類

学 科	免 訸 状 の 種 類
こども学科	幼稚園教諭二種免許状

2. 教育職員免許状取得に必要な科目ならびに単位数

教育職員免許状を取得するには、教育職員免許法施行規則の規定にしたがって本学の開講科目の中から必要な単位を修得しなければなりません。教育職員免許法施行規則の規定による履修方法と本学の開講科目を対比すると次頁以降のようになります。

学生が、卒業時に教育職員免許状の授与を受けるためには、卒業に必要な科目・単位数が充足していることが前提となりますので、履修科目の決定にあたっては P13～P15（令和7年度入学生）に表示している各学年の教育課程一覧表を参照が必要です。

教育職員免許状取得希望者は、次頁以降の科目・単位を取得し卒業した後、各都道府県の教育委員会に交付申請手続きを行うことで、免許を取得することができます。

ただし、3月卒業生は、本学から兵庫県教育委員会に一括申請することにより、卒業時に免許状を取得することができます。

(1) 総合科目 (教育職員免許法施行規則第66条の6による)

教育職員免許法施行規則に規定する最低必要単位数			左記に対応する本学開講授業科目および単位数			備考	本学で履修を要する単位数
系列	科 目	単位数	授 業 科 目	必修	選択		
66条の6に定める科目	日本国憲法	2	憲 法	2			2
	情報機器の操作	2	情報リテラシーと処理技術	2			2
	体 育	2	健 康 科 学	1			2
			ス ポ ー ツ (実技)	1			
	外国語コミュニケーション	2	英語コミュニケーション	2			2
計		8	計	8			8

(2) 専門教育科目

教育職員免許法施行規則に規定する 最低必要単位数			左記に対応する本学開講授業科目名及び単位数					
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	法定 単位	授業科目	領域	必修	選択	本学で履修を 要する科目	
領域および保育 内容の指導法に 関する科目	イ 領域に関する専門的事項 ロ 保育内容の指導法（情報機器 及び教材の活用を含む。）	12	健 康 論	イ		1	2単位以上 選択必修	
			人 間 関 係 論	イ		1		
			環 境 論	イ		1		
			言葉と子どもの文化	イ		1		
			造 形 表 現 論	イ		1	2単位以上 選択必修	
			表現と子どもの運動	イ		1		
			音 楽 表 現 論	イ		1		
			保 育 内 容 総 論	ロ	1			
			子どもの指導法「健 康」	ロ	1			
			子どもの指導法「人間関係」	ロ	1			
			子どもの指導法「環 境」	ロ	1			
			子どもの指導法「言 葉」	ロ	1		8	
			子どもの指導法「リズム表現」	ロ	1			
			子どもの指導法「言語表現」	ロ		1		
			子どもの指導法「音楽表現」	ロ		2		
			子どもの指導法「造形表現」	ロ		1	2単位以上 選択必修	
教育の基礎的理 解に関する科目	イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び 思想 ロ 教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。) ハ 教育に関する社会的・制度的または経営的 的事項（学校と地域との連携及び学校安 全への対応を含む。） ニ 幼児・児童及び生徒の心身の発達及び 学習の過程 ホ 特別の支援を必要とする幼児・児童及び 生徒に対する理解（1単位以上修得） ヘ 教育課程の意義及び編成の方法（カリ キュラム・マネジメントを含む。）	6	教 育 原 理	イハ	2		9	
			教 職 論	ロ	2			
			教 育 心 理 学	ニ	2			
			特 別 支 援 教 育	ホ	1			
			教 育 課 程 論	ヘ	2			
			教 育 方 法 論	イ	2		4	
道徳、総合的な学習 の時間等の指導法及 び生徒指導、教育相 談等に関する科目	イ 教育の方法及び技術（情報機器及び教 材の活用を含む。） ロ 幼児理解の理論及び方法 ハ 教育相談（カウンセリングに関する基 礎的な知識を含む。）の理論及び方法	4	こどもの理解と相談支援	ロハ	2			
			教育実習事前・事後指導	イ	1		5	
教育実践に関す る科目	イ 教育実習 ロ 教職実践演習	5	教 育 実 習	イ	4			
			保育・教職実践演習（幼稚園）	ロ	2			
		2	教育の基礎的理 解に関する科目の余剰単位を充てる					
合 計		31	合 計		26	11	32	

3. 保育士資格

保育士の資格を取得するためには、「指定保育士養成施設」で所定の学習を修了した後「都道府県知事への登録」を受けなければなりません。

本学こども学科は、児童福祉法に基づく保育士を養成する学校として厚生労働大臣の指定を受けています。

したがって、資格取得希望者は保育士資格に必要な科目を履修し卒業した後、住民票所在地のある都道府県知事への登録申請を行うことにより保育士証の交付を受けて、保育士資格を取得することになります。

ただし、3月卒業生は、本学から一括登録申請することにより、保育士証の交付を受けることができます。

(1) 総合科目

系列	厚生労働省告示による教科目				左記に対応する本学の開講授業科目および単位数							
	教科目	授業形態	単設位置数	単位修数	左記に対応して開設されている教科目	授業形態	必修	選択	単開設数	単位修数		
教養科目	体育	講義	1	1	健康科学	講義	1		1	1		
	体育	実技	1	1	スポーツ(実技)	実技	1		1	1		
	外国語	演習	≥2	≥6	英語コミュニケーション	演習		2	2	≥6		
	その他の	≥6			女性と文化	講義		2	10			
					憲法	講義		2				
					生命倫理	講義		2				
					環境と人間	講義		2				
					情報リテラシーと処理技術	演習		2				
教養科目 計			≥10	≥8	計			2	12	14	≥8	
備考	「健康科学」、「スポーツ(実技)」を含めて、8単位以上修得すること											

(2) 専門教育科目（必修）

	厚生労働省告示による教科目				左記に対応する本学の開講授業科目および単位数						
系列	教科目	授業形態	単設位置数	単位修数	左記に対応して開設されている教科目		授業形態	必修	選択	単位修数	単位修数
①保育の本質・目的に 関する科目	保育原理	講義	2	2	保育原理	講義	2			2	2
	教育原理	講義	2	2	教育原理	講義	2			2	2
	子ども家庭福祉	講義	2	2	こども家庭福祉	講義	2			2	2
	社会福祉	講義	2	2	社会福祉論	講義	2			2	2
	子ども家庭支援論	講義	2	2	こども家庭支援論	講義	2			2	2
	社会的養護Ⅰ	講義	2	2	社会的養護Ⅰ	講義	2			2	2
	保育者論	講義	2	2	教職論	講義	2			2	2
	系列①計		14	14	計			14	14	14	
②保育の対象の理解に 関する科目	保育の心理学	講義	2	2	発達心理学	講義	2			2	2
	子ども家庭支援の心理学	講義	2	2	子どもの発達と家庭支援	講義	2			2	2
	子どもの理解と援助	演習	1	1	子どもの理解と相談支援	演習	2			2	2
	子どもの保健	講義	2	2	子どもの保健	講義	2			2	2
	子どもの食と栄養	演習	2	2	子どもの食と栄養	演習	2			2	2
	系列②計		9	9	計			10	10	10	
③保育の内容・方法に関する科目	保育の計画と評価	講義	2	2	教育課程論	講義	2			2	2
	保育内容総論	演習	1	1	保育内容総論	演習	1			1	1
	保育内容演習	演習	5	5	子どもの指導法「健康」	演習	1			1	1
					子どもの指導法「人間関係」	演習	1			1	1
					子どもの指導法「環境」	演習	1			1	1
					子どもの指導法「言葉」	演習	1			1	1
					子どもの指導法「リズム表現」	演習	1			1	1
					子どもの指導法「造形表現」	演習	1			1	1
	保育内容の理解と方法	演習	4	4	子どもの指導法「音楽表現」	演習	2			2	2
					こどもと造形	演習	1			1	1
					表現と子どもの運動	演習	1			1	1
					子どもの指導法「言語表現」	演習	1			1	1
	乳児保育Ⅰ	講義	2	2	乳幼児保育Ⅰ	講義	2			2	2
	乳児保育Ⅱ	演習	1	1	乳幼児保育Ⅱ	演習	1			1	1
	子どもの健康と安全	演習	1	1	子どもの健康と安全	演習	1			1	1
	障害児保育	演習	2	2	障害児保育	演習	2			2	2
	社会的養護Ⅱ	演習	1	1	社会的養護Ⅱ	演習	1			1	1
	子育て支援	演習	1	1	子育て支援	演習	1			1	1
	系列③計		20	20	計			22	22	22	
④保育実習	保育実習Ⅰ	実習	4	4	保育実習Ⅰ(保育所)	実習	2			2	2
	保育実習Ⅰ	実習	2	2	保育実習Ⅰ(施設)	実習	2			2	2
	保育実習指導Ⅰ	演習	2	2	保育実習指導Ⅰ(保育所)	演習	1			1	1
	系列④計		6	6	保育実習指導Ⅰ(施設)	演習	1			1	1
⑤総合演習	保育実践演習	演習	2	2	保育・教職実践演習(幼稚園)	演習	2			2	2
必須科目計			51	51	必須科目計			54	54	54	

(3) 専門教育科目（選択必修）

系列	厚生労働省告示による教科目				左記に対応する本学の開講授業科目および単位数							
	教科目	授業形態	単設位置数	単位修数	左記に対応して開設されている教科目			授業形態	必修	選択	単位修数	単設位置数
に保育する内容・方法												
に保育する対象の理解					精神保健	講義	2					
					言葉と子どもの文化	講義	1					
					教育心理学	演習	2					
					特別支援教育	講義	1					
に保育する内容・方法					幼児造形	演習	1					
					こどもと文化	演習	2					
					健康論	講義	1					
					人間関係論	講義	1					
					環境論	講義	1					
					音楽表現論	講義	1					
					造形表現論	講義	1					
					こどもと体育	演習	1					
保育実習	保育実習Ⅱ	※実習			保育実習Ⅱ	実習						
	保育実習Ⅲ	※実習			保育実習Ⅲ	実習						
	保育実習指導Ⅱ	※演習			保育実習指導Ⅱ	演習						
	保育実習指導Ⅲ	※演習			保育実習指導Ⅲ	演習						
	選択科目 計		≥18	≥9	計			18	≥18	≥9		
保育士資格取得科目ではないが、学校独自の科目として開設されている教科目												
					弘徳豊岡教育Ⅰ	演習	1					
					弘徳豊岡教育Ⅱ	演習	1					
					こども環境学	講義	2					
					キャリアアップⅠ	演習	1					
					キャリアアップⅡ	演習	1					
					キャリアアップⅢ	演習	1					
					地域ボランティア	実習	1					
					教育方法論	講義	2					
					幼児実習基礎	講義	1					
					教育実習実習	実習	4					
					教育実習事前・事後指導	演習	1					
					こどもと器楽・うたⅠ	演習	1					
					こどもと器楽・うたⅡ	演習	1					
					特別研究Ⅰ	演習	1					
					特別研究Ⅱ	演習	2					
					特別研究Ⅲ	演習	1					
					特別研究Ⅳ	演習	2					
	独自科目 合計				計			2	22			
備考	※印の科目は、いずれかを選択して修得すること											

4. 社会福祉主事任用資格

卒業後、各都道府県および市町村に就職し、社会福祉に関する職場において「社会福祉主事」として任用される場合に、社会福祉法（昭和26年 法律第45号）第19条第1項によりその任用資格を有していなければなりません。

社会福祉主事任用資格は、次に示す「社会福祉主事の資格に関する科目指定」（平成12年厚生省告示第153号）ならびに「（通知）社会福祉法第19条第1項第一号に基づく厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目の読み替えの範囲等について」（平成12年9月13日社援第2073号）の中で3科目以上修得することにより得られます。

社会福祉主事の資格に関する科目指定（平成12年3月31日厚生省告示第153号）

社会福祉主事の設置に関する法律（昭和25年法律第182号）第2条第1項第一号の規定による社会福祉に関する科目を次のように指定する。

社会福祉概論、社会福祉事業史、社会福祉援助技術論、社会福祉調査論、社会福祉施設経営論、社会福祉行政論、社会保障論、公的扶助論、児童福祉論、家庭福祉論、保育理論、身体障害者福祉論、知的障害者福祉論、精神障害者保健福祉論、老人福祉論、医療社会事業論、地域福祉論、法学、民法、行政法、経済学、社会政策、経済政策、心理学、社会学、教育学、倫理学、公衆衛生学、医学一般、リハビリテーション論、看護学、介護概論、栄養学及び家政学のうち3科目以上。

《社会福祉法抜粋》

第4章 社会福祉主事

（設置）

第18条 都道府県、市及び福祉に関する事務所を設置する町村に、社会福祉主事を置く。

- 2 前項に規定する町村以外の町村は、社会福祉主事を置くことができる。
- 3 都道府県の社会福祉主事は、都道府県の設置する福祉に関する事務所において、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める援護又は育成の措置に関する事務を行うことを職務とする。
- 4 市及び第1項に規定する町村の社会福祉主事は、市及び同項に規定する町村に設置する福祉に関する事務所において、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を行うことを職務とする。
- 5 第2項の規定により置かれる社会福祉主事は、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護又は更生の措置に関する事務を行うことを職務とする。

社会福祉主任用資格のカリキュラムについて

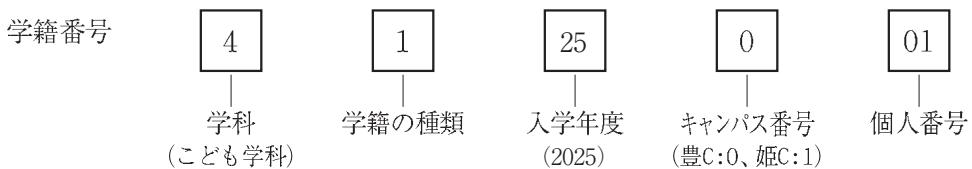
厚生労働省指定科目		本学の開設科目
指定科目	読み替えの範囲内の科目	こども学科
社会福祉概論	社会福祉	社会福祉論
児童福祉論	児童福祉 こども家庭福祉	こども家庭福祉
保育理論	保育	保育原理
精神障害者保健福祉論	精神保健	精神保健
教育育学	教育	教育原理
備考	上記の厚生労働省の「指定科目」ならびに「読み替えの範囲内の科目」は、本学の開設科目に関連する科目のみの表示とする。	備考 上記の科目の中から3科目以上修得すること。

5. 教員免許状授与申請および保育士登録

免許や資格に必要な単位の取得が可能となれば、幼稚園教諭二種免許状の授与申請ならびに保育士資格の登録を行います。卒業年次の11月・12月に登録・申請手続きのためのオリエンテーションを実施しますので、必ず出席し所定の手続きを行ってください。オリエンテーションの日程等は、事前にポータルサイトおよび学生掲示板にて連絡しますので、注意して見るようしてください。

1. 学籍番号

- ① 本学入学時に決定した学籍番号は、在学中も卒業後も変わらないため、必ず覚えてください。



※学籍の種類

入学した学籍を表しています。

1…短大生 2…科目別履修生 3…科目群履修生（I類） 4…科目群履修生（II類）

- ② この学籍番号は、答案用紙、諸届・願の提出、図書館利用等、必ず記入しなければなりません。
- ③ 卒業後、この学籍番号は諸記録の索引番号として利用します。そのため、問い合わせ、諸証明の請求の際、必ず学籍番号を併記しなければなりません。

2. 学生証

- ① 入学時に教務学生課にて学生証を交付します。
- ② 学生証は、印鑑とともに必ず常時携帯し、本学教職員またはJ.R.、バス係員等の請求のある時は、いつでもこれを提示しなければなりません。
- ③ 所要事項等に記入漏れ・ミスがあった場合、ただちに教務学生課に申し出てください。
- ④ 住所を変更した場合は、住所変更届を提出してください。
- ⑤ 学生証を紛失したときは、ただちに教務学生課に申し出て、所定の手続きを経て再交付を受けなければなりません。
- ⑥ 学生証を他人に貸与または譲渡することは厳禁です。学生証の不正使用が確認された場合は、学則等により懲戒処分とします。
- ⑦ 学籍に異動を生じた場合、または卒業・退学等によって学籍を離れた場合は、学生証を教務学生課を経て学長に返還しなければなりません。

3. 学籍の異動

① 休学

- ・病気その他やむを得ない理由により3ヵ月以上修学できないときは、その事実を証明する書類を添え、保証人連署の上「休学願」を提出し、その許可を得て休学することができます。
- ・休学期間は、休学を許可された日から当該年度末までです。また、特別の事情により引き続き休学を希望する者は、前項の手続きを経て、1年に限り休学することができます。ただし、通算して2年を超えることはできません。
- ・休学中は、休学中の在籍料（「学費等諸経費納入要項 別表(5)」）および学生関係諸会費（学生会入会金・会費）を全額納入しなければなりません。学期の途中で休学する場合は、その学期の学費等（「学費等諸経費納入要項 別表(1)」）および学生関係諸会費（学生会入会金・会費）を納入しなければなりません。

② 復学

- ・休学している者が復学しようとするときは、休学期間中の3月1日から3月14日までの間に所定の「復学願」に保証人連署の上、教務学生課を経て学長に願い出なければなりません。
- ・病気による休学者が復学しようとするときは、医師による「診断書」を添えなければなりません。
- ・休学期間中の復学は認められません。
- ・休学している者の復学年次は、原則として休学前の年次となります。

③ 退学

- ・病気その他やむを得ない理由により退学しようとするときは、所定の「退学願」に保証人連署の上、学生証を添えて教務学生課を経て学長へ願い出なければなりません。
- ・退学を希望する場合、必ず事前にクラス担任教員等との面談が必要です。
- ・退学願の提出期間

退学願提出期間	前 期	後 期
	4月1日～9月30日	10月1日～3月31日
退学日付	退学が決定した日の属する月末	退学が決定した日の属する月末
学 費	前期分学費の完納が必要	後期分学費の完納が必要

※1 退学願は退学したい月の20日までに大学へ提出してください。郵送で提出する場合も同様です。

※2 上記提出期限日が事務室休業日の場合、前日の窓口受付時間内に提出してください。

※3 上記提出期間を過ぎて退学を申請する場合、申請日の属する学期分の学費を完納する必要があります（遡っての退学はできません。未納の場合は除籍となります）。

④ 除籍

・次の各号のいずれかに該当する者は、除籍となります。

学則第6条に定める在学年限を超えた者

学則第30条第3項に定める休学の期間を超えてなお復学または退学しない者

学費の納入を怠り、督促を受けても納入しない者

正当な理由がなく、無届で3ヵ月以上連続して欠席した者

・学費未納により除籍された者の最終在籍日は、すでに学費を納入した学期の末日とし、学長の決裁の日付が除籍決定日となります。

⑤ 復籍

・学費未納等により、除籍となった者が復籍を希望するときは、除籍後1ヵ月以内に、所定の「復籍願」に保証人連署の上、教務学生課を経て学長に願い出なければなりません。

・復籍を許可された者は、所定の復籍料および滞納した学費を納入しなければなりません。

・上記の費用が所定の期日を過ぎても納入されない場合は復籍許可を取り消し、以後の復籍は認められません。

⑥ 再入学

・所定の手続きを経て退学した者または除籍された者が、再入学を希望するときは、次に定めるところにより審査のうえ、再入学を認められることがあります。

所定の「再入学願」に保証人連署のうえ、修学できることを証明する書類を添えて、教務学生課を経て学長へ願い出なければなりません。

再入学手続書類の提出期限は、退学となった年度の翌年度または翌々年度の3月1日から3月14日までです。

再入学を許可された者は、所定の学費ならびに再入学金を納入しなければなりません。退学となった年度内の再入学は認められません。

4. 学費その他の諸経費

(1) 学費の納入について

① 学費は、所定の金額を「前期分・後期分」に分け、**每年前期分は4月25日まで、後期分は10月14日**（ただし、当該日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日。）までに納入しなければなりません。

② 納入手続方法

1) 学費の納入は、大学所定の振込用紙に必要事項を記入のうえ、金融機関での振込にて納入してください。

2) やむを得ない事情により、学費が期限内に納められない場合は、**納入期限内に保証人連署の「学費延納願」または「学費分納願」(所定用紙)**を教務学生課へ提出し許可を受けてください。

何の届けもなく、学費を所定期間内に納入しなかった場合は、学則第33条により除籍されます。

(2) その他の注意事項

一旦納入された諸経費等は、いかなる理由があっても返還いたしません。

1. 学 生 生 活 指 導

2年間の学生生活をより有意義に、より充実したものにするために、本学では下記のような体制を整えていますので、積極的に活用してください。

(1) クラス担任制

学年ごとに、それぞれ担任制を設けています。担任は、学生の身上に関すること、学習面に関すること等学生生活全般にわたるよきアドバイザーです。

(2) 顧 問

課外活動の各クラブ・同好会には専任教職員が顧問となり、クラブ・同好会の運営、活動等について助言を行っています。

(3) カウンセラー

様々な相談に応じる専門のカウンセラーを配置し、定期的にカウンセリングをお願いしています。困ったことや悩んでいることなど、気軽に相談してください。開室日は、別途案内します。(P51・52参照)

(4) 教務学生課

学生の福利厚生、就職指導、課外活動、奨学金、保健衛生等、学生生活のサポート業務、授業、試験、成績、学籍、および学業に関する業務を扱っています。

2. 学 生 心 得

(1) 本学の教育の目的

本学は、近畿大学の創設者 世耕弘一先生の説かれた「教育の目的は 人に愛される人 信頼される人 尊敬される人を育成することにある」を建学の精神としています。また、本学学則第1条（目的）では、

本学は、教育基本法の精神に則り、高い徳性と幅広い教養を与え、こどもに関する深い専門の学識を教授探究すると共に、職業又は実生活に必要な資質を育成し、もって広く社会の発展に貢献する人材を育成することを目的とする。

と規定しています。

専門の教員組織をもち、図書館の充実等に心がけ、学生の学修・研究に資するよう用意しています。

(2) 宣 誓

- ① 学則第27条の入学選考の結果、合格の通知を受けた者は、宣誓し誓約書に署名捺印して教務学生課を経て学長に提出しなければなりません。
- ② 宣誓文は、下記の通りです。

「私は、豊岡短期大学こども学科第一学年に入学するにあたり、法令および学則等を堅く守り、学業に専念いたします。万一本分に違背した場合は如何なる処分に対しても異議を申し立てないことを誓約します」

- ③ 学則第28条により、学生の在学中に関するすべての事柄について責任を負う保証人1名をたてて署名捺印のうえ、入学者誓約書兼保証書を提出しなければなりません。
- ④ 学則は、大学の憲法ともいえる基礎となる大切なものです。単位修得や卒業に関することから賞罰に関する問題に至るまでのすべての規定は、この学則に基づいて定めています。(P75～P84参照)

(3) 学生プロフィール（身上調書）

- ① 学生は入学後、所定の学生プロフィールに所要事項を記入して教務学生課に提出してください。
- ② 学生プロフィールは、担任制を円滑に進めるための参考資料となるため、正確に記入してください。
- ③ 転居・改姓等記載事項に変動が生じた場合は、通学証明書の発行、その他大学からの緊急連絡等に不備・不都合を生じるのですみやかに届け出てください。

(4) 学外からの呼び出し、伝言

- ① 学外の家族や友人から電話による呼び出しに応ずることはできません。家族や友人に伝えておいてください。
- ② 急を要すると判断する場合の呼び出しはポータルサイトで連絡します。

(5) 服 装・髪 型

本学の大学生として、在学中より、服装や髪型についての身だしなみを整える必要があります。

- ① 学生規程第42条の通り、制服はスーツとします（色は、黒、紺のスーツ・男子学生は、ネクタイを着用のこと）。
- 普段は制服の着用を求めませんが、行事（入学式・卒業式等）やその他大学が指示する日は制服を着用してください。
- ② 本学学生としての品格を保ち、清楚端正で、華美でない服装、清潔感のある髪型を心掛けてください。

(6) マナー

私たちは、社会人（大人）として社会的規範を遵守することを前提とし、生活を送っています。保育者を目指す皆さんには、将来子どもを教育する立場になるということを自覚し、自らの言動に責任を持ち、社会人としての基本的なマナーを守り、他人を大切にする大人になって欲しいです。そのために、学則や諸規則等のルールをよく理解し、遵守して、充実した学校生活を送るようにしてください。

(7) 学修

授業は、教養を高め、専門知識・技能を修得するため「学ぶ環境（空間）を自ら創っていく」ということを自覚し、真剣に受講しましょう。そのため、下記の行為をしないでください。

①私語、無断欠席、遅刻、早退

②授業中のスマートフォン、パソコン、タブレット端末等の使用

電源を切るか、マナーモードにすること。ただし、授業担当教員の指示による場合、許可を得て使用する場合を除く。

③授業中の音楽機器、ゲーム機器の使用

④授業の撮影、録画、録音

ただし、特別な理由があり、授業担当教員の許可を得た場合を除く。

⑤授業中の飲食

ただし、熱中症予防のための水分補給（水かお茶）を除くが、パソコン教室内、音楽教室内やピアノレッスン室内は禁止する。

(8) 学生ロッカー

本学では、通学上必要な私物を収納できるように、ロッカーを個人別に貸与しています。

したがって、学生が私物を他の場所に放置することは認めず、放置している私物は回収しますので、くれぐれも留意してください。回収した私物は、教務学生課にて1週間保管したうえ、適宜処分いたします。

ロッカーは、在学期間中貸与するので、その間各個人のロッカーは、各自において管理してください。

ロッカー内の貴重品や重要な資料・テキスト等が万一盗難・紛失した場合、学校側は一切責任を負いませんので、各自でしっかり管理してください。

なお、各自のロッカーはきちんと整理し、卒業時には私物は残さないように心がけてください。

(9) 更衣ロッカー

豊岡キャンパスは、学生ロッカーとは別に更衣のためのロッカーを設置していますので、体育実技等の際の着替えに利用してください。

姫路キャンパスは更衣室の中に学生ロッカーがあり、更衣ロッカーを兼ねています。

－ 使用上の注意－

① 更衣専用なので、他の目的での使用は厳禁です。

② 貵重品は自分で管理し、紛失などしないように注意してください。

更衣室にロッカーを設置していますので、利用してください。

ロッカーの鍵を紛失した場合は、修理費の実費相当分を負担することになります。

また、ロッカーに物品類を長期間放置した場合、強制解錠しますので、その際にも同額弁償となります。

- ③ 使用後は必ず点検し、他の学生が気持ちよく使用できるように心がけてください。
※ 放置している私物は回収し、教務学生課にて1週間保管したうえ、適宜処分いたします。

(10) 紛失物等

各自の持ち物は、責任をもって保管し、紛失等が無いように特に留意ください。落し物は、下記の取り扱いとなります。

豊岡キャンパス…本館から食堂（ログハウス）への渡り廊下の忘れ物陳列棚に1週間保管した後に処分します。

姫路キャンパス…1号棟エントランスの忘れ物陳列棚に3ヵ月保管した後に処分します。

(11) 学生団体活動

学生団体活動に関する事項は、すべて学生規程等の定めに従わなければなりません。

団体活動を行ううえで必要な願出・届出等諸手続きは、すべて学生規程（P86～P91参照）に定めていますので、常にこの規定をよく読んで、秩序ある団体行動を行うよう心がけてください。分からることは、教務学生課に早めに問い合わせてください。

(12) 学生旅客運賃割引証【学割証】

学割証は、学生がJR各社の片道100kmを超える区間を乗車する際に限り使用できます。学割証の交付ならびにその使用にあたっては、次の事項に注意してください。

① 修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されている制度ですので、以下の目的をもって旅行する必要があると認められる場合に発行されます。

- 1) 休暇、所要による帰省
- 2) 実験実習ならびに通信による教育を行う学校の面接授業および試験などの正課の教育活動
- 3) 学校が認めた特別教育活動または体育・文化に関する正課外の教育活動
- 4) 就職または進学のための受験等
- 5) 学校が修学上適当と認めた見学または行事への参加
- 6) 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- 7) 保護者の旅行への随行

② 学割証の交付を希望する学生は、学割交付願に必要事項を記入して教務学生課へ提出してください。

③ 学割証の発行は2日間を要します。学割証の急な交付を求めて応じられませんので、留意ください。交付の際は学生証を窓口で提示してください。

また、同時に交付請求することができる枚数は原則2枚までとします。

- ④ 学割証は、記名本人に限り使用できます。学割証の使用上の注意は、学割証の裏面に記載されているのでこれを厳守してください。
- ⑤ 学割証を不正に使用したときは、使用者はJRから多額の追徴金を課されることはもちろん、本学での学割証の発行も停止することになるので、使用にあたっては、必ず諸注意を厳守してください。
- ⑥ その他、諸注意を守らない学生に対しては、学割証の発行は行いません。

(13) 通学定期券の購入

- ① 通学定期券を購入する学生に対し、通学証明書を発行します。この証明書は各キャンパス最寄駅より、現住所最寄りの駅、バスの場合は、最寄りのバス停までの区間に限ります。
- ② 通学証明書の有効期間は、発行の日から1ヵ月間です。有効期間の過ぎたものは無効であり、発行日の訂正はできません。
- ③ 通学証明書の交付を希望する学生は、通学証明書発行願に所定の事項を記入し、教務学生課へ提出してください。
- ④ 在学中に、同一区間の通学定期券を継続購入する場合は、通学証明書の発行は不要です。現在使用中の通学定期券、または、期限が切れて1年以内の同一区間の通学定期券を提示することで、継続購入が可能です。

(14) 自宅外通学

自宅外通学生は、生活の乱れを招きやすいので、健康に留意し、規律ある学生生活を送るよう心がけてください。

(15) 通学手段

本学では、学生の通学にあたっては公共交通機関の利用を推奨しています。

姫路キャンパスでは、山陽電鉄大塩駅の南側から運行しているスクールバスを利用することができます。

＜自転車通学について＞

通学に自転車を使用する学生は、必ず所定の駐輪場に駐輪してください。

また、自転車による交通事故で加害者となり、1億円近くの損害賠償の判決が出た事例があります。兵庫県条例（「自転車の安全で適正な利用に関する条例」平成27年10月）に基づき損害賠償責任保険等に加入し、道路交通法を遵守して安全に通学してください。

＜車両通学について＞

公共交通機関の利用が著しく不便であることなど、やむを得ない事情がある場合に限り、申請によって車両（自動車、原動機付自転車および自動二輪車）での通学を許可しています。

- ① 申請できるやむを得ない事情とは次のとおりです。
 - 1) 電車、バスによる通学が著しく不便である場合
 - 2) 怪我などの身体に故障があって親族等に自動車で送り迎えを要する場合

- 3) その他、本学が特に必要と認める場合
- ② 車両通学の許可条件は次の通りです。
- 1) 車両通学について保証人の許可を得ていること
 - 2) 通学で使用する車両が、対人対物無制限の損害賠償保険（任意保険）に加入していること
 - 3) 使用する車両が整備不良でないこと
 - 4) 通学途上および構内における事故は、学生本人および保証人の責任において対処すること
 - 5) 本学が定める「車両通学の規則・注意事項」を遵守できること
 - 6) その他、各キャンパスで異なるため、教務学生課で確認すること
- ③ 車両通学を希望する学生は、所定の申請書類を教務学生課へ提出し、必ず許可を得てください。ただし、申請しても必ずしも許可されるとは限りません。
- ④ 「車両による通学、本学への入構・駐車」を許可された学生は、配付する「車両通学の規則・注意事項」を熟読し遵守してください。また、次の許可証を交付します。
- 豊岡キャンパス…「車両入構・駐車許可証」
- 姫路キャンパス…「車両入構許可証」
- 本学に入構・駐車する際は、必ず許可証をダッシュボードに提示してください。姫路キャンパスでは、入構の際必ず警備員へ許可証を提示してください。
- ⑤ 車両通学、入構・駐車の許可期間は当該年度のみです。次年度も許可を希望する場合は、新たに申請を行ってください。
- ⑥ 車両通学の申請時期は、各キャンパスの指示に従ってください。申請期間外で車両通学が必要になった場合は、必ず事前に教務学生課へ相談してください。
- ⑦ 車両通学を許可された学生は、道路交通法などの交通ルールを守り、安全運転に心がけてください。悪質な違反に対しては許可を取り消し、懲戒処分の対象とします。
- ⑧ 万が一、交通事故を起こしたり遭遇したり、交通違反を起こしたりしたときは、その旨教務学生課に連絡してください。
- ⑨ 許可証を紛失、汚損、破損した場合は、再申請してください。
- (16) **学生教育研究災害傷害保険・学研災付帶賠償責任保険**
- 本学では、学生が通学中や教育研究活動中に不慮の事故に遭遇した場合、または他人に怪我をさせたり、他人の財物を損壊した場合の救済のため「学生教育研究災害傷害保

申請に必要な書類

- ①車両通学許可申請書
- ②自動車検査証（写し）
- ③運転免許証（写し）
- ④自動車損害賠償責任保険証明書（写し）
- ⑤自動車保険証（写し）
- ⑥誓約書（豊岡キャンパスのみ）

險・学研災付帶賠償責任保険」に加入しております。

この保険は、あくまで不幸にして発生した事故に対しての救済措置であり、学生は事故を招来しないように十分留意しなければなりません。

特に通学中の事故は、合理的な経路および方法で学生の住居と大学施設等の間を往復していることが条件となり、大学が禁止している方法（無許可での車両通学）で事故を起こしても救済の対象とはなりません。

万一事故にあった時は、すみやかに担任または教務学生課へ届け出てください。

(17) 学則および諸規程等に対する違反

本学には、学則を始め、学生規程等さまざまな規則があります。学生は、本便覧をよく読んで、それらを厳守しなければなりません。

万一、違反した学生に対しては、定められた懲戒処分がくだされることは当然のことです。2年間で卒業できない事態や退学・停学などの処分を招いても、その結果は本人が甘んじて受けなければなりません。

3. 諸手続と窓口関係

(1) 願い出のうえ許可を受けるもの

種 別	取扱課	願い出時期	備 考
学費分納願	教務学生課	毎学期はじめ	
学費延納願	ク	毎学期はじめ	
公 欠 願	ク	1週間前	やむを得ず事後になる場合は1週間以内
欠 席 届	ク	その都度	
定期試験欠席届	ク	試験終了後 1週間以内	※ やむを得ず試験を欠席する場合は受験科目の試験が始まるまでに必ず教務学生課に連絡をすること
追・再試験受験願	ク	成績発表後 所定の期間	
休 学 願	ク	その都度	
退 学 願	ク	本学が定める期間	詳しくはP38を確認すること
復 学 願	ク	休学期間満了前	
再 入 学 願	ク	3月末日まで	
学生団体の結成願 (新規・変更・継続)	ク	5月20日まで	
学生団体の学外団体への参加願	ク	7日前まで	当該学外団体の規約、参加者名簿添付
集 会 許 可 願	ク	5日前 7日前(休講をするとき)	
行 事 許 可 願	ク	5日前	事業届、予算書添付、終了後結果を7日以内に報告
遠 征 合 宿 願	ク	14日前	計画書、名簿、予算書添付、終了後3日以内に報告
施 設 使 用 許 可 願	ク	7日前	
印 刷 物 配 付 許 可 願	ク	7日前	当該配付物2部添付
掲 示 許 可 願	ク	3日前	学生規程第40条による
車両通学許可申請書	ク	随時	教務学生課に提出

(2) 願い出のうえ交付を受けるもの

種 別	手数料 (1通)	手数料 納付場所	取扱課	願い出時期
学 生 証 再 発 行	1,000	経理・財務課	教務学生課	5 日 前
仮 学 生 証 (注1)	500	×	×	そ の 都 度
在 学 証 明 書	400	×	×	2 日 前
在 籍 証 明 書	400	×	×	×
卒 業 (見込) 証 明 書	400	×	×	×
卒 業 (見込) 証 明 書 (英文)	2,000	×	×	1 週 間 前
指定保育士養成施設卒業 (見込) 証明書	600	×	×	1 週 間 前
成 績 証 明 書	400	×	×	2 日 前
成 績 証 明 書 (英文)	2,000	×	×	1 週 間 前
学 力 に 関 す る 証 明 書	1,000	×	×	×
追・再試験受験願 (1科目につき)	2,000	×	×	成績発表後 所定の期間
健 康 診 断 証 明 書	400	×	×	2 日 前
推 薦 状	700	×	×	1 週 間 前
教員免許状取得見込証明書	600	×	×	2 日 前
保育士資格取得見込証明書	600	×	×	×
保育士資格取得証明書 (平成11年度～平成15年度の取得者)	600	×	×	×
保母資格取得証明書 (平成10年度以前の取得者)	600	×	×	×
資格取得証明書(男子用) (平成10年度以前の取得者)	600	×	×	×
社会福祉主任用資格証明書	400	×	×	卒 業 後
幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修証明書	1,000	×	×	1 週 間 前
通 学 証 明 書	—	—	×	2 日 前
学 生 旅 客 運 費 割 引 証	—	—	×	×

注1 「仮学生証」は、一試験期間で一度のみ発行可能です。

※ 卒業後、必要な証明書を郵送で請求する際は、証明書手数料（郵便為替に限る）とともに、本人氏名（卒業時の姓）・現住所・入学年月日・卒業年月日・卒業学科や学籍番号を必ず明記してください。（詳細は大学HP参照）（身分を証明する証明書を添付してください。）

※ 電話での請求は、本人確認等ができないため、受付けできません。

※ 「推薦状」を願い出る場合は、提出先の名称・職名・代表者名を明記してください。

※ 「教員免許状授与証明書」は本学で発行できません。卒業後、兵庫県教育委員会に問い合わせてください。

4. 健康管理

(1) 保健衛生

- ① 学生の急病、負傷等の場合は、学校医または最寄りの病院に連絡をとり、応急の処置をとります。
- ② 急病・負傷のときは教務学生課へ連絡してください。一時的な安静、休養および簡単な負傷の手当てには、豊岡キャンパスの場合 保健室（2階202号室）、姫路キャンパスの場合 健康管理室（2号棟1階）を利用して下さい。
なお、保健室および健康管理室の無断使用は厳禁します。
- ③ 生命にかかわるような問題が発生した場合等、判断できないような緊急時には、ただちに119番で救急車の出動要請をして下さい。
- ④ 本学の学校医を次の通り紹介します。

<豊岡キャンパス>

きょうこ内科クリニック 医師 舟木今日子 先生
所在地 豊岡市寿町2-36
電話番号 0796-24-7772



<姫路キャンパス>

井野病院 医師 井野 隆弘 先生
所在地 姫路市大塩町汐咲1-27
電話番号 079-254-5553

(2) 健康診断

- ① 学生は、「学校保健法」に基づき、毎年1回、定期健康診断を受けなければなりません。例年4月に実施します。
- ② 必要に応じて臨時の健康診断を行うことがあります。
- ③ 学長は、健康診断の結果に基づいて、必要と認めた者に対し、治療のため欠席または休学を命ずことがあります。
- ④ 卒業年度に定期健康診断を受けなかった者は、証明書の発行ができないため、必ず受診してください。

(3) 大学の近隣病院

◎自費扱いとならないように、健康保険証、遠隔地被保険者証を忘れずに持参してください。

<豊岡キャンパス>

- ① 川端整形外科
豊岡キャンパスから徒歩約15分のところにあります。
○所在地：豊岡市正法寺34
○電話番号：0796-24-6688
○診療科：整形外科、リウマチ科、リハビリテーション科

○診療日　：月曜～土曜（※水曜、土曜は午後診はありません）

○休診日　：日曜、祝日、水曜・土曜の午後

② やすだ内科クリニック

豊岡キャンパスから徒歩約10分のところにあります。

○所在地　：豊岡市戸牧37-5

○電話番号：0796-22-1159

○診療科　：内科、呼吸器科

○診療日　：月曜～土曜（※水曜・木曜の午後診はありません。土曜は第3土曜のみ診療があります）

○休診日　：水曜、木曜、土曜午後、日曜、祝祭日

③ 豊岡市立休日急病診療所

休日急病診療所で、応急的な内科的診療を行っています。JR 豊岡駅から車で約10分のところに位置しています。

○所在地　：豊岡市立野町12-12（豊岡市役所立野庁舎1階）

○電話番号：0796-23-9219

○診療科　：内科、小児科

○診療日　：日曜日、祝日（振替日を含む）、12月31日、1月1日～3日

○診療時間：9時～11時30分、13時～16時30分

※診療状況により、受付時間を繰り上げて終了する場合があります。

＜姫路キャンパス＞

① 姫路市休日・夜間急病センター <http://www.himeji99iryo.or.jp/>

突発的な腹痛や発熱など、急病患者の応急処置を行う初期救急医療機関です。

JR 姫路駅から車で北西に約15分の位置にあります。

○所在地　　：姫路市西今宿3丁目7番21号（姫路市医師会館1階）

○電話番号　　：079-298-0119

○診療科目・診療時間：下図のとおり

○その他　　：応急処置のみです。外科、整形外科、歯科の診察はできません。

	夜間急病の場合	休日昼間の場合
診療科目	内科・小児科	内科・小児科・眼科・耳鼻いんこう科
診療時間	午後9時～翌日午前6時	午前9時～午後6時
診療日	年中無休	日曜、祝日、8月15日、12月31日～1月3日

(4) 学生相談

学生生活を送っている間には、思いがけない問題や様々な悩みが生じることもあります。問題や悩みは一人で抱え込まずに、担任、教務学生課職員、カウンセラーなどに気軽に相

談してください。問題や悩みは、人に相談することによって気持ちが楽になったり、良い考えが浮かんだりすることもあります。相談内容などの秘密は守られます。

＜豊岡キャンパス＞

専門のカウンセラーに相談を希望する場合は、申込用紙を予約ボックスへ入れてください。担任や教務学生課へ相談していただいても大丈夫です。

場所：学生相談室（本館3階305号室）

日時：週1回 10:00～17:00 ※日時は変更になる場合があります。

＜姫路キャンパス＞

相談を希望する場合は、担任、教務学生課、健康管理室へ相談してください。カウンセラーによるカウンセリングには予約が必要です。健康管理室で予約をしてください。メールでの予約も受付けていますので、健康管理室までメールを送ってください。

1) 健康管理室

場所：2号棟1階

日時：月～金 9:00～17:00 土 9:00～13:00

電話：079-247-7419

E-mail：health_care @ koutoku.ac.jp

2) カウンセリング室

場所：旧2号棟2階214・215号室

日時：週2回 水 10:00～17:00 金 11:00～16:00

(5) その他相談機関

誰にも相談できず一人悩みを深め、精神的にも追い詰められるようなことがあるかもしれません。しかし、あなたの周りにはあなたの助けになる人が必ずいます。ためらわいで、次の相談機関を利用してください。

○こころの健康相談統一ダイヤル

【電話番号】0570-064-556 ※電話をかけた所在地の公的な相談機関に接続されます。

【受付時間】都道府県・政令指定都市によって異なります。

○兵庫県いのちと心のサポートダイヤル

【電話番号】078-382-3566

【受付時間】月～金 18:00～翌日8:30／土・日・祝24時間

(兵庫県内に在住、在学、在勤の方)

○兵庫県こころの健康電話相談

【電話番号】078-252-4987

【受付時間】火曜～土曜：9時30分～11時30分、13時～15時30分（祝日、年末年始除く）

(神戸市を除く兵庫県内にお住まいの方)

5. 奨 学 金 制 度

(1) 本学独自の奨学制度

① 応急奨学生

在学中に生計維持者の失職・破産・倒産・病気・死亡等もしくは火災・風水害等により家計が急変し、修学が困難となった方を対象として、経済的支援を行うことを目的とした無返還奨学制度です。選考により授業料2分の1、または4分の1を免除します。在学中に応急奨学生として採用された場合は、適用期間を1年間とします。(この奨学金は返還する必要がありません。)

(2) 公的奨学制度について

① 高等教育の修学支援制度（授業料・入学金の減免、給付奨学金）

意欲と能力があるが経済的な理由で進学および修学を断念することができないよう授業料・入学金の免除または減額と、給付奨学金によって支援する国費を財源とした制度です。原則として返還義務はありません。ただし、学業成績などが基準を下回る場合、奨学金の支援を打ち切ることがあります。また、学業成績が著しく不振の場合は返還が必要になることがあります。

支援対象者の要件と減額および給付金額は以下の通りです。なお、申込の時期等、詳しいことは教務学生課にお問い合わせください。

② 日本学生支援機構

【給付型奨学金】

国の修学支援制度を受ける場合は、日本学生支援機構の給付型奨学金を受けることとなり、毎月の生活費が給付されます。

【貸与型奨学金】（この奨学金は返還する必要があります。）

人物、学業ともに優れ、かつ健康であって、経済的理由により修学に困難があると認められる方を対象とし、返還が必要な貸与型奨学金の2種類があります。さらに、貸与型奨学金には利息が付かない（無利子）第一種奨学金と、利息が付く（有利子）第二種奨学金の2種類があります。

種類	学力基準	貸与月額	返還総額
第一種 奨学金	1年生…高校2～3年の成績が3.5以上 2年生…大学成績上位3分の1以内	自宅・自宅外…20,000円 (共通) 30,000円 40,000円 自宅…53,000円 自宅外…50,000円 60,000円	20,000円 30,000円 40,000円 50,000円 53,000円 60,000円
第二種 奨学金	出身学校または在籍する学校における成績が平均水準以上	20,000円から 120,000円までの 1万円単位の金額より 申込者が選択する	貸与月額×貸与月数+利息 利息は、在学中は無利息。 卒業後は年最高3%です。 (利息は変更されることがあります)

注) 高等教育の修学新制度を受けている人が併せて第一種奨学金の貸与を受ける場合、給付奨学金の支援区分等に応じて第一種奨学金の貸与月額は、貸与奨学金の申込時に選択した貸与月額から減額または増額されることがあります。

◆奨学金の併用

給付奨学金の給付を受けた方、もしくは第一種奨学金の貸与を受けた方のうち、修学を維持することが困難であると認められた方を対象として、給付奨学金の給付を受けた方は第一種奨学金または第二種奨学金を、第一種奨学金の貸与を受けた方は第二種奨学金の貸与を併用して受けることができます。

◆奨学金の返還（貸与型奨学金採用者のみ）

奨学金の返還は、金融機関の口座から振替（引落し）により行います。

奨学金の返還開始時期は、貸与終了後の翌月から数えて7ヵ月目に始まります。

（3月に貸与終了した場合は10月です。）

③ 豊岡市奨学金（貸与型）

- ・奨学金の貸与を受けるには、次の条件を満たしていかなければなりません。

種類	出願資格	貸与額
豊岡市奨学金	<ul style="list-style-type: none"> ・豊岡市に住所を有する者 ・学校教育法第1条に規定する高等学校、特別支援学校（高等部）、高等専門学校、短期大学・大学に在学していること。 ・人物及び学力が優秀な者で、在学学校長の推薦があること。 ・ただし、新たに入学した者の推薦は、出身学校長の推薦とすることができます。 ・勉学意欲がありながら、経済的理由により修学が困難であること。 	月額 44,650円

- ・貸与期間 正規の修業年限まで
- ・募集期間 每年4月
- ・その他 募集時期や申込みならびに返還方法等具体的な事柄は、豊岡市教育委員会・教育総務課に直接お尋ねください。

④ 姫路市奨学金（給付型）

- ・奨学金の給付を受けるには、希望する奨学金の種類ごとに次の条件を満たしていかなければなりません。

種類	出願資格	支給額
一般奨学金	<ul style="list-style-type: none"> ・市内居住者 ・市内の私立大学院、私立大学、私立短期大学、私立専門職大学に在学する者 ・成績優秀な者（所得制限あり） 	月額 20,000円
連合婦人会奨学金	<ul style="list-style-type: none"> ・中・西播磨居住者 ・市内の大学院、大学、短期大学、専門職大学に在学する者 ・交通遺児、両親のない子、母子家庭、父子家庭、生活保護世帯から分離した者 	月額 20,000円
播戸奨学金	<ul style="list-style-type: none"> ・中・西播磨居住者 ・市内の大学院、大学、短期大学、専門職大学に在学する者 ・成績優秀な者（所得制限あり） 	月額 20,000円
海外留学生奨学金	<ul style="list-style-type: none"> ・市内居住者 ・市内の大学院、大学、短期大学、専門職大学に在学する者 ・海外からの留学生 	月額 30,000円

※ 市内の大学等とは、修学年限の全期間を市内のキャンパスで修了する大学等のこと。

- ・給付期間 正規の修業年限まで
- ・募集期間 每年4月から5月上旬
- ・その他 奨学金に関する申請は、大学を通じて行います。具体的な事柄は大学で行う説明会で案内します。

※ 姫路市奨学金内での併願が可能です。

(例) 一般奨学金と播戸奨学金を併願する。

ただし、各奨学金の出願資格を満たす必要があり、2つ以上の奨学金の併給はできませんのでご注意ください。なお、日本学生支援機構など他制度の奨学金との併給は可能です。

⑤ 保育士修学資金貸付事業

各府県が保育士人材確保のための取組の一環として、保育士修学資金貸付事業を実施し、保育士養成施設で保育士資格取得を目指している経済的に支援が必要な学生を対象に修学資金を無利子で貸し付けるものです。

他府県の場合も兵庫県とほぼ同一内容のため、兵庫県の概要を参考として紹介します。

・兵庫県の保育士修学資金貸付事業の概要

貸付対象	指定保育士養成施設の在学生（神戸市に住民登録している者を除く）で、次の要件を満たす者として指定保育士養成施設から推薦のあった方 ①養成施設卒業後、兵庫県内の保育所等で勤務する意思を有すること ②学業優秀であること ③家庭の経済状況等から真に貸付が必要と認められること ④他の地方公共団体等から同種の修学資金等を借り受けていない
貸付限度額	①月額5万円〔対象経費：授業料、実習費、教材費等〕 ②入学準備金20万円（新入生のみ） ③就職準備金20万円
貸付期間	養成施設に在学する期間（上限2年間）
他の貸付金との併給	生活福祉資金・父子、母子及び寡婦福祉資金、離職者等の国庫補助で実施されている貸付事業との併給は認められません。日本学生支援機構の奨学金や日本政策金融公庫の教育ローンについては、個別の経済的状況から併給することがやむを得ない場合は併給が可能です。
利子	無利子 ただし、返還が必要になった場合、正当な理由なく返還計画より遅れると延滞利子がかかります。
返還免除	下記の要件をすべて満たすと、返還は免除されます。 ①養成施設卒業の日から1年以内に保育士として登録 ②兵庫県内（神戸市域含む）の保育施設で保育業務に引き続き5年間従事 ※過疎法に規定する過疎地域で従事した場合などは3年間で免除されます。
募集時期	各年度の4月

6. アルバイト

アルバイトを行う場合は、学生規程第46条 (P91) に規定している通り、「アルバイト届」を提出してください。

ただし、学業優先の観点から、下記業種への就労は避けてください。

- ① 教育的に好ましくないもの
- ② 危険を伴う作業等
- ③ その他、重労働など、労働条件が著しく学業に支障をきたすもの等

問題が生じた時には…

もし、アルバイトでトラブルが起こったら、一人で悩まず、下記のいずれかへ相談してください。

○但馬総合労働相談コーナー 【電話番号】 0796-22-5145

○姫路総合労働相談コーナー 【電話番号】 079-256-5793

7. その他の注意事項

(1) 噸煙

20歳未満の喫煙は法律で禁じられています。

喫煙は受動喫煙を含み身体に有害であるのみならず、本学の特性上、子どもにかかわる職業における喫煙は、職業倫理上において問題があるため、禁煙が必要です。

本学は敷地内全面禁煙です。大学周辺におきましても禁煙に努めてください。電子タバコ、加熱式タバコ類も同様です。

(2) 薬物乱用防止に関する警告

マスコミで報道されているように、大学生の薬物乱用にかかわる逮捕者が後を絶ちません。言うまでもなく、違法薬物を勧める際の「疲れが取れる」「頭がスッキリする」「楽にダイエットできる」「1回だけなら大丈夫」「肌がきれいになる」などといった言葉は全て誤った情報で、違法薬物を手にした時点で厳しい社会的制裁（刑事罰）を受けることになり、ニュースやインターネットで顔写真が公表され、人生を棒に振ります。そして、生涯にわたり脳や心身への障害となって、幻覚や妄想などに苦しむことにもなります。

本学としては、学生の皆さんのが、学生としての本分を自覚し、違法薬物などにかかわることのないよう強く望むとともに、このような違法行為に対しては、退学（除籍）を含む厳罰をもって対処します。

なお、違法薬物に関する悩みや情報があれば、速やかに教職員誰でも対応しますので

相談してください。

○乱用されている薬物やその成分を含んだ類似品の種類

覚せい剤、大麻、MDMA・MDA、コカイン、ヘロイン、あへん、向精神薬、LSD、マジックマッシュルーム、ケタミン、シンナーなどの有機溶剤、危険ドラッグや大麻グミ・クッキー（THCH、HHCH、HHCPなど）など

○密売の手口

SNS、携帯電話利用、インターネット経由、親しい友達からの譲り受けなど

○薬物から身を守るために

- ・興味を持たない
- ・薬物は好奇心や誘惑から始まるので、隙を見せない
- ・薬物を勧められても、「No！」と言って、その場からは逃れる
- ・危険な場所に近づかない（逃げる勇気も必要です）
- ・薬物を勧める友達や恋人は、あなたにとって大切な人ではない
- ・薬物を所持しているだけで処罰の対象となる
- ・「疲れが取れる」「楽にダイエットできる」という薬物は疑うこと
- ・市販薬の過剰摂取（オーバードラッグ）はしないこと

出典：『薬物のない学生生活のために』文部科学省・厚生労働省・警察庁・内閣府編

○公的相談機関

兵庫県警察本部薬物銃器対策課

「覚せい剤110番」 TEL 078-361-0110

厚生労働省近畿厚生局麻薬取締部 神戸分室

「『麻薬・覚せい剤』相談電話」 TEL 078-391-0487

(3) ハラスメント

ハラスメントとは、いろいろな場面での社会的立場や力を利用した「嫌がらせ、いじめ」をいい、その種類には、セクシュアル・ハラスメント、アルコール・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントなどがあります。

些細な行為や冗談だと思っていても、相手の人が恐怖や不快を感じていれば、それはハラスメントになります。「ハラスメントのつもりはなかった」といった行為者の認識は関係ありませんので、注意が必要です。

① セクシュアル・ハラスメント

立場や力の関係を利用して、性別にかかわる嫌がらせや、相手の意に反する性的な言動を行うことです。修学上あるいは生活の上でもさまざまな不利益を与え、修学環境を悪化させるため、被害者は精神や身体の健康を害することもあり、時には退学せざるを得ない状況に追い込まれることもあります。

セクシュアル・ハラスメントとされる行為には、次のようなものがあります。

(ア) 言葉によるセクシュアル・ハラスメント

- ・スリーサイズを聞くなど身体的特徴を話題にする
- ・聞くに耐えない卑猥な冗談を交わす
- ・性的な経験や性生活について質問する
- ・性的な風評を流したり、性的なからかいの対象とする
- ・「男のくせに…」、「女のくせに…」と発言する
- ・LGBTQなどの多様な性のあり方をからかたり馬鹿にしたりする

(イ) 行動によるセクシュアル・ハラスメント

- ・性的な関係を強要する
- ・身体に不必要に接触する
- ・食事やデートにしつこく誘う
- ・カラオケでのデュエットを強要する
- ・自宅までの送迎を強要する
- ・住居やアルバイト先等まで付け回す（ストーカー行為にも該当します）
- ・雑誌等の卑猥な写真・記事などをわざと見せたり、読み上げたりする
- ・身体を執拗に眺める
- ・性的な内容の電話をかける、または、手紙や電子メールを送りつける
- ・SNSなどで誹謗中傷や過去の画像投稿をする

② アルコール・ハラスメント

飲酒にまつわる嫌がらせ、人権侵害のことです。成人でも20歳未満の飲酒は法律で禁止されていますし、急性アルコール中毒で命を奪う危険もあります。以下の行為が該当します。

- ・飲酒の強要
- ・イッキ飲み
- ・意図的な酔いつぶし
- ・飲めない人への配慮を欠く言動
- ・酔った上での迷惑行為

③ アカデミック・ハラスメント

教育・研究の場における権力を利用していじめや嫌がらせを行ったり、相手の意に反してその労力を使用したり拘束したりして、相手の教育を受ける権利や研究を行う権利を侵害し、相手に精神的苦痛や不利益を与えることです。

○被害にあったら

ハラスメントを受けた場合には、それを無視したり受け流したりせずに、はっきりと

「不快だ」「嫌だ」という拒否の気持ちを表すことが大切です。また、いつ、どこで、誰から、どんなことを言わされたのか、あるいはされたのか、自分がどんな対応をしたのかといったことを記録しておいてください。悪質な電話は録音したり、手紙や電子メールなどは保存しておきましょう。一人で我慢をしないで、まず身近な信頼できる人、自分が最も相談しやすい人に相談してください。

本学では、ハラスメントの相談は、窓口として教職員の誰でも受け付けます。また、教務学生課でも、ハラスメントの苦情や相談を受け付けていますので、気軽に利用してください。相談の方法は、面談、電話、手紙などがあります。

大学は、学生の申し出に対して、相談者のプライバシーと人権に配慮して、迅速に問題解決に取り組みます。

○問題解決までのプロセス（参考）

- ① 学生が教職員に相談する
- ② 事実関係に基づく報告を受理する
- ③ 調査班を立ち上げ、ヒアリングなど状況確認を行う
- ④ 調査班は当事者の希望に応じ、当事者間の話し合いの場を設け、調停する
- ⑤ ハラスメント事案の原因となった環境を改善するように要請し、再発を防止する
- ⑥ 学長は必要に応じ、被害者への救済措置をとる

(4) SNS の利用

多くのSNSでは、自分のページを持つことができ、そこに自分のプロフィールや写真などを載せられます。とても便利ですが、気をつけなくてはいけないこともあります。

以下の点には特に気をつけてください。

- ① プロフィールに書いた内容はさまざまな人たちにも見られてしまいます。利用する際は、そのことを意識して見られたくないプライバシーの情報が含まれていないか確認をして、利用してください。
- ② うそのプロフィールをのせて、他の人たちをだまそうとする人もいます。そのような人たちからの被害に遭わないためにも、「一度、会いましょう」などの誘いには、絶対に乗らないようにしてください。
- ③ 他人のことをからかうなど、面白がって書いたり、相手の悪口などの書き込みが原因で、トラブルになることもあります。書き込みをするときには、本当にそれがみんなの見るSNSに書き込んでもよい内容なのか、考えてみるようにしてください。相手の嫌がることや悪口、相手のプライバシーなどは書かないようにしましょう。

(5) ストーカー対策

全国でストーカー事件が多発しています。ストーカーによる危険性を感じたり、被害

を受けている方がいましたら、一人で悩まず、すぐに教務学生課や担任に連絡し、最寄りの警察署まで相談を申し出るなどして、早急に各自で身の安全を確保してください。

■自己防衛の手段例（兵庫県警ホームページを参考）

- 外出する時は防犯ブザーを携帯し、夜道などで危険な場所を通る時はタクシーなどを利用する
- 携帯電話は、いつでも110番または最寄りの警察署に電話できるように、短縮番号の登録をしておく
- 監視されている恐れがある場合には、すりガラスまたは厚めのカーテンを利用し、在宅中もカーテンをきっちり閉める
- ストーカーには、はっきりと拒否の姿勢を示し、「警察に訴えます」と相手方に意思を伝える
- ナンバーディスプレイ機能付き電話を設置したり、着信拒否設定を活用する
- 送り主の不明な届け物などは受け取りを拒否し、開封せずに送り返す
- 住所、電話番号、メールアドレスなどの個人情報の管理は慎重に行う
- 被害を受けた日時、場所、相手の車両ナンバー・色・車種、相手の具体的な言葉、動作、年齢、人相、服装、所持品などを記録しておく
- 最寄りの警察署で110番緊急通報登録システム（110番通報登録制度）に登録する（※ストーカーで被害に遭っているとき）

■相談連絡先など

- 最寄りの警察署生活安全課に相談する。
 - ・豊岡警察署（豊岡市）
TEL 0796-24-0110
 - ・南但馬警察署（朝来市養父市）
TEL 079-672-0110
 - ・美方警察署（美方郡）
TEL 0796-82-0110
 - ・姫路警察署（姫路市）※飾磨警察署及び網干警察署の管轄区域を除く)
TEL 079-222-0110
- 兵庫県警察ストーカー・DV相談窓口
TEL 078-371-7830（24時間受付）
- 女性は、兵庫県警察性犯罪被害110番もあります。
TEL 0120-57-8103（24時間受付）

■犯罪情報の入手・登録

○ひょうご防犯ネット

兵庫県警察から犯罪情報や防犯情報などをメールで得ることができます。

登録は「support @ police.pref.hyogo.lg.jp」に空メールを送信し、返信メールに従い登録する。

(6) 閨バイトの防止

「闇バイト」は、SNS やインターネット掲示板などで、仕事の内容を明らかにせず、短時間で高収入が得られるなどと甘い言葉で誘い、普通の「アルバイト」と称して募集しています。応募してしまうと、男女問わず詐欺のかけ子、受け子、出し子や、強盗や殺人の実行犯など、犯罪組織の手先として利用され、犯罪者となってしまいます。

○闇バイトに手を出さないために

アルバイトを探すときは、「高額」「高収入」「即日即金」等の言葉に注意してください。申込時に匿名性の高いアプリのインストールを求められる場合は、闇バイトの可能性があります。

楽をして大金を稼げるアルバイトは存在しません。怪しいと思ったら、友人や家族、警察に相談してください。

○一度でも闇バイトをしてしまうと

やめたいと思っても、応募の時に送った身分証明書から「家に行く」「家族に危害を加える」と犯罪組織に脅されて、逮捕されるまでやめられません。逮捕された後に待ち受けるのは、懲役や被害者への損害賠償です。もちろん犯罪グループは助けてくれません。闇バイトは使い捨てです。

○闇バイトに申し込んでしまったら最寄りの警察署へ相談してください。

- ・最寄りの警察署
- ・警察相談専用ダイヤル #9110
- ・兵庫県警察少年相談室「ヤングトーク」 0120-786-109 (無料ダイヤル)

1. 進路希望調査

本学では、進路指導担当教員が進路指導を行っています。進路は、一人ひとりの将来にとって最も重要なことの一つです。将来の生活設計を家族とよく相談して、しっかりした将来像のもとに自己の適正と能力に応じた進路を選び、就職試験・編入学試験等に取り組んでください。

(1) 進路希望調査

下記書類の提出により本学卒業後の進路希望の調査を行います。この調査によって進路希望の状況を把握し、進路指導を行っていきます。また、その意味で、この調査は教職員が進路指導を行う上で、非常に重要なものであると認識してください。

★提出書類：進路希望調査票

(2) 就職試験

幼稚園・保育園・認定こども園・福祉施設・企業等から大学に求人のあった場合は、その都度「求人案内」として、豊岡キャンパスは2階就職資料室の掲示板（就職関係）およびポータルサイトで、姫路キャンパスは旧2号棟4階幼児教育研究所、または2号棟1階エレベータ前掲示板およびポータルサイトで紹介します。自分の希望する就職希望先があれば、進路指導担当教員または教務学生課に出願を申し出たうえで、就職申込書に指示されている書類を添えて、期日までに必着するように送付してください。

なお、応募、受験の場合は、大学紹介、公募、自由応募を問わず、必ず教務学生課か進路指導担当教員へ報告してください。

ア 手続きに必要な書類

就職に必要な書類は、求人先によって多少異なりますが、次のような書類を必要とします。

汚れた書類を提出することは非常識であり、書類選考の際、不利益になりますので、書類は常にきれいに保管し、取り扱いには、十分注意してください。

◆各自で用意するもの

履歴書、自己紹介書、顔写真（縦4cm×横3cm（または求人先により指定されたサイズ）、スピード写真は不可）

◆大学で作成するもの

成績証明書、教員免許状取得見込証明書、保育士資格取得見込証明書、社会福祉主事任用資格証明書*、卒業証明書*、卒業見込証明書、推薦状、健康診断証明書など
*印の証明書は卒業後の発行となります。

① 履歴書

履歴書は、(本学) 指定用紙を使用してボールペンまたはペンで丁寧に楷書で書いてください。この書類は、成績証明書とともに採否を決定する重要な判定資料です。誤字・脱字・略字のないように細心の注意を払って作成してください。

履歴書の練習用紙は、教務学生課にて随時配付しますので、記入後、担任または進路指導担当教員より添削・指導を受けてください。

② 自己紹介書

履歴書の右面に履歴書同様、誠意をもって空欄のないよう詳細に、かつ丁寧に書いてください。

③ 健康診断証明書

特に指定のない限り、本学校医が発行したものを使用してください。証明書交付願で申請すると、2日後に交付されます。

ただし、所定の定期健康診断を受診していない者および定期健康診断実施前に身体検査書を必要とする場合は、医療機関等で診断を受けて準備してください。(健康診断証明書は在学中のみとし、卒業後は発行できません。)

④ 顔写真(縦4cm×横3cm)

直近3ヶ月以内に撮影した履歴書用上半身、正面脱帽の写真

⑤ 成績証明書・卒業見込証明書・教員免許状取得見込証明書・保育士資格取得見込証明書

証明書交付願にて申請してください。2日後に交付します。

⑥ 推薦状

証明書交付願にて申請してください。

推薦状は、提出先を記載する必要がありますので、申し込む時には、必ず提出先の名称・職名・代表者名を明記してください。交付までに、1週間程度かかりますので、余裕をもって申し込みをしてください。

イ 採用が内定および決定した場合

「進路内定(決定)届」・「就職試験内容報告書」を教務学生課に提出してください。

【就職に関する注意事項】

配付される「就職活動ノート」を参照してください。詳細に指示してありますが、下記の事項は日頃より特に注意してください。

- ① 容姿は常に清潔であり、清楚端正な服装で、髪型は学生らしく簡素さを保持しなければなりません。
- ② 礼儀正しい態度、言動をとらなければなりません。

2. 4年制大学への編入学

「編入学」とは、短期大学を卒業後、4年制大学の3年次（もしくは2年次）に入学することをいいます。現在では、全国の短期大学卒業生のうち、1割近くの人が4年制大学に編入学しており、編入学は就職とならんで卒業後の進路の一つになっています。

① 編入学のメリット

短期大学を卒業して4年制大学に編入学するメリットは、今までに学習したことを生かしてさらに専門的な学問の理解を深め、免許・資格を取得しキャリアアップすること、また、新たな分野にチャレンジして幅広い人間づくりをすることが、将来の就職や豊かな人生につながっていきます。

こども学科の専門性から、まずは教員養成系の大学、あるいは福祉系の大学に行くことによって資格の幅を広げることが考えられます。教員養成系に編入学するなら幼稚園教諭一種免許状や小学校教諭一種免許状、あるいは養護教諭一種免許状の取得が可能な併設校である姫路大学をお勧めします。

短期大学で取得した単位は、大学卒業要件の半分の62単位を一括認定する大学が増加するなど、多くの単位が大学の卒業単位として認定されており、進学した多くの人が3年次に編入学してから2年間で大学を卒業しています。（単位取得は進学先によって異なりますので、進学先で確認してください。）

② 編入学に向けての充実したサポート体制

編入学は、大きく分けて、一般の編入学試験を受験するものと、本学を指定校にしている大学に推薦を得て受験する指定校推薦の二つがあります。本学では、姫路大学をはじめとする4年制大学への編入学指導にも力を入れており、編入学実績は多数あります。現在、約20大学から指定校推薦枠を受けています。

本学では、各学年ごとの、前期・後期のオリエンテーション時に編入ガイダンスとして情報提供やアドバイスを行っています。また、個別指導により、編入志望先の相談など、希望者にはいつでも進路指導担当教員が中心となって個別に対応します。さらに、各大学の編入学試験に合わせて個別に小論文指導、専門試験対策、英語指導や面接試験対策の充実を図るとともに、志望理由書の書き方や出願の手続きなどもサポートしています。

豊岡キャンパスの就職資料室では、編入学可能な大学の情報も自由に閲覧できます。合格後の入学に関する手続きや、卒業後の相談などアフターケアもしっかりと行っているので安心です。

編入学を目指すことは、入学当初からだけでなく、2年生になってからでも遅くはありません。興味を持ったら、いつでも相談してください。

1. 図 書 館 の 利 用

<豊岡キャンパス>

(1) 図書館の概要

図書館では、教育・保育・福祉等に関する専門図書を中心に、一般教養図書、絵本、紙芝居、楽譜、雑誌等を所蔵しています。図書館ではこれらを「資料」と呼んでいます。

図書館は、学生、教職員の学習・研究・調査のために設置していますので、授業や学習等で図書館を有効に活用し、有意義な学生生活を送ってください。

(2) 利用案内

◆利用資格

- ・本学学生・教職員、姫路大学学生・教職員
- ・卒業生、豊岡市および豊岡市に隣接する市町にお住まいの方（小学生以下は保護者同伴のみ可）
- ・その他、館長が許可した方

◆開館時間

9:00～17:00（土曜日は13:00まで）

*振替授業や通信教育部のスクーリング期間中は開館時間を延長することがあります。

◆休館日

- ・日曜・祝日（通信教育部のスクーリング期間中は開館）
- ・創立記念日（11月5日）
- ・夏季・冬季の休業期間中

*その他、臨時に休館する場合は、掲示等でお知らせします。

(3) 貸出と返却

◆貸出冊数・貸出期間

5冊2週間

*最新の雑誌は1日のみとなります。

*夏季・冬季・春季休業期間には特別貸出を行います。

◆貸出

貸出を希望する資料と学生証をカウンターにお持ちください。

◆返却

返却する資料をカウンターにお持ちください。閉館時には、入口横のブックポストをご利用ください。

◆貸出期間の延長

貸出期間の延長を希望する場合は、返却期限日までにMelly、または図書館カウン

ターで申請してください。他に貸出の予約がなければ、申請された日から貸出期間を延長します。

◆予 約

探している図書が貸出中の場合は予約をすることができます。MyOPAC または、図書館カウンターから申し込んでください。(雑誌、DVD 等の視聴覚資料は予約できません。)

◆延滞・返却督促

返却期限日までに貸出資料を返却しない場合は、貸出の停止をすることがあります。また、延滞者には電話や Melly 等で返却の督促を行います。

(4) 資料の探し方・閲覧方法

◆資料の配置

図書は『日本十進分類法（N D C）』の分類にしたがってテーマ別に配架し、絵本・紙芝居・楽譜・雑誌等はそれぞれのコーナーを設けています。

◆資料の検索

図書館ホームページに掲載している「蔵書検索（OPAC）」から、所蔵の有無や配架場所、貸出状況等を確認することができます。（一部資料を除く）

所蔵資料を探すときは、検索結果から配架場所と請求番号を確認してください。

◆資料の閲覧

館内に配置している図書、雑誌、新聞等の所蔵資料は、自由に手にとって利用することができます。ビデオ、DVD 等の視聴覚資料は館内の視聴覚ブースで利用してください。貸出はできません。

◆電子書籍の閲覧

本学図書館が契約している紀伊國屋書店 学術電子図書館「KinoDen（キノデン）」から、参考資料などを閲覧することができます。アカウントサービス「MyOPAC」にログインすることで閲覧できます。

「KinoDen」へのアクセスや、電子書籍を利用する際は、各出版社・提供者の利用条件や著作権法などを遵守してください。違反した場合、システムの利用停止や法的措置がとられることがあります。

(5) 利用者サービス

◆アカウントサービス「MyOPAC」

豊岡短期大学豊岡キャンパスの所属者は、図書館ホームページからログインできる MyOPAC を利用することができます。MyOPAC からは、貸出・予約状況の確認、貸出中資料の予約申し込み等をすることができます。

MyOPAC を利用するには、ログイン用の ID とパスワードが必要となります。入

学時に個々の学生へ発行を行っていますが、不明点があれば職員にたずねてください。

◆レファレンスサービス

レファレンスサービスとは、調べもののお手伝いをするサービスのことです。図書館の利用方法や資料の調べ方等、わからないことがあれば、何でも職員に相談してください。

◆文献複写

本学図書館の蔵書に限り、複写可能な資料は「文献複写申込書」にて申し込みの上、著作権の範囲内で複写することができます。

料金は、白黒1枚10円、カラー1枚50円です。

◆リクエストサービス（図書購入依頼）

図書館で備えてほしい資料の購入希望を受け付けています。リクエストカードに記入してください。MyOPACからも購入希望図書を申し込むことができます。

◆姫路大学・豊岡短期大学図書館間相互貸借制度

豊岡短期大学豊岡キャンパス所属者は、豊岡短期大学図書館を通じて、姫路大学附属図書館に所蔵されている図書を取り寄せて借りることができます。

- ・図書の取り寄せを希望する場合は、豊岡短期大学図書館のカウンターで申し込み手続きをしてください。
- ・貸出期間、貸出冊数等は姫路大学附属図書館の館外貸出条件に準じます。

対象利用者	対象資料	冊数	期間
学生	図書	5冊	14日間

(6) 図書館利用上の注意

- ・学習用具、貴重品以外は図書館入口のロッカーに入れてから入館してください。
- ・館内での飲食は、ペットボトル等フタ付の飲料のみ可能です。
- ・携帯電話はマナーモードに設定し、通話はご遠慮ください。
- ・図書館の資料を紛失、汚損、破損した場合は、原則同一資料により、弁償していただきます。資料は大切に扱ってください。

＜姫路キャンパス＞

姫路大学附属図書館の利用について

姫路大学附属図書館は、第一に本学の教育・研究活動を支える中心的役割を担う機関として、第二に可能な限り地域に開かれた大学図書館として、多様な要求に応えられるよう資料の収集やサービスの向上に努めています。大学図書館は学生の皆さんのが有意義な大学生活を送る上で重要な情報源であり、自己学習の場です。蔵書、各種サービス、職員を十分に活用してください。

以下に主な利用方法を掲載します。また、図書館に設置している図書館利用案内やホームページも参照してください。

(1) 開館時間と休館日

① 開館時間

- ・月曜から金曜日 9:00～20:00
- ・土曜日 9:00～16:00

※開館時間の変更や臨時休館を行う場合は、掲示板やホームページでお知らせします。

※夏期休暇、冬期休暇、春期休暇中は開館時間を変更することがあります。

② 休館日

- ・日曜日、祝日
- ・創立記念日（11月5日）
- ・夏期休暇（8月10日から9月30日まで）中の土曜日、夏期および年末年始の休業期間
- ・館長が休館を必要と認めた日

(2) 利用資格

- ・姫路大学および豊岡短期大学の教職員、学生
- ・姫路大学の元教職員および卒業生
- ・一般利用者
- ・その他館長が許可した者

(3) 利用にあたって

- ・入館時には、利用資格の証明や貸出手続き等に必要となりますので、常に学生証を携帯してください。（学生証は図書館利用カードを兼ねています。）
- ・大きな手荷物は他の人の迷惑にならないようロッカーへ入れてください。

(4) 所蔵資料の探し方

① 資料の検索

- ・図書館ホームページに掲載している「蔵書検索」（OPAC オパック）から、当館の所蔵資料の検索を行うと、資料の配架場所、請求記号、貸出状況などが分かります。
- ・探している資料の配架場所、請求記号（図書の背ラベルに表示される記号と対応）、書名などをメモして、探してください。

② 資料の配列

- ・図書は日本十進分類法および日本看護協会看護学図書分類表に基づいて、主題別に分類・配列しています。

③ その他

- ・図書館ホームページからは、OPAC だけではなく、当館で契約している各種データベースや電子ジャーナルなどが利用できます。

主なものとして

- ・医中誌 web
- ・最新看護索引 web
- ・メディカルオンライン
- ・CINAHL
- ・MEDLINE
- ・ジャパンナレッジ Lib
- ・朝日新聞クロスサーチ
- ・日本教育新聞記事検索データベースがあります。

(5) アカウントサービス「^{マイ}MyOPAC」の利用

姫路キャンパスの学生、教職員は図書館ホームページからログインできる My OPAC を利用することができます。

- ・ログイン用アカウントの発行は図書館カウンターで行っています。
- ・My OPAC からは、貸出状況の確認、貸出資料の延長、資料の予約・取寄、各種お知らせの確認をすることができます。

(6) 閲覧と貸出

① 閲覧

- ・館内に配置している図書、雑誌、新聞等の所蔵資料は、全て自由に手にとって利用することができます。
- ・ビデオ、DVD等の視聴覚資料は、学生証を持参の上、カウンターで手続きをし、ヘッドホンとリモコンを受け取って、視聴覚ブースで利用してください。なお、視聴覚資料は貸出できません。

② 通常貸出

- ・学生証と資料を持ってカウンターで手続きをしてください。
- ・視聴覚資料、新聞、雑誌の最新号、背表紙に禁帯出シールを貼付してある参考図書等は貸出できません。

・貸出冊数と期間

対象利用者	対象資料	冊数	期間
学生	図書、雑誌のバックナンバー	5冊	図書14日間、雑誌7日間

*卒業後は「姫路大学附属図書館一般公開に関する細則」に基づき、所定の手続きにより図書館利用カードを発行します。

③ 長期休暇中の延長貸出

- ・夏期、春期休暇の際は、貸出期間を延長します。

④ 長期貸出

- ・学生が研究（卒業研究、看護研究、特別研究等）、学外実習のため必要があるときは、通常貸出に加えて別途、長期貸出を申し込むことができます。
- ・「長期貸出申請書」を記入し、カウンターへ提出してください。

対象利用者	対象資料	冊数	期間
学生	図書	5冊	30日間

⑤ 返却

- ・貸出時に返却期限を記載したしおりをお渡しします。記載された期限までに返却してください。返却期日が臨時休館となった場合は、その翌日が返却期限になります。
- ・返却場所として図書館カウンターの他に、姫路大学1号棟エントランスまたは図書館入口前のブックポストがあります。

⑥ 継続貸出

- ・他に貸出の予約がない場合に限り、1回のみ継続して貸出ができます。
- ・返却期日を過ぎると継続貸出はできません。
- ・MyOPAC、図書館カウンター、メール、Mellyで手続きをすることができます。

⑦ 予約

- ・図書や雑誌は予約を申し込むことができます。「予約申込書」に記入して申し込んでください。また、MyOPACからも予約を申し込むことができます。資料の確保が完了次第、Melly、メール、MyOPAC等でお知らせします。
- ・返却された予約資料のカウンター取り置き期間は、お知らせ後1週間です。

⑧ 貸出停止のペナルティ

- ・資料を延滞すると、延滞した日数分の貸出停止となります。
- ・図書館より電話や郵便、Melly、メールなどで督促を行います。

(7) 館内複写サービス

- ・館内所蔵資料に限り、著作権法で認められた範囲内で複写することができます。
- ・「文献複写申込書」に記入し、カウンターに提出してから複写してください。

- ・図書館では著作権法第31条にもとづき、所蔵資料について下記の範囲で複写サービスを提供しています。
 - 1) 利用者の調査研究の用に供するためであること。
 - 2) 公表された著作物の一部分であること（著作物の半分以下）。
 - 3) 定期刊行物に掲載された個々の著作物についてはその全部。但し、発行後相当期間を経たもの（次号が既刊となったもの、または刊行後3か月が経過したもの）に限る。
 - 4) 提供部数は1人につき1部であること。
- ※館内複写機は当館の所蔵資料以外の複写はできません。所蔵資料以外の複写は姫路大学1号棟2階の階段付近に設置しているコピー機、または2号棟1階の自動販売機前のコピー機を利用して下さい。

(8) 学生購入希望図書

図書館で購入してほしい資料がある場合は、「学生購入希望図書申込書」に記入して申し込みでください。また、MyOPAC からも購入希望図書を申し込むことができます。学習や研究に関する資料はもちろんのこと、読んでみたい本等、できるだけ希望に添えるよう対応します。購入の可否は、MyOPAC、メールやMellyでお知らせします。

なお、申し込みは所属キャンパスの図書館で受け付けます。姫路キャンパスの学生は、姫路大学附属図書館へ申し込みでください。

(9) レファレンスサービス

図書館では、利用者の皆さんが求めている資料や情報にたどりつけるよう支援しています。資料の探し方や調べ方、文献の所在情報、図書館の利用方法、不明な点や困ったときなどは、遠慮なくカウンターの職員に相談してください。

(10) 図書館間相互利用

- ・当館に求めている資料が所蔵されていない場合は、図書館間相互利用制度により、他大学等図書館へ文献複写、現物貸借、訪問利用を申し込むことができます。
- ・文献複写と現物貸借の申し込みは、原則として、1回につき10件までです。
- ・文献を取り寄せる費用は原則として大学が負担します。（一部自己負担になる場合があります。）
- ・手続きには時間がかかります。余裕をもって MyOPAC またはカウンターから申し込みでください。

(11) 姫路大学・豊岡短期大学図書館間相互貸借制度

豊岡短期大学姫路キャンパス所属の学生、教職員は、姫路大学附属図書館を通じて、豊岡短期大学図書館に所蔵されている図書を取り寄せて借りることができます。豊岡短期大学図書館には、絵本などの幼児保育・幼児教育関係の蔵書が豊富に所蔵されており、

「蔵書検索」の画面にて検索することができます。

- ・豊岡短期大学図書館の図書の取り寄せを希望する場合、下記のいずれかの方法から申し込んでください。
 - ・アカウントサービス MyOPAC 「蔵書検索」の画面より、「予約」をクリックし、取り寄せを依頼する。(図書館からの連絡方法を指定してください。)
 - ・図書館に来館し、申込用紙を記入してカウンターに提出する。
- ・豊岡短期大学図書館より取り寄せた図書の貸出・返却手続きは、姫路大学附属図書のカウンターでのみ行えます。(他館の図書になりますので、原則ブックポストへの返却は行わないでください。)
- ・貸出期間、貸出冊数等は豊岡短期大学図書館の館外貸出条件に準じます。

対象利用者	対象資料	冊数	期間
学生	図書	5冊	14日間

(12) 図書館の行事・活動

図書館では、図書館オリエンテーション等の利用ガイダンス、学生選書、企画展示、読書推進企画「HimeU × Book × Link (ヒメュー・ブック・リンク)」、ニュースレター「はま風」の発行等さまざまな活動に取り組んでいます。

(13) その他

① 利用上の注意

- ・館内では大きな声での会話や他の人の迷惑となるような行為は慎んでください。
- ・館内での飲食は、ペットボトル等フタ付の飲料のみ可能です。
- ・携帯電話の通話は禁止です。
- ・図書等の資料は必ず貸出手続きをから館外へ持ち出してください。
- ・学生証 (図書館利用カード)や貸出中の資料を他人に貸与しないでください。資料を延滞、紛失した場合は、貸出手続きをした学生証 (図書館利用カード) の持ち主の責任となります。
- ・書架から取り出した資料は、退館時には元の場所に戻してください。
- ・貴重品は各自で管理してください。

② 紛失、汚損、損傷

- ・資料や館内機器等を紛失、汚損、損傷した場合は、直ちに申し出てください。
- ・同一資料または代価により、その損害を賠償しなければなりません。

③ 利用の停止

図書館を利用するにあたり、規程に違反したり、職員の指示に従わない場合は、一定期間、図書館の利用を禁止することがあります。

～わからないことがあれば、遠慮なく各キャンパスの図書館職員におたずねください～

豊岡短期大学学則(抄)

第1章 総 則

(目的)

第1条 豊岡短期大学(以下「本学」という。)は、教育基本法の精神に則り、高い徳性と幅広い教養を与え、こどもに関する深い専門の学識を教授探究すると共に、職業又は実生活に必要な資質を育成し、もって広く社会の発展に貢献する人材を養成することを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針、卒業認定・学位授与に関する方針を別に定める。

(所在地)

第1条の2 本学のキャンパスは、次の所在地に置く。

- (1) 豊岡キャンパス 兵庫県豊岡市戸牧160番地
- (2) 姫路キャンパス 兵庫県姫路市大塩町2042番2

(自己点検及び評価等)

第2条 本学は、教育水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価に関する事項は、別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的改善)

第3条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修を行うものとする。

2 前項の教育内容等の改善に関する事項は、別に定める。

(情報公開)

第4条 本学は、教育研究活動等について、積極的な情報公開に努めるものとする。

2 情報公開に関する事項は、別に定める。

(学科の構成及び学生定員)

第5条 本学に次の学科を置き、定員は次の通りとする。

入学定員 収容定員

こども学科	40名	80名
-------	-----	-----

(修業年限及び在学年限)

第6条 本学の修業年限は、2年とする。

2 在学年限は、4年を超えることはできない。

(通信教育部)

第7条 本学に通信教育部を置き、定員は次の通りとする。

学 科	専 攻	入 学 定 員	収 容 定 員
こども学科	幼児専攻	1, 000名	2, 000名
	幼稚園教諭免許コース	900名	1, 800名
	短期大学卒業コース	100名	200名
	保育専攻	1, 800名	5, 400名
	幼稚園教諭免許・保育士資格コース	500名	1, 500名
	保育士資格コース	1, 300名	3, 900名

2 通信教育部に関する事項は、別に定める。

(図書館、附属施設)

第8条 本学に図書館、その他附属施設を置く。

2 前項に関する事項は、別に定める。

第2章 学年・学期及び休業日

(学年・学期・授業日数)

第9条 本学の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

2 学年は、これを2期に分け、4月1日から9月30日までを前期とし、10月1日から翌年3月31日までを後期とする。

ただし、学長は、教育上必要がある場合に、前期の終了日及び後期の開始日を変更することができる。

3 年間の授業日数は、定期試験等の期間を含め35週にわたることを原則とする。

(休業日)

第10条 休業日は、次の通りとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に定める休日

(3) 創立記念日（11月5日）

(4) 夏季休業、冬季休業、春季休業

なお、春季・夏季・冬季の休業期間は、毎年度の学年暦にて定める。

2 学長は、前項の休業日を変更し、又は臨時休業の日を定め、もしくは休業日に授業や各種行事を行うことができる。

第3章 教育課程、履修方法及び課程修了の認定

(授業科目の区分)

第11条 本学の授業科目は、総合科目及び専門教育科目（教科に関する専門科目及び教職に関する専門科目）に分け、これを2年間に配当して教授する。

(総合科目)

第12条 総合科目は、8単位以上を修得しなければならない。

2 総合科目の授業科目及び単位数は、別に定める。(別表1)

(専門教育科目)

第13条 専門教育科目は、必修科目及び選択科目を含めて54単位以上を修得しなければならない。

2 専門教育科目の授業科目及び単位数は、別に定める。(別表2)

(教職科目)

第14条 教育職員免許状を取得しようとする者は、前条に規定するもののほか、教育職員免許法及び同法施行規則に定める単位を履修しなければならない。

2 本学において取得し得る教育職員免許状の種類は、次の通りである。

(1) 通学課程

学 科 名	免許状の種類
こども学科	幼稚園教諭二種免許状

(2) 通信課程

学科名	専攻名	免許状の種類
こども学科	幼児専攻 幼稚園教諭免許コース	幼稚園教諭二種免許状
	保育専攻 幼稚園教諭免許・保育士資格コース	

3 保育士資格を取得しようとする者は、こども学科に在籍し、第11条から第13条に定めるところによるほか、児童福祉法施行規則の規定により、厚生労働大臣の定める修業科目及び単位を履修しなければならない。

(試験)

第15条 履修した授業科目は、試験その他適当な方法により、学業成績を評価する。

2 試験の実施に関する事項は、別に定める。

(成績の評価)

第16条 学業成績は、秀(S)・優(A)・良(B)・可(C)及び不可(D)に分け、秀(S)・優(A)・良(B)・可(C)を合格とし、不可(D)を不合格とする。秀(S)は90点以上、優(A)は80点以上、良(B)は70点以上、可(C)は60点以上、不可(D)は59点以下とする。

2 前項により評価した成績をもとにGPA(グレード・ポイント・アベレージ)を算出するものとし、GPAに関する事項は別に定める。

(追・再試験)

第17条 病気その他正当な理由により受験できなかった科目及び不合格になった科目は、追・再試験を行うことができる。

2 追・再試験の実施に関する事項は、別に定める。

(単位)

第18条 授業科目を履修し、合格した者には、所定の単位を与える。

2 各授業科目の単位数は、1単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせて45時間とし、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義科目及び演習科目は、15時間から30時間までの授業をもって1単位とする。

(2) 実習科目及び実技科目は、30時間から45時間までの授業をもって1単位とする。

3 前項各号の定めに基づき、授業科目の授業時間を別に定める。

(履修科目の登録の上限)

第18条の2 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間及び1学期に履修科目として登録できる単位数の上限を定めるものとする。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第19条 本学は教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲内で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、本学の承認を受けて、学生が外国の短期大学に留学する場合に準用する。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第20条 本学は教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、前条第1項及び第2項により、本学において修得したとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第21条 本学は教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について、修得した単位を入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学は教育上有益と認めるときは、学生が入学前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合

を除き、本学において修得した単位以外のものは、第19条第1項及び前条第1項の本学で修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。この場合において、第19条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとする。

4 既修得単位の認定等に関する事項は、別に定める。

(卒業の認定)

第22条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、別表1及び別表2に定めるところにより62単位以上修得しなければならない。

2 本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者は、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

3 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

4 卒業の時期は、3月又は9月とする。

(短期大学士の学位)

第23条 本学を卒業した者には、短期大学士の学位を授与する。

2 学位に関する事項は、学位規程で定める。

第4章 入学・転学・休学・復学・退学・除籍・再入学・復籍及び転籍

(入学の時期)

第24条 入学の時期は、毎学年の始めとする。

(入学資格)

第25条 本学に入学を志願することのできる者は、次の各号の何れかに該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）で文部科学大臣が別に指定した者を文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣が指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、当該者をその後

に入学させる大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者

(9) 本学において、入学資格審査による高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

(入学の出願)

第26条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

(入学者の選考)

第27条 前条の入学志願者は、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第28条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに入学金、授業料、その他の学費に、保証人連署の誓約書及び所定の書類を添えて入学手続きを完了しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(転 学)

第29条 本学に転学を志望する者があるときは、選考の上、学長が相当年次に入学を許可することができる。

2 前項により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数は、教授会の議を経て学長が決定する。

3 転学に関する事項は、第26条、第27条、第28条を準用する。

(休 学)

第30条 病気その他やむを得ない理由で3ヵ月以上修学できないときは、休学願に保証人連署の上でその事実を証明する書類を添えて願い出し、学長の許可を得て休学することができる。

2 休学は、当該年度末までとする。ただし、特別の事情がある場合には、引き続き翌学年度末まで休学を許可することができる。

3 休学期間は、通算して2年を超えることはできない。

4 休学中の期間は、在学年数に算入しない。

5 休学中は、別に定める学費等を納入しなければならない。

(復 学)

第31条 休学者が、休学の理由が消滅したときは、復学願に保証人連署の上で願い出し、学長の許可を得て復学することができる。

(退 学)

第32条 病気その他やむを得ない理由により退学しようとする者は、退学願に保証人連署

の上で願い出し、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍することができる。

- (1) 第6条に定める在学年限を超えた者
- (2) 第30条第3項に定める休学の期間を超えてなお復学又は退学しない者
- (3) 学費の納入を怠り、督促を受けても納入しない者
- (4) 正当な理由がなく、無届で3ヵ月以上連続して欠席した者

(再入学)

第34条 正当な理由で退学した者又は除籍された者が再入学を願い出たときは、学年の始めに限り、審査の上、学長が相当年次に入学を許可することがある。

2 前項により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数は、教授会の議を経て学長が決定する。

3 再入学に関する事項は、第26条、第27条、第28条を準用する。

(復籍)

第35条 学費滞納による除籍者は、除籍後1ヵ月以内に限り、審査の上、学長の許可を得て復籍することができる。

(転籍)

第36条 本学の学生で転籍を希望する場合は、別に定めるところにより学長が許可することがある。

(二重在籍)

第37条 本学の学生は、同時に他の大学に在籍することはできない。

(強制休学)

第38条 校医等が、健康上の理由により修学が不適当と認めた学生に対しては、休学を命ずることがある。

(学生規程)

第39条 学生が、遵守しなければならない事項は、本学則に定めるほか、学生規程に定める。

第5章 学 費

(学 費)

第40条 入学金・授業料・入学検定料・その他の学費の額は、別に定める。

(学費の納付)

第41条 学費は、毎学期所定の期日までに納付しなければならない。ただし、事情によつ

ては別に定めるところにより、これを延納又は分納することができる。

(履修料)

第42条 科目等履修生は、別に定める履修料を納付しなければならない。

第6章 賞 罰

(表 彰)

第43条 学長は、学力優秀又は特に推奨すべき行為のあった者を表彰することがある。

(懲 戒)

第44条 学長は、学則、学生規程その他諸規則に違反し、本学の秩序を乱し、又は性行不良その他学生の本分に反する行為のあった者に対して、懲戒を行うことがある。

2 懲戒の内容は、訓告、停学又は退学の処分とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学業を怠り成業の見込がないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

4 懲戒に関する事項は、別に定める。

第7章 研究生・委託生・科目等履修生・特別聴講生及び外国人留学生

(研究生)

第45条 本学の教授会構成員から直接指導を受け、一定期間特定の研究課題を研究することを志望する者があるときは、選考の上、学長が研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関する事項は、別に定める。

(委託生)

第46条 公共団体又はその他の機関から本学の特定授業科目について修学を依頼されたときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、学長が委託生として入学を許可することができる。

2 委託生に関する事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第47条 本学の特定の授業科目について、履修を希望する者があるときは、教育に支障のない場合に限り、選考の上、学長が科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生には、第15条及び第18条を準用して単位を与えることができる。

3 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(特別聴講生)

第48条 他の大学又は短期大学の学生で本学の授業科目の一部を履修しようとする者があるときは、当該大学又は短期大学と本学との協議に基づき、学長が特別聴講生として入学を許可することができる。

2 特別聴講生に関する事項は、別に定める。

(証明書)

第49条 研究生、委託生及び特別聴講生は、履修した授業科目について試験を受けることができる。

2 試験に合格したときは、本人の請求によって証明書を与えることができる。

(外国人留学生)

第50条 第25条に規定する入学資格を有する者で、本学に入学を希望するときは、選考の上、学長が外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関する事項は、別に定める。

(学則の準用)

第51条 特別の規定のない限り、研究生・委託生・科目等履修生・特別聴講生及び外国人留学生は、この章に規定するほか、本学則の他の各章の規定を準用する。

第8章 教職員組織 (省略)

第9章 奨 学 生

(奨学生)

第56条 学力優秀、品行方正で学生の模範と認められた学生を選んで奨学生とすることができる。

2 奨学生に関する事項は、別に定める。

第10章 厚生施設

(学生寮)

第57条 本学に学生寮を置くことができる。

2 学生寮に関する事項は、別に定める。

第11章 公開講座・帰国子女学生・社会人学生・長期履修生

(公開講座)

第58条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

(帰国子女学生)

第59条 帰国子女の入学志願者に対しては、特別の選考により教授会の議を経て、学長は入学を許可することができる。

2 入学許可を受けた帰国子女学生には、本学則を準用する。

(社会人学生)

第60条 社会人の入学志願者に対しては、特別の選考により教授会の議を経て、学長は入学を許可することができる。

2 入学許可を受けた社会人学生には、本学則を準用する。

(長期履修生)

第61条 第6条に定める修業年限を超えて一定の期間にわたり授業科目を履修することを目的として、本学に入学を志願するものがあるときは、選考の上、教授会の議を経て、学長は長期履修生として入学を許可することができる。

2 長期履修生に関する事項は、別に定める。

附 則

1 この学則は、昭和42年4月1日から施行する。

(省略)

39 この学則の改正は、令和7年4月1日から施行する。

別表1 総合科目

授業科目	単位数		備考	授業科目	単位数		備考
	必修	選択			必修	選択	
総合科目				情報リテラシーと処理技術	2		
弘徳豊岡教育Ⅰ	1			健 康 科 学	1		
弘徳豊岡教育Ⅱ	1			ス ポ ーツ (実技)	1		
生 命 倫 理	2			キ ャ リ ア ア ッ プ I	1		
女 性 と 文 化	2			キ ャ リ ア ア ッ プ II	1		
憲 法	2			キ ャ リ ア ア ッ プ III	1		
環 境 と 人 間	2			英語コミュニケーション	2	保育と英語を含む	
こども環境学	2			計	2	19	

別表2 専門教育科目

授業科目	単位数		備考	授業科目	単位数		備考
	必修	選択			必修	選択	
こども家庭福祉		2		特 別 支 援 教 育	1		
社 会 福 祉 論	2			発 達 心 理 学	2		
こども家庭支援論	2			こどもと文 化	2		
こどもの発達と家庭支援	2			教 育 課 程 論	2		
健 康 論	1			保 育 内 容 総 論	1		
環 境 論	1			こどもの指導法「健 康」	1		
人 間 関 係 論	1			こどもの指導法「人間関係」	1		
音 楽 表 現 論	1			こどもの指導法「環 境」	1		
造 形 表 現 論	1			こどもの指導法「言 葉」	1		
こどもと造形	1			こどもの指導法「リズム表現」	1		
教 表現とこどもの運動	1			こどもの指導法「造形表現」	1		
科 こどもと体育	1			こどもの指導法「言語表現」	1		
専 幼 児 造 形	1			こどもの指導法「音楽表現」	2		
門 言葉とこどもの文化	1			教 育 方 法 論	2		
門 こどもの保健	2			専 こどもの理解と相談支援	2		
科 こどもの健康と安全	1			門 乳 幼 児 保 育 I	2		
保 こどもの育て支援	1			門 乳 幼 児 保 育 II	1		
育 原 理	2			科 社 会 的 養 護 II	1		
社会的養護I	2			目 幼 児 実 習 基 礎	1		
精 神 保 健	2			教 育 実 習 実 習	4		
こどもの食と栄養	2			目 教育実習事前・事後指導	1		
障 害 児 保 育	2			保 育 実 習 I (保育所)	2		
地 域 ボ ラ ン テ ィ ア	1			保 育 実 習 I (施 設)	2		
こどもと器楽・うたI	1			保育実習指導I (保育所)	1		
こどもと器楽・うたII	1			保育実習指導I (施 設)	1		
特 別 研 究 I	1			保 育 実 習 II	2		
特 別 研 究 II	2			保 育 実 習 指 導 II	1		
特 別 研 究 III	1			保 育 実 習 III	2		
特 別 研 究 IV	2			保 育 実 習 指 導 III	1		
教 職 論		2		保育・教職実践演習(幼稚園)			
教 育 原 理	2			計	15	77	
教 育 心 理 学	2						

豊岡短期大学学生規程

第1章 総 則

(規則の遵守)

第1条 本学学生は、学則に定めるほか、本規程その他大学の諸規則並びに指導事項を守らなければならない。

(自治活動)

第2条 学生は、学生の本分を守り、健全な自治活動に努めなければならない。

(学内秩序)

第3条 学生は、個人、団体を問わず、学内の秩序を乱してはならない。

(意見の申し出)

第4条 大学に対する希望あるいは意見等を申し出る場合は、学科長又は教務部長を通じて行わなければならない。

第2章 学 生 証

(学生証の交付・再交付)

第5条 学生は、入学と同時に学生証の交付を受けなければならない。

2 学生証を紛失したときは、直ちに教務学生課を経て学長に届け出、所定の手続きをして再交付を受けなければならない。

3 学生は、常に学生証を携帯し、本学教職員が求めたときは、これを提示しなければならない。

(学生証の返納)

第6条 学生証は、卒業・退学・除籍、又はその有効期間を経過したときは、直ちに教務学生課を経て大学に返納しなければならない。

第3章 身上及び保証人

(誓約書)

第7条 入学を許可された者は、保証人連署の上、「入学者誓約書兼保証書」を提出しなければならない。

(学生調書)

第8条 学生は、入学の際に所定の書類に必要事項を記載した「学生カード」を教務学生課に提出しなければならない。

(身上異動届)

第9条 前条記載事項に次の変更が生じたときは、直ちに教務学生課を経て学長に届出なければならない。

(1) 戸籍上の異動

(2) 本人又は保証人の現住所の変更

(3) 保証人・学費負担者の変更

(4) 父母の死亡

(保証人)

第10条 保証人は1名とし、父母若しくはこれに準ずる者又は成人で独立して生計を営む者で、かつ日本国内に居住している者とする。

第4章 学 費

(学費の納入)

第11条 学費は、学則に定めるほか、豊岡短期大学学費等納入要項によるものとする。

(未納者)

第12条 学費未納者には、定期試験その他の試験の受験資格及び卒業は認めない。

2 学費未納者には、各種証明書を発行しない。

第5章 試 験

(試験注意事項)

第13条 定期試験その他の試験は、単位授与規程に定めるものとする。

(不正行為)

第14条 一切の不正行為を厳禁する。不正行為者には、学則第44条によって処分する。

第6章 遅刻・早退・欠席・休学・退学・除籍・復学・復籍及び再入学

(遅刻・早退)

第15条 遅刻・早退は20分以内に限られ、それ以上の場合には、原則として欠席とする。

(欠席)

第16条 病気、災害、その他の理由により1週間以上欠席しようとするときは、所定の「欠席届」に欠席理由を証明する書類を添え、教務学生課を経て学長に提出しなければならない。

(休学)

第17条 病気その他やむを得ない理由により3ヵ月以上就学できないときは、その事実を証明する書類と学生証を添えて、保証人連署の上、「休学願」を教務学生課を経て学長に提出し、その許可を得て休学することができる。

2 休学期間は、休学を許可された日からその年度末までとする。ただし、引き続き休学を希望する者は、休学期間中の3月1日から3月14日までの間に前項の手続きを経て、翌学年度末まで休学することができる。

3 休学期間は、通算して2年を超えることはできない。

4 休学期間は、在学年数に算入しない。

5 休学中の学生が、学則第30条に定める休学期間の延長手続き、学則第31条又は学生規程第21条に定める復学手続きを行わなかったときは、休学期間中にかかわらず、3月31日をもって除籍として取り扱う。

(在籍料)

第18条 休学中の在籍料等は、学費等諸経費納入要項第8条によるものとする。

(退学)

第19条 病気、その他のやむを得ない理由により退学しようとするときは、所定の「退学願」に保証人連署の上、学生証を添えて教務学生課を経て学長へ願い出なければならない。

(除籍)

第20条 学費を所定の期日までに納入しなかった者は、学則第33条により除籍する。

2 学費未納により除籍された者の在籍の最終日付は、すでに学費を納入した学期の末日とし、学長の許可を得なければならない。

3 学費未納による除籍日は、次の通りとする。

前期学費未納者 9月30日

後期学費未納者 1月31日

(休学者の復学)

第21条 休学者が、復学しようとするときは、休学期間中の3月1日から3月14日までの間に所定の「復学願」に保証人連署の上、教務学生課を経て学長に願い出なければならない。

2 病気による休学者が、復学しようとするときは、「診断書」を添えなければならない。

3 休学期間中の復学は、認めない。

(再入学)

第22条 所定の手続きを経て退学した者が、再入学を希望するときは、次に定めるところにより、審査の上、再入学を認めることがある。

(1) 所定の「再入学願」に保証人連署の上、就学できることを証明する書類を添えて教務学生課を経て学長へ願い出なければならない。

(2) 再入学願の提出は、退学となった年度の翌年度または翌々年度の3月1日から3月14日までの間に提出しなければならない。

(3) 再入学を許可された者は、所定の学費並びに再入学金を納入しなければならない。

(4) 退学となった年度内の再入学は、認めない。

(除籍者の復籍)

第23条 学費未納により除籍となった者は、次の定めるところにより、審査の上、復籍を認めることがある。

(1) 学費未納により除籍となった者が、復籍しようとするときは、除籍後1ヵ月以内に所定の「復籍願」に保証人連署の上、教務学生課を経て学長へ願い出なければならない。

(2) 復籍を許可された者は、所定の復籍料並びに滞納した学費を納入しなければならない。

2 所定の期日を過ぎても納入なき場合は、除籍とし、以後の復籍は認めない。

(復学・再入学年次)

第24条 休学者及び退学者の復学又は再入学年次は、原則として原年次とするが、事情により必ずしもこの限りではない。

(復学・再入学後の学費)

第25条 休学者及び退学者の復学又は再入学者の学費は、その年次の新学費を適用する。

(卒業延期者の学費)

第26条 卒業延期者の学費は、その年次の新学費を適用する。ただし、卒業延期となった者が、9月卒業となる場合は、学費の半額（前期分）と学生諸会費全額を納入しなければならない。

第7章 健康診断

(健康診断)

第27条 学生は、毎年1回以上定期、又は臨時に本学の定めるところにより健康診断を受けなければならない。

(診断結果の措置)

第28条 前条の健康診断の結果、休学、出席停止、その他の疾病の予防又は治療に関し、本学の指示にしたがわなければならない。

(病気復学)

第29条 前条により休学中の者が、復学しようとするときは、医師による「診断書」により前条の事由が解消したことを示さなければならない。

第8章 団体及び集会

(団体活動)

第30条 本学においては、学生の団体活動は、すべて公認の団体によるもの以外は認めない。

2 前項の公認の団体とは、第31条に規定する手続きを経て結成し、承認を得た団体をいう。

(団体の結成)

第31条 学生が、団体を結成しようとするときは、顧問及び学生責任者3名以上を定め、名簿を作成し、教務学生課を経て学長へ提出して、承認を受けなければならない。

2 前項の顧問は、本学の専任教員でなければならない。

(学外団体)

第32条 学生又は学生団体が、学外の団体に加入し、又は学外団体の活動に参加しようとするときは、参加者名簿を添えて7日前までに教務学生課を経て学長に願い出て、承認を受けなければならない。

(団体の継続及び団体員・役員の報告)

第33条 第31条の規定により設立された団体は、所定の期日までに学生団体会員名簿を教務学生課へ提出しなければならない。学生団体の届け出及び学生団体会員名簿の提出のないものは解散したものとみなす。

2 団体の届け出事項に変更が生じたとき、又は団体を解散したときは、教務学生課を経て学長に届け出て承認を受けなければならない。届け出のない団体は、解散したものとみなす。

(集会)

第34条 学生又は学生の団体が、学内又は学外において集会しようとするときは、5日前（休講を必要とするときは7日前）までに所定の「集会願」を教務学生課を経て学長に提出し、承認を受けなければならない。

2 合宿練習、遊説、演劇、講演会、パーティ等を行う場合は、前項の手続きの他に各事業届を同時に提出しなければならない。

3 前項の行事終了後は、すみやかに、その結果を教務学生課を経て学長に報告しなければならない。遠征合宿は、別に届け出なければならない。

4 集団行進、示威運動、署名運動、募金、世論調査、物品販売、その他の催物を行う場合には、集会に準じて前2項の手続きを要する。

5 学長が必要と認めたときは、本学教職員を出席させことがある。

(有料の催物)

第35条 有料の催物を行うときは、第33条又は第34条の手続きを完了し、行事終了後遅滞なく収支決算報告書を教務学生課を経て学長に提出し、監査を受けなければならない。

2 免税による催物を行うときは、集会願、行事計画及び予算書に所轄税務署の免税証明書を添えて教務学生課を経て学長に提出し、許可を得た後、免税証明書を所轄税務署に提出し、

催物終了後、収益金は大学又は公共福祉団体に寄附しなければならない。

(施設の使用許可)

第36条 学内の施設を利用して集会を開くときは、あらかじめ第34条の手続きを経て、学長より使用許可を受けなければならない。使用許可を受けた者は、使用について全責任を負わなければならない。

(学外者の集会)

第37条 学生又は学生の団体が、学外者を招く場合、又は学外者の主催による場合等、学外の者が関係する集会は、7日前までに教務学生課を経て学長に願い出て、承認を受けなければならない。

(団体の解散又は活動の禁止)

第38条 学生又はその団体の活動及び行為が、本学の目的に反し、又は本学の秩序を乱す恐れがあると認めたときは、これを禁止又は解散させことがある。また、学生は学則第44条の規定により懲戒処分に付することがある。

第9章 印刷物の発行・配付及び掲示

(印刷物の発行)

第39条 学生又は学生の団体が、新聞、雑誌、パンフレット、ビラ、その他これに類するものを発行又は配布するときは、事前にその配布物2部を添えて、教務学生課を経て学長に届け出て承認を受けなければならない。

(掲示)

第40条 学生又は学生の団体が掲示をしようとするときは、次の各号により教務学生課を経て学長に届け出て承認を受けなければならない。

- (1) 掲示物には、責任者の氏名を明記すること。
- (2) 掲示物は、新聞紙2頁大(55cm×80cm)までを原則とする。ただし、声明文等特別の場合に限り新聞紙大(B列全紙大)まで認める。
- (3) 前号ただし書の場合には、全文の写しを教務学生課を経て学長に提出すること。
- (4) 掲示は、指示された場所以外にしてはならない。

2 許可された掲示期間を過ぎた掲示物は、責任者において撤去しなければならない。

3 前項各号に違反した掲示物は、関係管理者において撤去する。

(学外掲示)

第41条 学外において、本学の名称を用いる掲示物は、事前に教務学生課を経て学長に届け出て、その指導及び承認を受けなければならない。

第10章 服 装 等

(服装、髪型)

第42条 服装及び髪型は、本学の学生としての品格を保つものでなければならない。

2 制服は、スーツ(黒、紺)とする。ただし、本学が特に定める行事等を除いては、着用は任意とする。

(履物)

第43条 学生は、靴履を原則とする。

第11章 公示・通達

(公示・通達)

第44条 学生に対する公示・通達は、原則としてポータルサイトおよび学生掲示板を通じて行う。

第12章 雜 則

(損害の弁償)

第45条 大学の施設及び工作物を汚損・撤去及び破壊してはならない。

2 前項に違反して損害を及ぼした者には、弁償させるものとし、学則により処分し、これを公示する。

(アルバイト規制)

第46条 アルバイトを行う場合は、事前に「アルバイト届」を教務学生課を経て学長に提出しなければならない。

(賞罰)

第47条 賞罰は、学則第43条、第44条による。

附 則

1 この規程は、昭和42年4月1日から施行する。

(省略)

16 この規程の改正は、令和5年10月1日から施行する。

17 この規程の改正は、令和6年4月1日から施行する。

豊岡短期大学単位授与規程

(目的)

第1条 豊岡短期大学学則第16条「成績の評価」及び第18条「単位」に規定される単位の授与並びに成績の評価にあたっては、この規程によるものとする。

(単位の授与)

第2条 単位は授業科目を履修し、合格した者に所定の単位を与える。

2 次の各号の1つに該当する者には、単位を与えない。

- (1) 受講登録していない者
- (2) 授業料その他の納付金が未納の者
- (3) 出席時間数が、授業実施時間数の3分の2に満たない者

	1コマ（90分）授業	0.5コマ（45分）授業
欠席の扱い	1コマの欠席	0.5コマの欠席
遅刻・早退の扱い	0.5コマの欠席	0.25コマの欠席

(単位の授与者)

第3条 単位は授業科目の授業担当者が与える。

2 授業担当者は成績評価基準を学生に示さなければならない。

(最終試験)

第4条 授業担当者は、単位授与にあたって、必ず最終試験を実施しなければならない。

2 最終試験は原則として筆記試験により行う。ただし、報告書、論文、実技技能又は作品等の審査をもって試験とみなすことがある。

3 最終試験は「定期試験」、「追試験」、「再試験」に分れる。

(定期試験)

第5条 定期試験は、学期末毎に実施することを原則とする。

2 試験は、原則として50分間で行い、試験の時間帯は次の通りとする。

時限	第1時限	第2時限	第3時限	第4時限	第5時限
時間帯	9:30~10:20	10:50~11:40	12:40~13:30	14:00~14:50	15:20~16:10

なお、追試験・再試験についても上記時間帯に準拠する。

(定期試験の公示)

第6条 試験科目、日時、時間割その他必要事項は、試験実施の1週間前までに公示する。

(定期試験の本人確認)

第7条 受験者は、試験場において指定される座席に着席し、試験中は常に学生証を机上の通路側に置かなければならない。

(定期試験の受験資格)

第8条 次の各号の1つに該当する者は、試験場に入ることはできない。

- (1) 受験資格を有しない者
- (2) 学生証を所持しない者
- (3) 定刻より20分以上遅刻した者
- (4) 一旦試験場から退場した者

(定期試験の途中退場)

第9条 試験開始後30分を経過しなければ退場することはできない。

(定期試験の答案用紙)

第10条 答案用紙は、大学から配付されたもののみ使用し、書き損じた場合もそれを提出しなければならない。

(定期試験の提出)

第11条 書き終わった答案は、試験監督者の指示する場所に提出して静かに退場する。受験者は、白紙でも答案用紙を提出しなければならない。

(定期試験の遵守事項)

第12条 受験者は、試験中次の事項を守らなければならない。

- (1) 監督者の指示にしたがうこと。
- (2) 不正行為をしないこと。
- (3) 私語、覗き込み又は証拠の残らない疑わしい行為をしないこと。疑わしき行為については、不正行為とみなす。
- (4) 本、ノート等の所持品は、教室の前後の指定された場所に置き、身辺に置かないこと。ただし、予め許可したものは、この限りではない。

(不正行為の取扱)

第13条 受験中に不正行為をした者、不正行為があったと認められる者、あるいは試験監督者の注意に違反した者は、試験期間中の受験を全面的に停止し、その期間に受験した全科目を無効とし、かつ学則第44条及び豊岡短期大学学生の懲戒に関する規程の定めるところにしたがって処分し、これを公示する。

(追試験の手続)

第14条 第5条に定める定期試験を受験できなかった者は、定期試験終了後、所定の期間内に「定期試験欠席届（追試験希望願）」にその事由を証明する書類を添えて、クラス担任及び所属学科長の承認を受け教務学生課を経て学長に提出しなければならない。

(追試験の制限)

第15条 定期試験を受験できなかった者は、各科目1回に限り追試験を受けることができる。

(追試験の受験料)

第16条 追試験を受けようとする者は、成績発表後所定の期間に「追・再試験受験願A」に必要事項を記入し、経理・財務課へ追試験受験料を納入しなければならない。

2 前項に関わらず、「豊岡短期大学公欠取扱基準」に定める公欠に該当する場合は、追試験受験料を免除する。

3 追試験受験料は別に定める。

(追試験の受験資格)

第17条 追試験を受けることができる者は、次の各号に該当する者とする。ただし、必要に応じて教務委員会が受験資格を判断することがある。

(1) 傷病のため受験できなかった者（医師の診断書等）

(2) 公欠の許可を受けた者

(3) 災害、風水害、交通事故、交通障害などによって登校不能の事由が生じた者

(4) その他やむを得ない事由による者

(定期試験の準用)

第18条 第7条以下第13条までの規定は、追試験においてもこれを準用する。ただし、追試験にあっては、答案用紙に「追試験受験許可書C」を添えて提出しなければならない。

(再試験の手続き)

第19条 第5条に定める定期試験において不合格になった科目は、本人の願い出により、各科目1回に限り再試験を受けることができる。

(再試験の受験料)

第20条 再試験の受験を希望する者は、成績発表後所定の期間に「追・再試験受験願A」に必要事項を記入し、経理・財務課へ再試験受験料を納付しなければならない。

2 再試験の受験料は別に定める。

(定期試験の準用)

第21条 第7条以下第13条までの規定は、再試験においてもこれを準用する。ただし、再試験にあっては、答案用紙に「再試験受験許可書C」を添えて提出しなければならない。

(成績評価の方法)

第22条 成績評価は、各授業担当者の成績評価基準により行う。

(成績評価の種類)

第23条 成績評価は、次のような評点により行う。

(1) 成績の評点は、100点満点で行い、60点以上を合格とし、59点以下を不合格とする。

(2) 授業科目の成績評価は、次の評価基準によるものとする。

評価		評価基準	評定
評点	標語		
100～90	秀 (S)	科目の内容を修得し、学習成果を極めて優れて満たしている。	
89～80	優 (A)	科目の内容を修得し、学習成果を優れて満たしている。	
79～70	良 (B)	科目の内容を修得し、学習成果を満たしている。	
69～60	可 (C)	科目の内容を修得し、学習成果を最低限満たしている。	
59以下	不可 (D)	科目の内容を修得したと認められず、学習成果を満たしていない。	不合格

(3) 定期試験、追試験及び再試験の結果は、次の表による点数を上限とする。

	定期試験	追試験	再試験
評価点数の上限 (100点満点)	100点	90点	70点

(4) 各授業科目で定めた成績評価基準に基づき、前項の最終試験結果を加えて、成績の評点を決定する。

(成績評価の疑義)

第24条 学生は成績評価に疑義がある場合、授業担当者に異議申し立てを行うことができる。

2 学長は成績評価に疑義がある場合、授業担当者に評価の開示を求めることができる。

(成績評価の修正)

第25条 授業担当者は前項の異議申し立てが正当な理由であると認める場合又は評価の開示により評価が不適切と認められた場合、成績評価を修正しなければならない。

附 則

- この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- この規程の制定に伴い、「豊岡短期大学試験規程」は廃止する。
- この規程の改正は、令和6年4月1日から施行する。

豊岡短期大学 GPA に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、豊岡短期大学学則第16条（成績評価）に基づき、GPA（グレード・ポイント・アベレージ）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 「GPA」とは、各授業科目の5段階の成績評価に対応した評点（グレードポイント、以下「GP」という。）を付与して算出する履修科目の成績評定平均値をいう。

(対象授業科目)

第3条 GPAの算出の対象授業科目は、5段階の成績評価によって成績を受けた卒業要件に参入される全ての科目とする。

2 次の各号に掲げる科目は、GPAの算定に含めない。

- (1) 編入学又は転入学した際の単位認定科目
- (2) 本学入学前に修得した単位認定科目
- (3) 他大学との単位互換等で修得した科目
- (4) 資格等の試験合格による単位認定科目

(配点)

第4条 評価された成績の段階ごとに、次に掲げるGPを配点する。

- (1) 秀 (90~100) GP = 4
- (2) 優 (80~89) GP = 3
- (3) 良 (70~79) GP = 2
- (4) 可 (60~69) GP = 1
- (5) 不可 (0~59) GP = 0

(GPAの種類及び計算方法)

第5条 第3条に規定するGPA算定対象科目について、学期ごとのGPA（以下「学期GPA」）と入学時から当該期までのGPA（以下「通算GPA」）に区分して、各区分の定める方法により計算するものとし、計算値は小数点第3位以下を四捨五入する。

- (1) 学期 GPA

学期 GPA = (当該学期の履修登録科目の GP × 当該科目の単位数) の総和 ÷ 当該学期の履修登録総単位数

- (2) 通算 GPA

通算 GPA = (在学全期間の履修登録科目の GP × 当該科目の単位数) の総和 ÷ 在学全期間の履修登録総単位数

(履修取消しの取扱い)

第6条 定められた期限までに履修取消しの手続を行ったものは、履修取消として扱い、GPA には算入しない。取り消しをせずに、履修を放棄した科目の GP は0とし、GPA に算入する。

(再履修等における GPA の取扱い)

第7条 不合格科目を再履修し、合格の評価を得た場合及び再履修結果再び不合格の評価であった場合の、それぞれの再履修前の不合格評価については、通算 GPA には算入しない。

(学修指導・退学勧告)

第8条 学生の学修指導に GPA を活用するものとし、学期 GPA が 1.5 未満の学生については、教員による指導・助言を行う。

2 学期 GPA が1.0未満の学生については、退学勧告を行う。ただし、学長は学生の学修意欲が高く、改善の見込みがあると判断した場合、前項の指導・助言に替えることができる。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程の改正は、令和5年4月1日から施行する。

豊岡短期大学科目等履修生規程

(目的)

第1条 豊岡短期大学（以下「本学」という。）学則第47条に基づき、科目等履修生に関することは、この規程の定めるところによる。

(授業科目及び単位数)

第2条 授業科目及び単位数は、学則によるものとする。

(入学資格)

第3条 入学資格については、学則第25条を適用する。

(入学選考・許可等)

第4条 入学希望者は、「科目等履修生」として、入学に必要な入学志願書他、関係書類を添えて、所定の期日までに申し込まなければならない。

2 入学は、原則として書類選考のうえ、学長が許可する。ただし、学長が認めた場合は、小論文、面接等の方法により選考を行うことができる。

(履修方法、成績評価及び試験等)

第5条 履修方法、成績評価及び試験等については、学則第3章を準用する。

2 前項に関わらず、別表3に定める特別講座は別に定める方法により実施し、単位として認定しない。

(種別)

第6条 科目等履修生は、次の3つの種別に分かれる。

(1) 科目別履修生

これは、豊岡短期大学学則別表1「総合科目」及び別表2「専門教育科目」に定める授業科目を自由に選択・履修する者である。

(2) 科目群履修生（I類）

これは、保育士資格及び本学が必要と認める別表1に定める科目を履修する者である。ただし、幼稚園教諭2種免許状及び保育士資格のいずれにも該当する科目は、教職課程科目として認める。

(3) 科目群履修生（II類）

これは、本学が必要と認める幼稚園教諭2種免許状及び保育士資格に必要な別表2に定める科目を履修する者である。なお、別表3に定める特別講座を受講できるものとする。

(学 費)

第7条 学費は、学則により次の通りとする。

(1) 科目別履修生

選考料	30,000円	選考時
登録料	200,000円	入学時
施設利用料	200,000円	年 額
科目別履修料	1 単位当たり20,000円	科目登録時

(2) 科目群履修生（I類）

選考料	30,000円	選考時
登録料	200,000円	入学時
施設利用料	100,000円	半 期
科目別履修料	300,000円	半 期

(3) 科目群履修生（II類）

選考料	30,000円	選考時
登録料	200,000円	入学時
施設利用料	100,000円	半 期
科目別履修料	85,000円	半 期

※ 別表3の特別講座は科目群履修生（II類）のみ、無料で受講可能

(学費の返還)

第8条 既に納めた学費は、原則としてこれを返還しない。

(実習要件)

第9条 保育実習を履修する者は、別に定める要件を満たさなければならない。

(在籍年数)

第10条 在籍年数は原則として、次の通りとする。

(1) 科目別履修生 1年

(2) 科目群履修生（I類） 2年

(3) 科目群履修生（II類） 3年

2 教授会の議を経て、学長が認めた場合、在籍延期することができる。ただし、在籍延期期間は半期以上とし、通算して1年を超えることはできない。

3 所定の在籍年数を超えて、在籍延期する場合、施設利用料を納入しなければならない。ただし、科目別履修料の納入は必要としない。

(休 学)

第11条 科目群履修生は、教授会の議を経て、学長が認めた場合、休学することができる。

ただし、休学期間は半期以上とし、通算して1年を超えることはできない。

2 休学中の在籍料は、学則第30条を準用する。

(復 学)

第12条 休学者は、学長の許可を経て復学することができる。

(除 籍)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍することができる。

- (1) 第10条に定める在籍年数を超えた者
- (2) 第11条に定める休学の期間を超えてなお復学しない者
- (3) 学費の納入を怠り、督促を受けても納入しない者
- (4) 正当な理由がなく、無届で3ヵ月以上連続して欠席した者

(既修得単位の認定)

第14条 既修得単位がある場合、履修証明書等の提出のうえ、認定相当なものは、認定することがある。

(課程の修了)

第15条 課程の修了として取り扱う者は、次の通りとする。

- (1) 修了願を提出した者
- (2) 別表1に定める必修科目的単位を修得した科目群履修生（I類）
- (3) 別表2に定める全科目的単位を修得した科目群履修生（II類）

2 所定の学習が修了した者について、願い出により各種証明書を発行する。

附 則

1 この規程は、令和4年10月1日から施行する。

2 この規程の改正は、令和5年4月1日から施行する。

ただし、第10条1項2号及び3号に該当する令和4年度以前の入学生は従前通りとする。

3 この規程の改正は、令和6年4月1日から施行する。

別表1

授業科目	単位数	備考	授業科目	単位数	備考
弘徳豊岡教育I	1	※	こどもと器楽・うたI	1	
弘徳豊岡教育II	1	※	こどもと器楽・うたII	1	
生命倫理	2	選択科目	特別研究I	1	
憲法	2	※	特別研究II	2	
環境と人間	2	選択科目	特別研究III	1	
情報リテラシーと処理技術	2	※	特別研究IV	2	
健康科学	1	※	教職論	2	※
スポーツ(実技)	1	※	教育原理	2	※
キャリアアップI	1		教育心理学	2	※
キャリアアップII	1		特別支援教育	1	
キャリアアップIII	1		発達心理学	2	※
英語コミュニケーション	2	※	教育課程論	2	※
こども家庭福祉	2	※	保育内容総論	1	※
社会福祉論	2	※	こどもの指導法「健康」	1	※
こども家庭支援論	2	※	こどもの指導法「人間関係」	1	※
こどもの発達と家庭支援	2	※	こどもの指導法「環境」	1	※
健康論	1	※	こどもの指導法「言葉」	1	※
環境論	1	※	こどもの指導法「リズム表現」	1	※
人間関係論	1	※	こどもの指導法「造形表現」	1	※
音楽表現論	1	※	こどもの指導法「言語表現」	1	※
造形表現論	1	※	こどもの指導法「音楽表現」	2	※
こどもと造形	1	※	教育方法論	2	
表現とこどもの運動	1	※	こどもの理解と相談支援	2	※
幼児造形	1		乳幼児保育I	2	※
言葉とこどもの文化	1	※	乳幼児保育II	1	※
こどもの保健	2	※	社会的養護II	1	※
こどもの健康と安全	1	※	幼児実習基礎	1	
子育て支援	1	※	保育実習I(保育所)	2	※
保育原理	2	※	保育実習I(施設)	2	※
社会的養護I	2	※	保育実習指導I(保育所)	1	※
精神保健	2		保育実習指導I(施設)	1	※
こどもの食と栄養	2	※	保育実習II	2	※
障害児保育	2	※	保育実習指導II	1	II又はIIIの3単位が必要
地域ボランティア	1		保育実習III	2	
			保育実習指導III	1	
			保育・教職実践演習(幼稚園)	2	※
			計	101	

注1) ※は修了必修科目

注2) 「生命倫理」又は「環境と人間」のいずれかは選択必修

別表2

授業科目	単位数	備考
情報リテラシーと処理技術	2	
スポーツ（実技）	1	
教育心理学	2	
子どもの指導法「人間関係」	1	
子どもの指導法「言葉」	1	
子どもの指導法「リズム表現」	1	
子どもの指導法「音楽表現」	2	
子どもの指導法「健康」	1	
子どもの指導法「環境」	1	
子どもの指導法「言語表現」	1	
子どもの指導法「造形表現」	1	
子どもと造形	1	
社会的養護Ⅱ	1	
子どもの食と栄養	2	
障害児保育	2	
子どもの理解と相談支援	2	
子どもの健康と安全	1	
子育て支援	1	
乳幼児保育Ⅱ	1	
弘徳豊岡教育Ⅰ	1	
弘徳豊岡教育Ⅱ	1	
精神保健	2	
人間関係論	1	
保育・教職実践演習（幼稚園）	2	
計	32	

別表3

授業科目	講座回数	備考
憲法	5	
健康科学	5	
キャリアアップⅠ	8	
キャリアアップⅡ	8	
キャリアアップⅢ	8	
英語コミュニケーション	5	
こども家庭福祉	5	
社会福祉論	5	
こども家庭支援論	5	
子どもの発達と家庭支援	5	
健康論	5	
環境論	5	
音楽表現論	5	
造形表現論	5	
表現と子どもの運動	5	
幼児造形	5	
言葉と子どもの文化	5	
子どもの保健	5	
保育原理	5	
社会的養護Ⅰ	5	
地域ボランティア	5	
こどもと器楽・うたⅠ	15	
こどもと器楽・うたⅡ	15	
特別研究Ⅰ	15	
特別研究Ⅱ	20	
特別研究Ⅲ	15	
特別研究Ⅳ	20	
教職論	5	
教育原理	5	
特別支援教育	5	
発達心理学	5	
教育課程論	5	
保育内容総論	5	
教育方法論	5	
子どもの理解と相談支援	5	
乳幼児保育Ⅰ	5	
幼児実習基礎	5	
教育実習事前・事後指導	5	
保育実習指導Ⅰ（保育所）	5	
保育実習指導Ⅰ（施設）	5	
保育実習指導Ⅱ	5	
保育実習指導Ⅲ	5	

豊岡短期大学学生の懲戒等に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、学則第44条第4項の規定に基づき、学生の懲戒に関する必要な事項について定めるものとする。

(懲戒の対象)

第2条 懲戒の対象となる行為は、次の各号の行為をいう。

- (1) 犯罪行為等、社会の秩序を乱す行為
- (2) ハラスメント等の人権を侵害する行為
- (3) コンピュータ又はネットワークの不正使用等の情報倫理に反する行為
- (4) 本学の学則及びその他の諸規則に違反する行為
- (5) 試験等における不正行為
- (6) 本学の教育研究活動を妨害する行為
- (7) 本学の名誉又は信用を著しく失墜させる行為
- (8) その他、学生としての本分に反する行為

(懲戒の内容)

第3条 懲戒の内容は、次のとおりとする。

- (1) 訓告 文書又は口頭により注意を与え、将来を戒めること。
- (2) 停学 有期又は無期とし、この間の登校を禁止すること。
- (3) 退学 学生としての身分を失わせること。この場合、再入学は認めない。

2 無期の停学とは、期限を付さずに命じる停学をいい、有期の停学とは、3月以内の期限を付して命じる停学をいう。

3 停学の期間は、在学の期間に含め、修業年限に含まないものとする。ただし、3月を超えない場合には、修業年限に含めることができる。

(厳重注意)

第4条 学科長又は教学部長は、前条に規定する懲戒に相当しない場合でも、教育的措置として行為の問題性を自覚させ反省を促すため、当該学生に口頭又は文書により厳重注意を行うことができる。

2 学科長又は教学部長は、前項に定める厳重注意を行ったときは、すみやかにその旨を学長に報告しなければならない。

(事案の報告)

第5条 学生に懲戒等の対象となる事案の発生または疑いが生じたときは、学科長又は教学部長はその内容を速やかに学長に報告しなければならない。

(自宅謹慎)

第6条 学長は、前条の事案が第2条第1項第2号に定める停学又は同第3号に定める退学に該当することが明白であると認められるときは、懲戒処分の決定前に、当該学生に対して自宅謹慎を命じることができる。

2 自宅謹慎の期間は、停学の期間に算入できるものとする。

(事実の調査等)

第7条 学長は、学生に懲戒の対象となり得る行為又は疑いが認められるときは、慎重かつ速やかに当該事案にかかる事実調査を行うため、調査委員会を設置するものとする。なお、この調査委員会は、既存の委員会をもって代えることができるものとする。

2 前項に定める調査委員会は、事実関係の調査を進めるにあたり、原則として当該学生にその旨を告知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。

3 前項により弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由がなく当該学生が欠席し、又は弁明書を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。

4 調査委員会は、当該学生及び関係者から事情及び意見を聴取し、必要と認められる場合は、資料の提出を求めることができるほかに、必要に応じて委員以外の者の出席を求める意見を聞くことができる。

5 調査委員会は、調査終了後、調査内容等を明記した報告書を作成し、学長に報告しなければならない。

(懲戒処分の決定)

第8条 学長は、前条第5項の報告に基づき、懲戒の要否等について判断するため、教授会の審議に付するものとする。

2 学長は、教授会の議を経て、懲戒の要否及び処分の内容を決定する。

(懲戒処分の通知)

第9条 学長は、懲戒処分を決定した場合は、当該学生に懲戒処分の通知をするものとする。

2 懲戒処分の通知は、処分理由を記載した懲戒処分告知書を当該学生に交付することにより行う。ただし、当該学生の所在が不明などにより交付が不可能な場合には、他の適当な方法により通知する。

3 学長は、懲戒処分を行ったときは、当該学生の保証人にその旨を通知する。

(懲戒の発効)

第10条 懲戒の発効日は、懲戒処分告知書の交付日とする。ただし、やむを得ない場合はこの限りではない。

(懲戒処分の公示)

第11条 学長は、懲戒処分を行ったときは、懲戒の内容及びその事由を告示により学内に

公示する。ただし、当該学生の氏名及び学籍番号は明記しないものとする。

2 公示の期間は2週間とする。

(停学期間の短縮及び解除)

第12条 学長は、当該学生の反省の度合い等を勘案し、教授会の審議に付した上で、有期停学の期間の短縮又は無期停学の解除を決定することができる。ただし、無期停学の解除の時期は、その発効日から起算して3ヵ月未満とすることはできない。

(再審査)

第13条 懲戒処分を受けた者は、事実の誤認、新事実の発見など正当な理由があるときは、その証拠となる資料を添えて、文書により学長に再審査を請求することができる。

2 学長は、前項の請求があったときは、再審査の要否を判断するため、教授会の審議に付するものとする。

3 学長は、再審査の必要があると認めたときは、調査委員会に再調査を指示し、再審査を行う。

4 学長は、再審査の必要がないと認めたときは、速やかにその旨を文書にて当該請求者に通知するものとする。

5 学長は、再審査の結果について、速やかに文書により当該請求者に通知する。

(学籍の異動)

第14条 懲戒の事実調査の対象となっている学生から、懲戒処分の決定前に退学又は休学の申し出があったときは、この申し出を受理しない。

2 休学中の学生が停学処分となったときは、当該学生の停学期間中の休学を認めない。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、学生の懲戒に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規程の改正は、平成28年4月1日から施行する。

3 この規程の改正は、令和5年10月1日から施行する。

豊岡短期大学学費等諸経費納入要項（抄）

(学費等の定義)

第1条 この要項における学費等とは、入学金・授業料・施設設備費・実験実習費・学習管理費・学生会費をいう。

(学費等の額)

第2条 学費等の額は、別表（1）による。

(学費等の納期)

第3条 (1) 学費等は、毎年前期・後期の2回に分け、次の期日までに納入しなければならない。ただし、当該日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日とする。

前期分 4月25日

後期分 10月14日

(2) 新入生は、合格通知書類に記載している期日までに納入するものとする。

(3) 納入方法は、原則として銀行振込とする。

(4) 高等教育の修学支援制度等、国または地方公共団体の行う事業に係る学費等諸経費納入の取扱については、別に定める。

(学費等の延納)

第4条 (1) 前条第1項に定める期日までに学費等の納入ができない者は、毎学期のはじめ納入期限内に延納の許可を教務学生課に願い出なければならない。ただし、入学手続時の学費等については、延納を認めない。

(2) 延納が認められた学費等は、許可された期日までに納入しなければならない。

(学費等の分納)

第5条 (1) 第3条第1項に定める期日までに学費等の納入ができない者で、学費等の分納を希望するときは、毎学期のはじめ本学の指定する期間内に分納の許可を教務学生課に願い出なければならない。

(2) 分納を許可された者は、次の期日までに納入しなければならない。ただし、当該日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日とする。また、学生会費は、分納第1回目に納入するものとする。

項目	第1回	第2回	第3回
前期分	4月25日	5月25日	6月25日
後期分	10月14日	11月14日	12月14日

(3) 入学時における入学手続金（第1条に定める学費等）は、一括納入方式と二

分割納入方式どちらかを選択し、納入することができるものとする。一括納入方式は第3条に定める通りとし、二分割納入方式は1次、2次の二回に分けて別表(6)による学費を納入するものとする。この場合、1次と2次手続き金の納入と入学必要書類が大学に到着することをもって、入学手続きが完了するものとする。ただし、実施する入試のうち、毎年度本学が定める特定の入試については、適用しないものとする。

(除籍)

第6条 学費等を所定の期日までに納入しない場合は、学則第33条(3)により除籍となる。

(未納者の取扱)

第7条 学費等の未納者は、諸証明書の発行および定期試験の受験資格等を認めないものとする。

(休学中の学費等)

第8条 休学許可を受けた者は、別表(5)による休学中の学費および学生会費を納入しなければならない。ただし、学期の途中で休学する場合は、その学期の学費等および学生会費を全額納入しなければならない。

(停学中の学費等)

第9条 停学中の学費等は、全額納入しなければならない。

(除籍復籍者の学費等)

第10条 学費等の滞納による除籍者が、除籍後1ヵ月以内に復籍を願い出て、これを許可された場合は、所定の期日までに復籍料及び滞納学費等を納入しなければならない。

(休学復学者の学費等)

第11条 休学者が復学を許可された場合は、当該復学年次の学費等を適用するものとする。

(再入学者の学費等)

第12条 (1) 退学者が再入学を許可された場合は、当該再入学年次の学費等を適用するものとする。

(2) 入学金は、当該年度新入生の半額とする。

(転籍の学費等)

第13条 (1) 転籍を許可され、学籍が異動した者には、新所属学科の学費等を適用するものとする。

(2) 本学の通信教育部から転籍する場合入学金は、当該新入生の所定額とする。

(編入学の学費等)

第14条 編入学を許可された場合は、当該編入学年次の学費等を適用する。この場合、入学金は当該新入生の所定額とする。

(留年者の学費等)

- 第15条 (1) 留年した者は、別表(1)に定める当該年次の入学金を除く学費等を適用する。
- (2) 卒業が延期となり9月卒業する者は、入学金を除く学費等の半額を納入するものとする。
- (3) 学生会費は、全額納入しなければならない。

(奨学生の授業料)

- 第16条 奨学生として許可された場合の授業料は、本学「奨学生規程」によるものとする。

(履修料)

- 第17条 科目等履修生の履修料は、1単位につき別表(2)による。

(試験料)

- 第18条 試験料は、別表(3)による。

(各種証明書発行手数料)

- 第19条 各種証明書発行手数料は、別表(4)による。

(学費等諸経費の返還)

- 第20条 (1) 入学手続き時に納入された学費等の返還については、指定期間に申し出があった場合に限り、入学金を除く納入額を返還するものとする。
- (2) 二分割納入方式を選択し納入された1次手続き金（入学金）については、前項と同じ取り扱いとするものとする。

附 則

- 1 この要項は、昭和55年4月1日から施行する。

(省略)

- 16 この要項の改正は、令和2年4月1日から施行する。

但し、平成31年度入学生については、従前の要項別表(1)及び別表(3)を適用するものとする。

- 17 この要項の改正は、令和5年10月1日から施行する。

別表(1) 学 費 等

(単位:円)

学 費・学 年 別		1 年 次	2 年 次
入 学 金		* 200,000	—
授 業 料	前 期	* 270,000	※ 270,000
	後 期	270,000	270,000
	計	540,000	540,000
施 設 設 備 費	前 期	* 25,000	※ 25,000
	後 期	25,000	25,000
実 験 実 習 費	前 期	* 25,000	※ 25,000
	後 期	25,000	25,000
学 習 管 理 費	前 期	* 100,000	※ 100,000
	後 期	100,000	100,000
学 生 会 費	入 会 金	* 5,000	—
	会 費	* 10,000	※ 10,000
	計	15,000	10,000
合 計	入学手続時(*印)	635,000	—
	前 期(※印)	—	430,000
	後 期	420,000	420,000
総 合 計		1,055,000	850,000

別表(2) 省 略

別表(3) 省 略

別表(4) 省 略

別表(5) 休学中の学費

(単位:円)

休学期間	単 価
6 カ 月 休 学	60,000
1 年 休 学	120,000

別表(6) 省 略

豊岡短期大学履修登録要項

I. 履修登録の意義

履修登録とは、各年度の始めに、履修しようとする科目を「履修登録届」に記入して、本学の承認を得ることです。履修登録は、その授業の受講・受験・単位修得にかかわる最も重要な手続きです。指定期間内に履修登録をしなかったり、不備があった場合には、たとえその科目を受講・受験しても単位の認定を受けることはできません。

つぎの「履修登録の手順」をよく読んで、指定期間内に誤りがないよう十分に注意して、履修登録を行ってください。

II. 履修登録の手順

1. 「履修登録届」等の用紙の受け取り

- (1) 1年生は、オリエンテーション資料と一緒に入学式当日に配付します。
- (2) 2年生は、オリエンテーション初日に配付します。

2. 「履修登録届」の記入

学生は、履修を希望する科目名を「前期・後期」に区分して、「履修登録届」に記入してください。

【注意】

- ① 時間割表をよく見て、時間割表で指定されたクラスを確認し、1つの時限に2科目以上の科目を申し込みないように注意してください。不注意によって、履修時限が重複した場合には、重複する科目すべての登録が無効となります。
- ② 再履修科目と新学年で履修しなければならない科目が、同一時間に重複する場合は、再履修科目を優先して履修しなければなりません。
- ③ 同一時限に重複して履修登録した場合には、履修登録の変更期間内に「履修変更願」により、教務学生課へ申し出てください。
- ④ 前学期までに、すでに単位を修得している科目を、再び履修登録することはできません。

3. 「履修登録届」の提出

提出締切日：履修登録ガイダンス終了後、指定提出日の午後5時まで

提出場所：各キャンパスの教務学生課窓口

【注意】

提出期間内に提出しなかった者は、当年度のすべての科目を履修する意志がないものとみなします。病気など止むを得ない事情がある者は、必ず期間内に教務学生課へ連絡してください。

4. 「履修変更願」の提出

提出した「履修登録届」で登録した科目の追加・辞退等の変更がある場合は、前期・後期に分けて変更手続期間内に「履修変更願」を必ず提出してください。

変更手続締切日：第2週目第1日目の講義終了日の翌日午後5時まで

変更手続場所：各キャンパスの教務学生課窓口

5. 履修登録の完了

以上の手順で履修登録は完了します。以後の訂正や変更は、理由の如何を問わず、一切認められません。

附 則

- 1 この要項は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この要項の改正は、平成19年4月1日から施行する。
- 3 この要項の改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 4 この要項の改正は、令和6年4月1日から施行する。

豊岡短期大学公欠取扱基準

公欠により授業を欠席する場合の取扱いは、この基準に定めるところによる。

第1条 忌引

(1) 父母等、または保証人の証明が必要。

(2) 対象となる日数は、次の通りとする。

一親等（父母） …… 7日間

二親等（祖父母、兄姉、弟妹） …… 3日間

三親等（伯・叔父母、曾祖父母） …… 2日間

※いずれも死亡日を基準とし、葬儀日及び日曜・祝日を含み、連続した日数とする。

第2条 大学で定めた教育・保育実習

(1) 学内の実習指導担当者の証明が必要。

(2) 所定の実習期間を原則とし、本人の都合により期間の延長があった場合は、これを含まない。

(3) 実習先より事前にガイダンス等の打合せの希望があり、学内の実習指導担当者が必要と認めた場合に限り、打合せに必要な時間、距離等を考慮し、当該開講科目のみを公欠と扱う。ただし、各実習で1日を限度とする。

(4) 公欠基準に該当する理由により実習期間が変更となり、大学が定めた期間（本人の都合による期間の延長は除く）に実習を行う場合は、学内の実習担当者に公欠願及び欠席届への押印を受け、その期間に実施された授業科目を公欠扱いとする。

第3条 就職試験、入学試験

(1) 学内の進路指導担当者に就職試験（筆記や面接等）に関する事前通知文書（メール等の場合は印刷した文書）を確認してもらい、公欠願への押印を受けること。学校斡旋の場合も同様とする。

(2) 試験当日のみ公欠とし、通算1日を限度とする。ただし、遠方での就職試験の場合には、時間・距離等を考慮し、通算1回のみ連続した2日を限度とする。

(3) 進学等に伴う入学試験は、就職試験に含めるものとし、学内の進路指導担当者の証明を受けること。

第4条 学校行事等の参加

(1) クラス担任及び教務学生課の証明が必要。

(2) 行事等の内容により、学科長と教務学生課の協議の上、許可条件を決定する。

第5条 公共交通機関での通学

(1) 公共交通機関の不通や遅延による欠席または遅刻や急な運休による早退。

(2) 予め届け出ている居住地から大学までの経路上に限る。

- (3) 当該機関の発行する証明書を公欠願に添付することとし、添付のない場合は認めない。
- (4) 自然災害等の気象警報により、公共交通機関での通学に支障がある場合、別途定める措置にしたがうこととする。

第6条 その他

- (1) 学校保健安全法施行規則に定める出席停止により欠席した場合は、公欠願に医師の診断書を添付して提出する。
- (2) 公的な機関の依頼によって欠席した場合は、公欠願にその依頼状等の証明となる文書を添付して提出する。
- (3) その他、学科長が必要と認めた場合。

第7条 公欠の手続き方法

- (1) 公欠願に欠席届を添付し、第2条、第3条、第4条、第6条の(2)に定めるものは原則として1週間前（事前）に提出する。
第1条、第5条、第6条の(1)に定めるものは原則として1週間以内（事後）に提出する。
- (2) 公欠願が許可された場合は、許可印を押した欠席届を学生に返却する。学生は、各授業担当者へその欠席届を提出し、出席簿に公欠を入力してもらう。
- (3) 公欠願は、クラス担任の押印を受けた上で、教務学生課に提出する。
- (4) 公欠の許可は、学科長、教学部長及び教務学生課で協議の上決定する。

第8条 定期試験中の取扱い

- (1) 定期試験中の公欠の取扱いは、「単位授与規程」による。

第9条 公欠の取扱い

- (1) 公欠により、出席回数が定期試験の受験資格である授業回数の3分の2以下となる場合は、代替授業又は課題による自己学習により、出席と扱う。
- (2) 前項に関わらず、学科長の判断により、公欠した学生に代替授業又は課題による自己学習を課すことができる。
- (3) 本条1号及び2号により、代替授業又は課題による自己学習を実施する場合は、教務学生課により実施内容を記録・保管しなければならない。

附 則

- 1 この取扱基準は、平成3年7月1日から施行する。
(省略)
- 10 この取扱基準の改正は、令和4年7月1日から施行する。
- 11 この取扱基準の改正は、令和6年4月1日から施行する。

豊岡短期大学における実習履修基準に関する内規

豊岡短期大学における幼稚園教諭及び保育士養成カリキュラムにおける現場配属実習の履修基準に関することは、この内規の定めるところによる。

1. 教育実習履修基準

1年次開講科目で、下記の8科目のうち5科目以上の単位を修得していなければ教育実習（幼稚園）を受講することができない。

- | | | |
|--------------|-----------------|----------------|
| ・教職論 | ・教育原理 | ・教育心理学 |
| ・教育課程論 | ・保育内容総論 | ・子どもの指導法「人間関係」 |
| ・子どもの指導法「言葉」 | ・子どもの指導法「リズム表現」 | |

2. 保育実習履修基準

1年次開講科目で、下記の8科目のうち5科目以上の単位を修得していなければ保育実習Ⅰ（保育所または施設）を受講することができない。

- | | | |
|--------------|-----------------|----------------|
| ・教職論 | ・保育原理 | ・教育心理学 |
| ・教育課程論 | ・保育内容総論 | ・子どもの指導法「人間関係」 |
| ・子どもの指導法「言葉」 | ・子どもの指導法「リズム表現」 | |

3. 保育実習Ⅱ・Ⅲの履修基準

保育実習Ⅱ（保育所）及び保育実習Ⅲ（施設）の履修は、原則として保育実習Ⅰの履修・修得を前提とする。

4. 豊岡キャンパス教育実習の履修基準

教育実習（学外実習2週間）の履修は、原則として併設園である「こうのとり認定こども園」（1週間）での実習において、成績の総合評価が「C」以上であることを前提とする。

5. 現場実習への配属の可否

通常科目の履修と異なるため、上記の1. 2. の他に「豊岡短期大学学生の懲戒等に関する規程」に抵触するなど、学生生活の取り組み姿勢、素行、マナー、身だしなみなどの全般的な社会性や健康維持管理の観点から総合的に判断する。

6. 追実習

実習期間中に健康上の事由・怪我・事故（「豊岡短期大学単位授与規程」及び「豊岡短期大学公欠取扱基準」に準ずる）によって、実習を中断せざるを得ない場合は、追実習の手続きをとることにより、再度または継続して実習を実施することができる。

7. 再実習

各実習において不可になった場合、当該実習の事前学習、実習期間及び授業日程の観点から原則当該年度中に再実習をすることはできない。

附 則

- 1 この内規は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この内規の改正は、令和4年4月1日から施行する。
- 3 この内規の改正は、令和6年4月1日から施行する。

豊岡短期大学保育士資格を付与するための科目等履修生制度に関する内規

第1条 本学こども学科（含む幼児教育学科、幼児教育科、児童教育学科幼児教育学専攻）在学中に保育士資格証明書を取得しないで卒業し、後年保育士資格取得を希望した場合は、平成7年3月31日児保第10号厚生省児童家庭局保育課長通知「保母を養成する学校その他の施設における保母資格付与のための科目等履修生制度の取扱について」ならびに平成15年12月8日雇児発第1208001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育士養成課程修了証明書等について」および本内規により措置する。

第2条 保育士資格取得に必要な科目・単位を本学または他の保育士を養成する学校において科目等履修生として履修する場合、事前に「保育士資格取得希望願」（別紙様式1）により本学の指導を受けなければならない。

第3条 科目等履修生として、保育士資格取得に必要な科目・単位を修得した場合は、所定の「保育士養成課程修了証明書交付申請書」（別紙様式2）に次の書類等を添えて、学長へ願い出なければならない。

- ① 本学卒業時の単位修得証明書
- ② 科目等履修生の単位修得証明書
- ③ 手数料 3,000円

第4条 保育士養成課程修了証明書の交付期日は、原則として申請月の翌月末日付とする。

附 則

- 1 この内規は、平成9年5月1日から施行する。
　　↓
- 6 この内規の改正は、平成28年4月1日から施行する。

豊岡短期大学学生会規約

第1章 総 則

(名称および所在地)

第1条 本会は豊岡短期大学学生会（以下、「本会」と称する）とし、事務局を兵庫県豊岡市戸牧160番地豊岡短期大学内に置く。

(構 成)

第2条 本会は、豊岡短期大学通学部に所属する学生をもって構成する（以下、「会員」という）。

2 本会に顧問を置き、教授職の教員がその任にあたる。

3 学生会は顧問教員の指導を受ける。

(目 的)

第3条 本会は、以下のことを目的とする。

- (1) 学生活の発展と向上を図ること。
- (2) 会員相互の親睦を図ること。
- (3) 本学の発展に努めると共に、社会に貢献すること。

(活 動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、学生の自治によって活動を行う。

2 本会は円滑な運営を図るために、顧問教員の助言を受ける。

第2章 権利および義務

(権利及び義務)

第5条 会員は次の権利及び義務を有する。

- (1) すべての会員は学生活動に参加する権利と義務を有する。
- (2) 規約を遵守するとともに、本会の目標達成のため努力し、学生総会の決定事項に従う義務を負う。
- (3) 全ての会員は、本会運営のために会費納入の義務を負う。
- (4) 全ての会員は、クラブ・同好会に所属する権利がある。
- (5) 姫路キャンパス所属の会員は、主に姫路大学学生会の活動に参加することができる。

第3章 学生総会

(学生総会)

第6条 学生総会は学生の総意を表明する本会の最高機関であり、全会員をもって構成

される。

(学生総会の開催)

第7条 学生総会は、次の場合に会長が召集し議長を務める。

1. 定期総会 (年1回)

2. 臨時総会

1) 会員の5分の1以上の要求があった場合

2) 執行部役員会から要求があった場合

(学生総会の成立)

第8条 学生総会は、全会員の過半数の出席を必要とする。(ただし、委任状出席を含む。)

2 議決は出席者の過半数で決定し、賛否同数の場合は議長が決定する。

(議 決)

第9条 学生総会は次の事項を議決する。

1. 活動報告および方針

2. 予算案および決算の承認

3. 規約改正

4. 執行部役員の選出

5. そのほか、学生総会で審議されるべき事項

(執行部役員)

第10条 本会の執行部役員は次の通りとする。

1. 会長 1名

1. 副会長 1名

1. 会計 2名 (うち1名は、教務学生課職員があたる)

1. 書記 1名

1. 監査 学生から1名、教員から1名

1. 相談役 若干名

2 執行部役員の任期は12月1日から翌年11月30日までの1年間とする。

(クラブ・同好会)

第11条 全ての会員は、クラブ・同好会に所属することができる。

2 クラブ・同好会は活動に必要な費用の補助を、納入された会費の中から、必要な手続きを経て、学生会へ申請することができる。

第4章 会 計

(会計年度)

第12条 会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

(経 費)

第13条 本会の経費は、入会金・会費・収入・その他をもってこれにあてる。また、会費の金額については次のとおりとする。

- (1) 入会金は5,000円とし、年会費は10,000円とする。
- (2) 姫路キャンパス所属学生については、上記金額を本会へ納入後、姫路大学学生規約に基づき、会計が必要な手続きを経て姫路大学学生会へ振込を行う。
- (3) 会長は必要があれば、学生総会の承認を得て、臨時会費を徴収することができる。

(予 算)

第14条 会計は、毎年度本会の予算案を作成し、学生会総会に提出しなければならない。

(決 算)

第15条 会計は、毎年度本会の決算を行い、会計監査を受けた後、学生会総会に報告しなければならない。

(監 査)

第16条 監査は会計より提示された決算資料の監査を行い、学生会総会に報告しなければならない。

(繰越金)

第17条 余剰金は次年度に繰り越す。

(会計事務)

第18条 会計に関する「学生会会計事務取扱要領」は、別に定める。

第5章 改廃および細則

(改 廃)

第19条 本規約は、必要に応じて、改廃することができる。その審議及び議決は、学生会総会において行わなければならない。

(細 則)

第20条 必要に応じて、本規約に関する細則を定める事ができる。その審議及び議決は、学生会総会において行わなければならない。

(細則の改廃)

第21条 細則は、必要に応じて、改廃することができる。その審議及び議決は、学生会総会において行なわれなければならない。

附 則

1. この学生会規約は、令和2年4月1日より施行する。
2. この規約の改正は、令和3年12月1日より施行する。

豊岡短期大学遠征合宿に関する内規

第1条 学生団体の遠征又は合宿に関する事項は、学生規程に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

第2条 学生の団体が、遠征又は合宿しようとするときは、責任者2名を定め出発日の2週間（14日）前までに次の書類を揃え、教務学生課へ願い出て許可を受けなければならぬ。

- (1) 遠征、合宿又は行事許可願 1部
- (2) 遠征、合宿実施要項 1部
- (3) 参加者名簿 1部
- (4) その他提出を求められた書類 各1部

第3条 前条の願い出を行うときは、必ず顧問の承認を得なければならない。

第4条 遠征又は合宿の願い出事項に虚偽、不審のあるときは、教務学生課より直ちに計画の変更又は中止を指示することがある。

第5条 遠征又は合宿中に不測の事態が生じたときは、責任者は、その旨を速やかに教務学生課へ連絡しなければならない。

第6条 遠征又は合宿が終了したときは、責任者は、その修了の日より3日以内に結果を教務学生課へ報告しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、昭和45年4月1日から施行する。
　　{
- 5 この内規の改正は、平成28年4月1日から施行する。

学校法人弘徳学園の組織

◆ 豊岡短期大学（豊岡キャンパス・姫路キャンパス）

こども学科

通信教育部（こども学科）

◆ 幼保連携型こどものとり認定こども園

◆ 姫路大学

大学院（看護学研究科）

看護学部（看護学科）

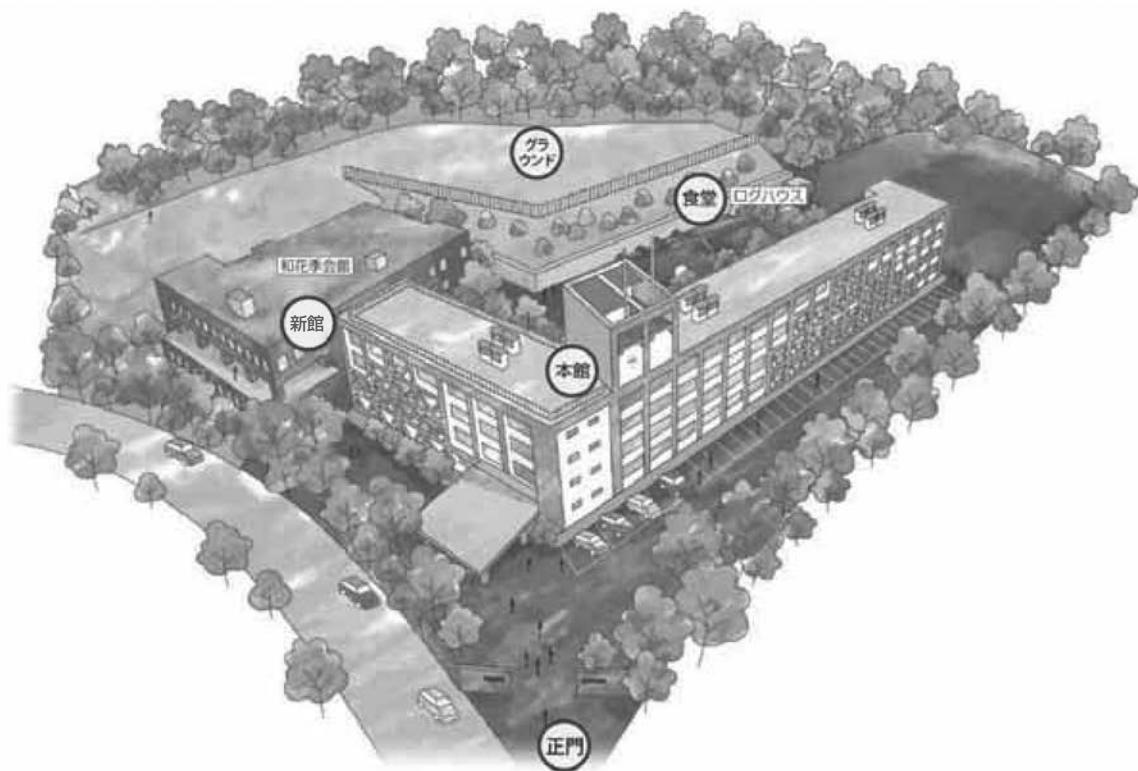
教育学部（こども未来学科）

通信教育課程（教育学部こども未来学科）

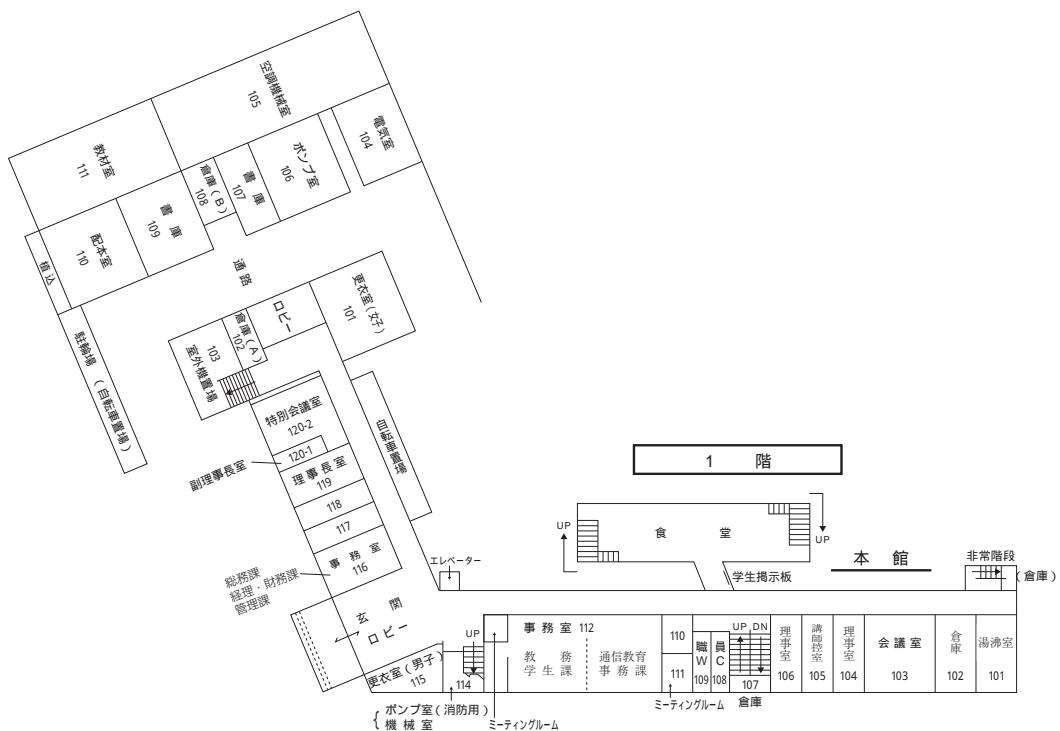
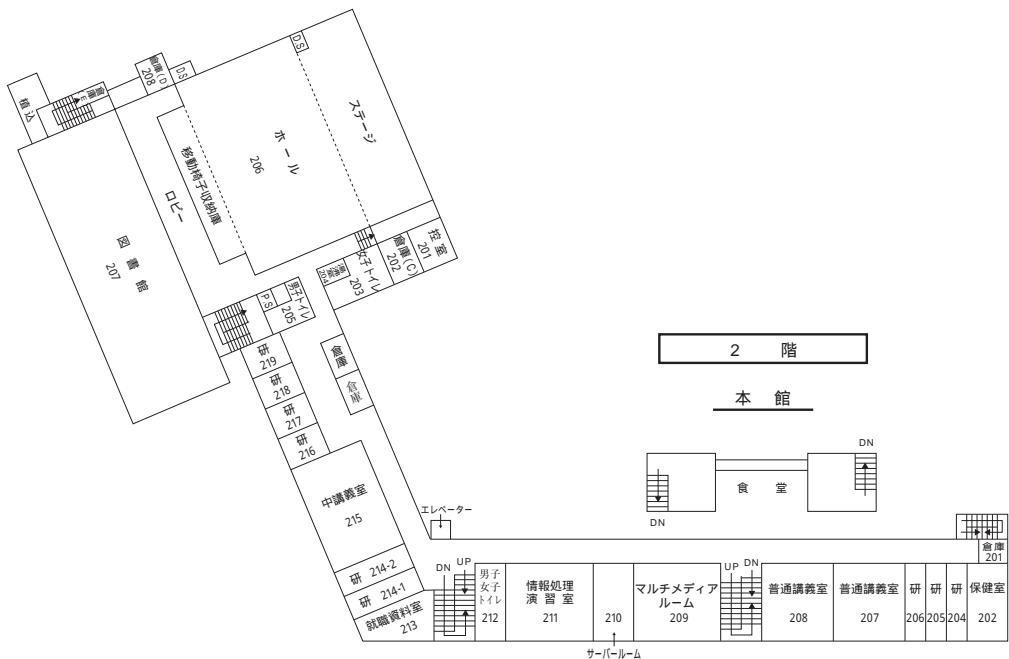
◆ 近畿大阪高等学校

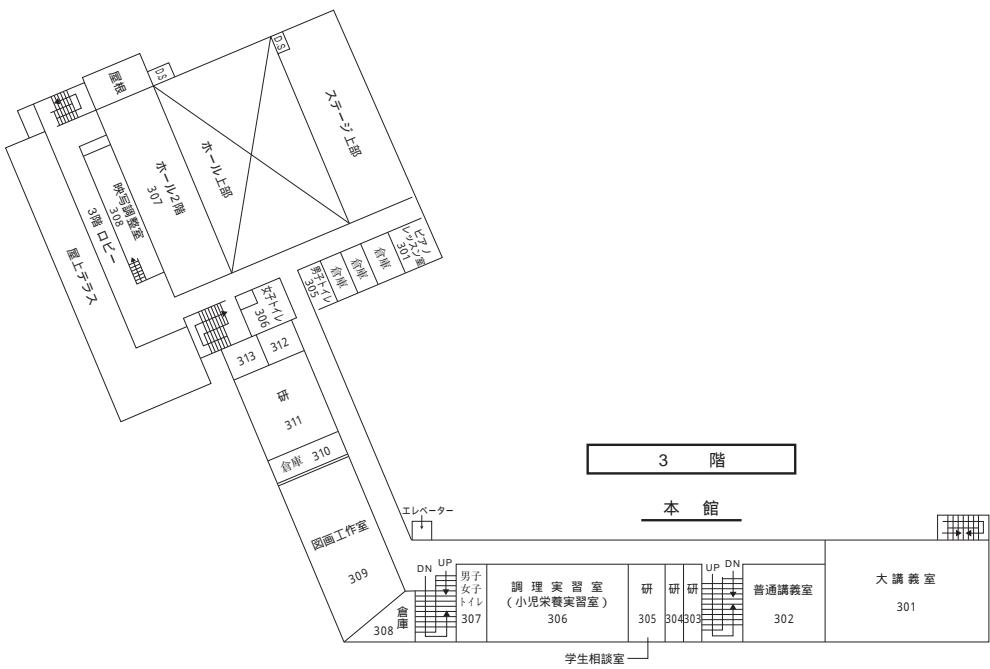
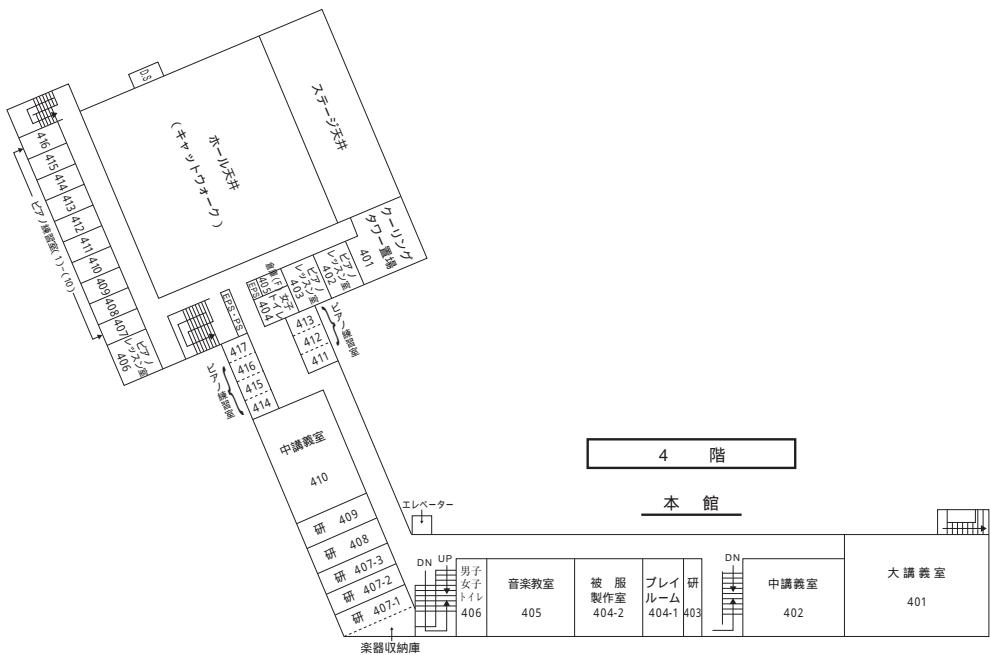
（通信制）

豊岡キャンパス校舎配置図

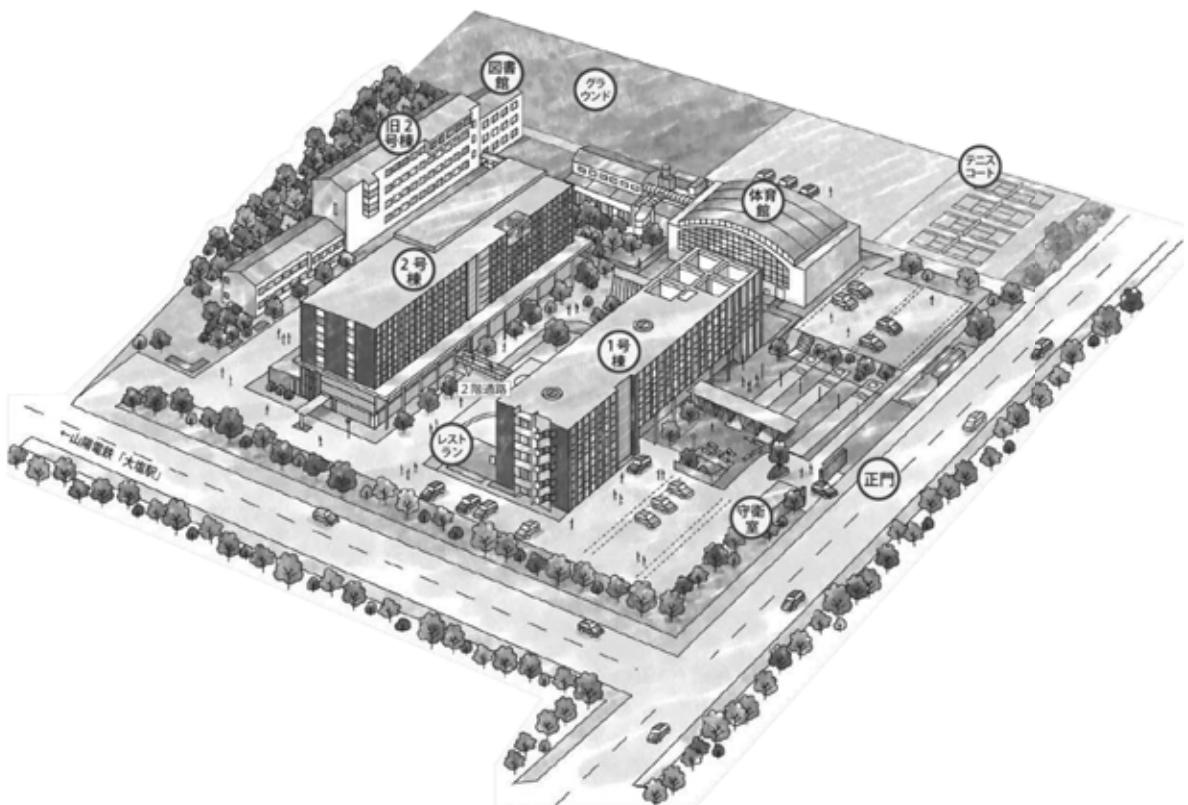


豊岡キャンパス教室配置図



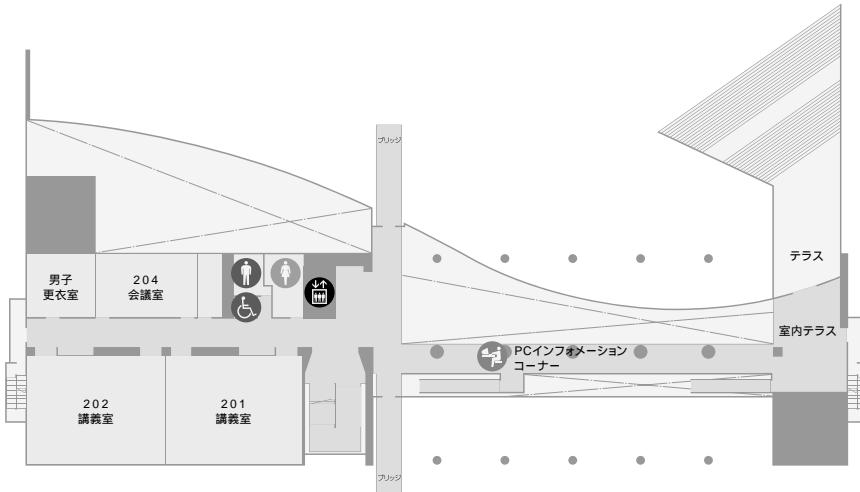


姫路キャンパス校舎配置図

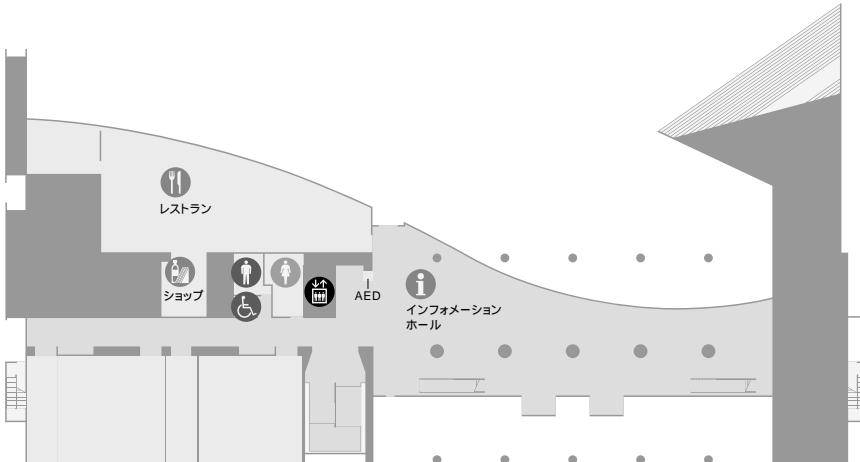


姫路キャンパス教室配置図

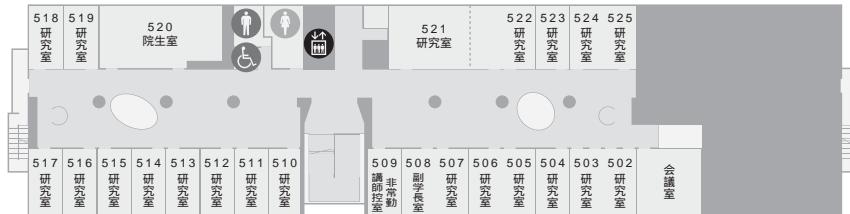
1号棟



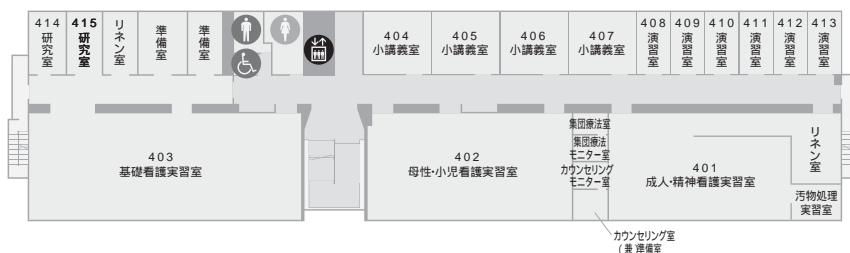
2F



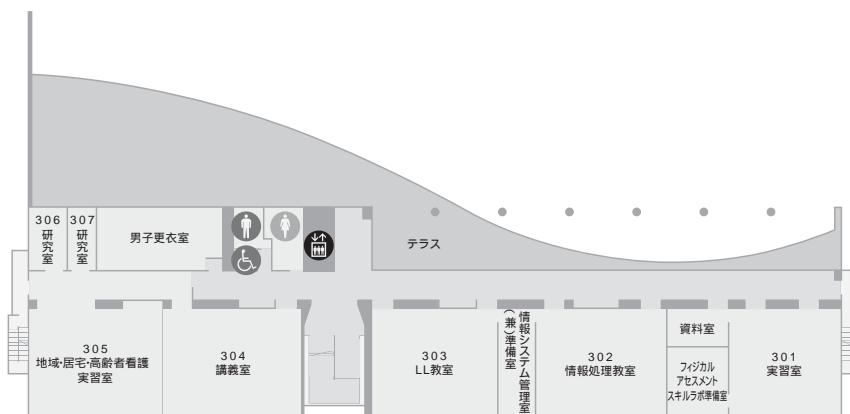
1F



5F

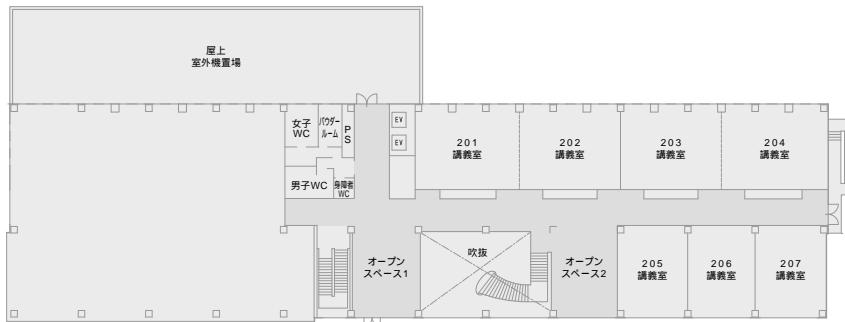


4F



3F

2号棟



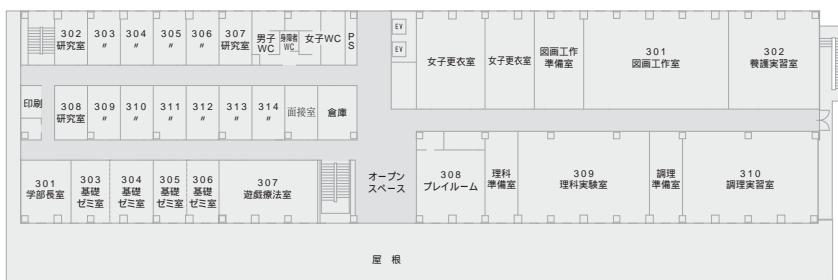
2F



1F

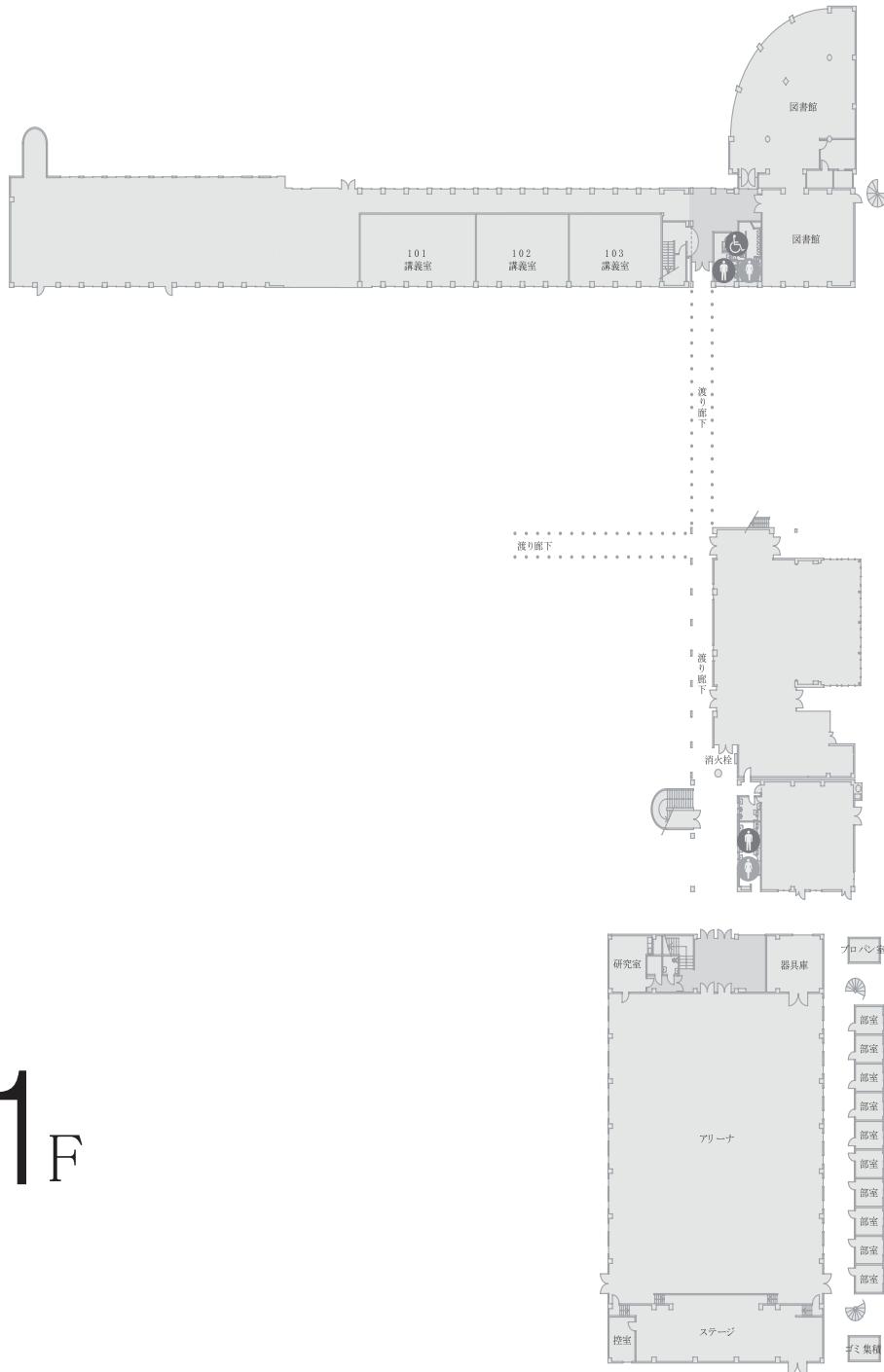


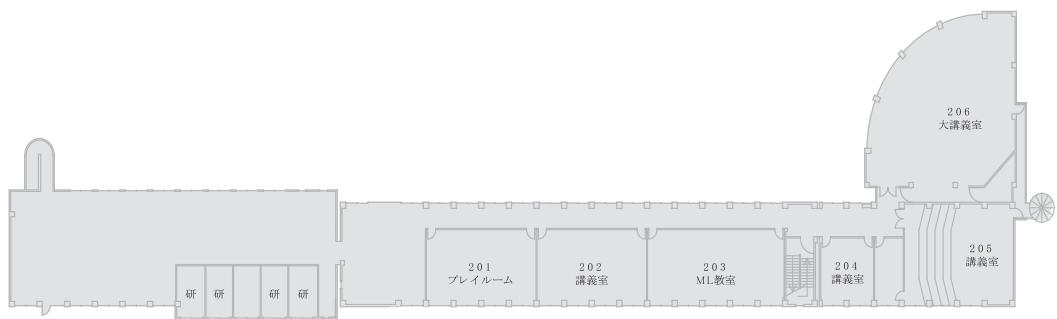
4F



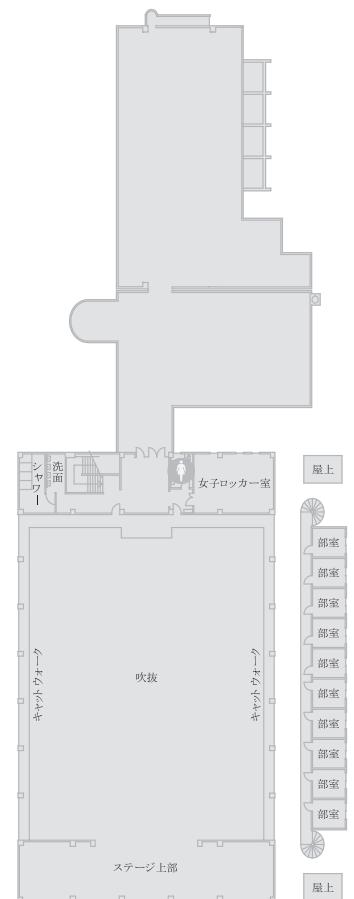
3F

旧2号棟

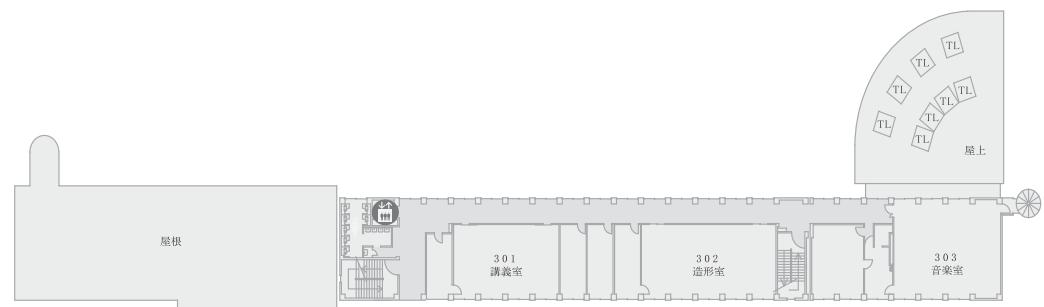
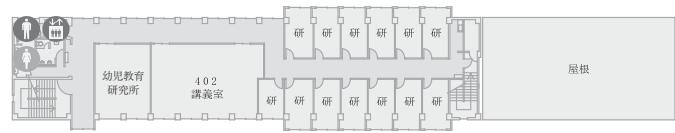




2F



4F



3F



令和7年度 学生便覧

令和7年4月1日発行（非売品）

編集兼行者 豊岡短期大学

〒668-8580 兵庫県豊岡市戸牧160番地
発行所 豊岡短期大学
電話 (0796) 22-6361

印刷所 神戸ワープロサービス
兵庫県神戸市西区小山3丁目11-6
電話 (078) 927-5221

学籍 番号		氏 名	
----------	--	--------	--